

白河市地域防災計画

一般災害対策編

(令和4年3月修正)

白河市防災会議

目 次

第 1 章 総 則

第 1 節	計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 1 節	計画の目的及び位置づけ	
第 2 節	計画の構成	
第 3 節	計画の推進及び修正	
第 4 節	他の法令に基づく計画との関係	
第 5 節	計画の周知徹底	
第 2 節	災害対策の基本理念、計画の基本方針及び活動目標・・・・・・・・	3
第 1 節	災害対策の基本理念	
第 2 節	基本方針	
第 3 節	発災直前及び発災後の活動目標	
第 3 節	防災関係機関の事務または業務の大綱・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第 1 節	白河市	
第 2 節	消防機関	
第 3 節	指定地方行政機関	
第 4 節	陸上自衛隊	
第 5 節	福島県	
第 6 節	福島県警察	
第 7 節	指定公共機関または指定地方公共機関	
第 8 節	災害協力団体及び防災関係団体	
第 9 節	防災関係機関の実施責任	
第 4 節	調査研究体制の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
第 1 節	防災アセスメントの実施及び防災マップ等の整備	
第 2 節	自主防災組織の推進及び育成について	
第 5 節	白河市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
第 1 節	白河市の自然条件	
第 2 節	白河市の社会的条件	
第 3 節	白河市の自然災害等の記録	
第 6 節	白河市の災害想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
第 1 節	風水害	
第 2 節	土砂災害	
第 3 節	雪害	
第 4 節	地震災害	
第 5 節	火災	
第 6 節	火山災害	
第 7 節	原子力災害	
第 8 節	その他の人的及び都市型災害	

第7節	住民等の責務	19
第1	住民の責務	
第2	災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務	

第2章 災害予防計画

第1節	防災組織の整備	20
第1	市の防災組織	
第2	福島県	
第3	防災関係機関の防災組織	
第4	白河市消防団	
第5	自主防災組織	
第6	応援協力体制の整備	
第7	事業所	
第8	公的機関の業務継続性の確保	
第2節	防災情報通信網の整備	23
第1	防災通信体制の整備	
第2	その他通信網の整備活用	
第3節	気象等観測体制	24
第1	気象等観測施設網	
第4節	水害予防対策	27
第1	水害予防のための各種対策	
第2	浸水想定区域における避難の確保	
第5節	土砂災害予防対策	29
第1	土砂災害予防のための各種対策	
第2	土砂災害警戒区域等の指定及び防災対策	
第6節	雪害予防対策	31
第1	雪害予防のための対策	
第7節	火災予防対策	32
第1	消防体制の整備	
第2	広域的な応援体制の整備	
第3	火災予防計画	
第4	初期消火体制の整備	
第5	火災拡大要因の除去計画	

第8節	受援・応援体制の整備	35
第1	消防相互応援協定	
第2	市町村相互応援協定等の締結	
第3	防災関係機関等との協定等	
第4	受援体制の整備	
第9節	都市の防災構造の強化及び文化財等災害予防対策	38
第1	都市の防災構造の強化	
第2	文化財災害の予防	
第10節	ライフライン関連施設の予防対策	40
第1	上水道施設	
第2	下水道施設	
第3	電力施設	
第4	ガス施設	
第5	電話施設	
第6	鉄道施設	
第11節	緊急輸送の環境整備	41
第1	緊急輸送の環境整備	
第2	航空輸送の環境整備	
第12節	避難の環境整備	43
第1	避難計画の策定	
第2	指定緊急避難場所の指定等	
第3	指定避難所の指定等	
第4	指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点	
第5	避難路の選定	
第6	避難場所等の居住者等に対する周知	
第7	避難誘導體制の整備	
第8	学校、病院、社会福祉施設等における避難計画	
第9	男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進	
第10	平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進	
第13節	医療（助産）救護・防疫体制の整備	57
第1	医療（助産）救護体制の整備	
第2	防疫体制	
第3	広域医療体制の整備	
第14節	食料等の調達・確保、防災資機材等の整備、災害廃棄物処理計画の策定 及び罹災証明書発行体制の整備	59
第1	備蓄品の確保	
第2	防災資機材等の整備	
第3	災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立	
第4	罹災証明書発行体制の整備	

第15節	防災教育	62
第1	防災知識の普及啓発	
第2	防災上重要な施設における防災教育	
第3	防災対策要員に対する防災教育	
第4	防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練	
第5	学校教育における防災教育	
第6	災害教訓の伝承	
第16節	防災訓練	65
第1	総合防災訓練	
第2	個別訓練	
第3	事業所、自主防災組織及び住民等の訓練	
第4	訓練の評価と市地域防災計画等への反映	
第17節	自主防災組織の整備	68
第1	自主防災組織の育成指導	
第2	自主防災組織の編成基準	
第3	自主防災組織の活動	
第4	自主防災組織の充実	
第5	企業防災の促進	
第6	地区防災計画の作成	
第18節	要配慮者対策	70
第1	白河市地域防災計画、全体計画において定める全般的事項	
第2	避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供	
第3	個別計画の策定	
第4	社会全体で避難行動要支援者を支援する体制の構築	
第5	要配慮者利用施設等における対策	
第6	要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備	
第7	避難所の整備	
第8	福祉避難所の指定	
第9	在宅者に対する対策	
第10	外国人及び市外からの来訪者への対策	
第19節	災害ボランティアとの連携	77
第1	ボランティア活動の意義	
第2	ボランティアの啓発活動	
第3	ボランティア団体等の把握	
第4	ボランティアの種類	
第5	災害ボランティアの受入れ体制の整備	

第3章

災害応急対策計画

第1節	応急活動体制	79
第1	白河市災害対策本部の設置	
第2	災害対策本部の運営	
第2節	職員・市消防団の動員配置	82
第1	配備基準	
第2	職員の動員	
第3	職員の配備	
第4	市消防団員の動員	
第3節	災害情報等の収集・伝達	85
第1	気象注意報・警報・特別警報等の定義と発表基準	
第2	水防用気象通報並びに水防警報	
第3	火災気象通報の発表基準	
第4節	被害情報等の収集・伝達	91
第1	被害情報の収集・伝達体制	
第2	被害報告の要領	
第5節	通信の確保	94
第1	伝達体制	
第6節	応援協力の要請	95
第1	応援協力の要請	
第2	応援受援体制の確保	
第7節	災害広報	98
第1	広報活動及び実施手順	
第2	報道機関への発表	
第8節	水防計画	101
第1	市水防本部の設置及び組織	
第2	水防事務分担	
第9節	救助・救急	103
第1	関係機関の救助・救急活動	
第2	市による救助・救急活動	
第3	自主防災組織、事業所等による救助活動	
第4	広域応援	

第10節	自衛隊派遣要請	105
第1	災害派遣要請基準及び災害派遣要請の範囲	
第2	災害派遣要請の要求要領	
第3	災害派遣部隊の受入れ体制の整備	
第4	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限	
第5	派遣部隊の撤収	
第6	経費の負担区分	
第11節	避難	109
第1	避難指示等の発令	
第2	警戒区域の設定	
第3	避難の誘導	
第4	避難所の開設等	
第5	安否情報の提供等	
第12節	医療・助産救護	119
第1	医療・助産救護活動	
第2	応急救護所の設置	
第3	救護班の業務	
第4	応援の要請	
第5	傷病者等の搬送	
第6	医薬品、資機材の確保等	
第13節	緊急輸送対策	121
第1	緊急輸送の範囲・手段	
第2	緊急輸送路等の確保	
第3	輸送拠点	
第14節	災害警備活動及び交通規制措置	124
第1	災害警備活動	
第2	交通規制措置	
第3	緊急通行車両	
第4	警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等	
第15節	防疫及び保健衛生	127
第1	防疫活動	
第2	食品衛生監視	
第3	健康支援活動	
第4	精神保健活動	
第5	防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達	
第6	動物（ペット）救護	

第16節	災害廃棄物処理対策	130
第1	災害廃棄物排出量の推計	
第2	収集対策	
第3	ごみ処理対策	
第4	ごみ処理施設	
第5	し尿処理対策	
第6	し尿処理施設	
第7	応援体制の確保	
第17節	給水救護対策	134
第1	給水の救護対策	
第18節	食料救護対策	136
第1	食料の救護対策	
第2	食料の確保	
第3	災害時における食品集積場所	
第4	救護物資の仕分け作業	
第5	食料の輸送	
第19節	生活必需物資救援対策	139
第1	生活必需物資の救援対策	
第2	災害時における救援物資集積場所	
第3	救援物資の仕分け作業	
第4	生活必需品の輸送	
第20節	被災地の応急対策	142
第1	被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談	
第2	障害物の除去	
第3	応急仮設住宅の建設	
第4	住宅の応急修理等	
第5	土木施設の応急対策	
第6	災害相談対策	
第21節	死者の捜索、遺体の処理等	146
第1	全般的な事項	
第2	遺体の捜索	
第3	遺体の収容	
第4	遺体の火葬、埋葬	
第5	災害弔慰金の支給	
第22節	ライフライン関連施設の応急対策	149
第1	上水道施設応急対策	
第2	下水道施設応急対策	
第3	電気施設応急対策[東北電力ネットワーク(株)白河電力センター]	
第4	ガス施設(都市ガス)応急対策[東北ガス株式会社]	
第5	電気通信施設応急対策[東日本電信電話(株)福島支店]	
第6	鉄道施設応急対策[東日本旅客鉄道(株)新白河駅]	
第7	バス応急対策[福島交通(株)白河営業所、ジェイアールバス関東(株)東北白河支店]	

第23節	文教対策	156
第1	児童・生徒等保護対策及び応急教育対策	
第2	教科書及び学用品の調達・支給	
第3	文化財の保護及び応急対策	
第24節	要配慮者対策	159
第1	要配慮者に係る対策	
第2	社会福祉施設等に係る対策	
第3	障がい者及び高齢者に係る対策	
第4	児童に係る対策	
第5	外国人に係る対策	
第25節	災害ボランティアとの連携	162
第1	ボランティア団体等の受入れ	
第2	ボランティアの活動内容	
第3	連携体制の確保	
第26節	災害救助法の適用等	164
第1	災害救助法の適用	
第2	災害救助法の適用手続き等	
第3	救助の実施状況の記録及び報告	
第4	特別基準の申請	
第5	災害救助法による救助の種類及び救助費の繰替支弁	
第6	災害対策基本法に基づく強制権等	
第27節	被災者生活再建支援法に基づく支援等	168
第1	被災者生活再建支援法に基づく支援	
第2	罹災証明書の交付	
第3	被災者台帳	
第28節	農業対応対策	172
第1	凍霜害対策	
第2	稲作病害虫予防対策	
第3	家畜伝染病対策	
第4	被害報告	

第4章 災害復旧計画

第1節	施設の復旧対策	173
第1	災害復旧事業計画の作成	
第2	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	
第3	激甚災害の指定	
第4	災害復旧事業の実施	

第2節 被災地の生活安定	177
第1 義援金品の配分	
第2 被災者の生活確保	
第3 災害弔慰金の支給	
第4 被災者への融資	

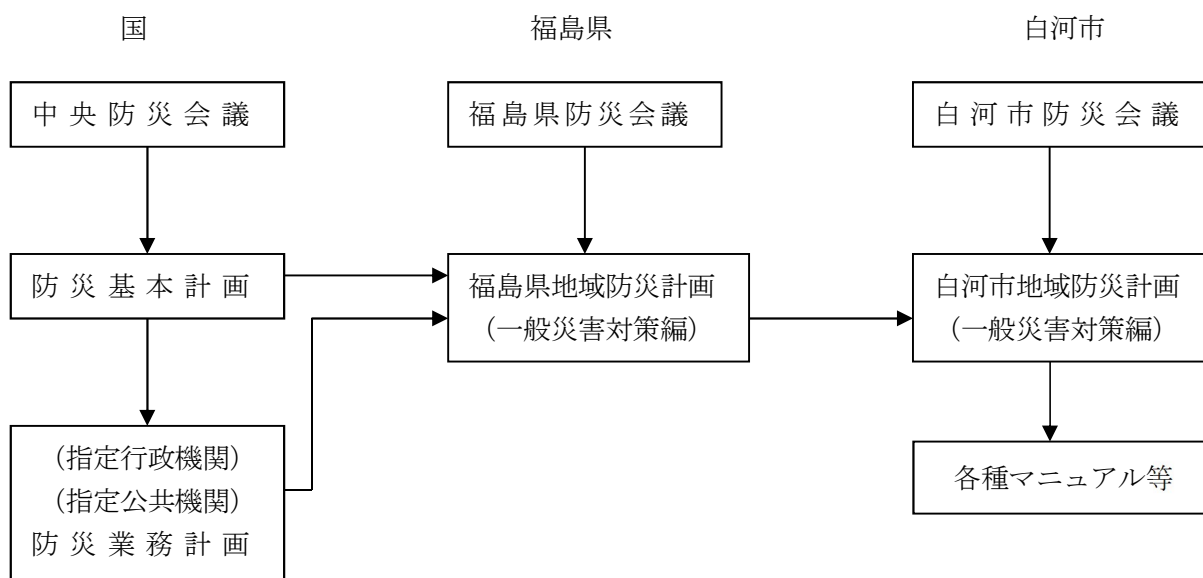
第1章 総 則

第1節 計画の目的

第1 計画の目的及び位置づけ

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づくとともに、平成10年8月末豪雨災害、平成23年3月11日の東日本大震災及び令和元年東日本台風の教訓を生かし、白河市防災会議が作成する計画であって、白河市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による被害を軽減することをもって、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

国、県、市における防災会議と防災計画（一般災害対策編）の位置づけ



第2 計画の構成

白河地域防災計画は、次の各編で構成する。

1 一般災害対策編（水害及び雪害等の対策について定める。）

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防計画
- 第3章 災害応急対策計画
- 第4章 災害復旧計画

2 地震災害対策編（地震対策について定める。）

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防計画
- 第3章 災害応急対策計画
- 第4章 災害復旧計画

- 3 原子力災害対策編
第1章 原子力災害対策計画
- 4 事故対策編
第1章 事故対策計画
- 5 資料編（計画全般に関する資料等を記載する。）

第3 計画の推進及び修正

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

本計画の下位には、地域防災計画に規定する対策を効果的に実施するための具体的な活動要領を記載した各種マニュアル等を位置づける。

なお、市及び各防災関係機関は、本計画と各防災関係機関の防災業務計画等の整合をとり、相互に効果的な取組を推進する。

第4 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、市の地域にかかる災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するものであって、市の地域を包含する福島県地域防災計画及び各機関が作成する防災業務計画と矛盾または抵触するものであってはならないものとする。

第5 計画の周知徹底

市及び防災関係機関等並びに市民・事業所等は平常時から訓練その他の方法により、この計画の習熟及び周知徹底を図るものとする。

1 防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもとより、一般企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、防災に関する教育及び訓練を実施するものとする。

2 防災広報の徹底

防災関係機関は、地域住民の防災意識高揚のため、各種の広報媒体を利用するなど、あらゆる機会をとらえ、広報の徹底を図るものとする。

第2節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標

第1 災害対策の基本理念

災害対策は、災害対策基本法で定める次の事項を基本理念として行われるものであり、本計画も基本理念に基づき策定するものとする。

- 1 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること、並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、市民の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 5 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 6 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第2 基本方針

この計画は、防災並びに災害への対応を円滑に推進するため、県及び関係機関との緊密な体制を確立し実施責任を明確にすること、更には、災害予防、災害応急対策、災害復旧、その他必要とする災害対策等の基本を定めることにより、総合的な災害対応力を整備、推進し、本市が目指す「みんなの力で未来をひらく 歴史・文化のいきづくまち 白河」の実現に資することを目的とするものである。

このため、この計画の樹立及びその推進に当たっては、次の事項を基本とする。

1 防災基盤の整備

災害による被害を最小限に食い止めるために、都市の防災性の向上を目指し、都市基盤の整備推進を図る。

2 初動体制の重視

災害の発生を未然に防止し、または被害の拡大防止を図るためには、初期の段階における対応が極めて重要であり、当該災害に対する適正な配備体制による対応が必要である。

このため、職員の初動配備体制、気象情報の収集、被害状況の把握、応援要請、交通規制及びそれらに伴う関係機関との連絡体制の確立等、迅速かつ的確な初動体制の確立に努める。

3 職員全体の対応体制の強化

災害対応は、あらゆる部門にかかわる総力戦であり、特に大規模な災害発生時には、担当部・課等だけの活動では限界がある。このため、すべての職員がいざという時に防災担当となることを前提に、各人が日常業務と異なる災害時の担当業務やその実施体制について熟知するとともに、全庁的に防災事務に対応する体制の強化に努める。

4 行政、市民、企業等の協力体制の整備と防災意識の高揚

大規模な災害に対しては、行政はもとより、市民、企業等が相互に協力し、一体となって災害対策に取り組んでいく必要がある。

そのため、町内会における自主防災組織の充実、事業所等における防災体制の整備等を通じ、市内の防災体制の強化を図っていくと同時に、防災訓練や防災教育、普及啓発活動を推進する。

5 平成10年8月末豪雨災害の教訓を活用

市民3人の尊い命を奪い、11人の市民が負傷した人的被害に加え、49棟に及ぶ全壊・半壊の家屋被害や、床上・床下浸水家屋など、平成10年8月末の豪雨災害は本市に甚大な被害を与えた。

- (1) 土砂崩れや河川氾濫、橋梁の流失、道路被災等が市内各地で発生する等、正に記録的な未曾有の大災害となり、それらへの実践対応は多くの生きた教訓を残した。
- (2) 災害現地の最悪な条件下での情報の受信と発信の確保や、適切な避難指示と避難施設の整備、また、ごみ処理や衛生と健康の管理、更には、災害ボランティアへの対応等、様々な教訓を活用する。
- (3) 毎年8月27日を「白河市防災の日」として制定し、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図る。

6 平成23年3月11日の東日本大震災の教訓を活用

本市においては、震度6強の強い揺れを観測し、土砂崩れ等による15名の死者、2,780棟を超える建物の全・半壊、ライフラインである水道の17日間にわたる断水、国道289号をはじめ基幹道路等の通行止めなど、市内全域にわたり社会生活基盤が大きな打撃を受けた。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による環境汚染をはじめ、産業や生活全般にわたる風評被害などの原子力災害がもたらされた。

- (1) 土砂崩れや建物損壊、道路被災、ライフラインの断絶等が市内各地で発生する等、未曾有の大災害となり、それらへの実践対応は多くの生きた教訓を残した。
- (2) 避難所の運営、瓦礫や建材などの大量の災害廃棄物の受け入れ対応、情報伝達や災害ボランティア活動、避難や輸送、救援活動等、様々な教訓を活用する。

※「白河市震災復興計画」（平成23年12月）より参照引用

7 令和元年東日本台風の教訓を活用

10月12日の日降水量が観測史上最多の368.5ミリを記録し、この雨により旗宿地区・表郷地区の中央部を流れる社川の堤防決壊などを引き起こし、床上・床下浸水や農地の冠水、土砂崩れや橋の崩落等の大きな被害が発生した。

- (1) 警戒レベルに対する住民の理解、気象・避難情報等の伝達、避難所への避難経路の確保、避難行動要支援者の避難支援等について課題が残った。
- (2) 被災農地の迅速な復旧、災害廃棄物の処理、避難所の運営、給水活動、様々な教訓を活用する。

8 新型コロナウイルス感染症対策

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

9 水害による死者をゼロにする災害文化の醸成

台風などの風水害はある程度被害を予測することができる災害であり、事前の備えが極めて重要である。「自助」の意識や地域において助け合う「共助」の意識を高め、災害から身を守る「災害文化」を醸成して台風などによる死者をゼロにすることを旨とする。

第3 発災直前及び発災後の活動目標

風水害等は、気象情報等の分析により災害発生の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等、災害発生直前の活動が重要である。

また、被害の様相は、発災直後からの時間の経緯とともに刻々と変化する。そのため、優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、

活動区分	活 動 目 標
直前対応	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害直前活動 1 気象情報、警報等の伝達 2 適切な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 3 水防活動やせき、水門等の適切な操作等の災害未然防止活動の実施
緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> ■ 初動体制の確立 1 対策活動要員の確保（非常招集） 2 対策活動空間と資機材の確保 3 被災情報の収集・解析・対応 ■ 生命・安全の確保 1 初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 2 迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 3 広域的な応援活動の要請、広域的な協力による救助・救急活動等の遂行 4 給食、給水の実施 5 道路警戒、治安維持に関する対策 6 災害の拡大防止及び二次災害の防止関連対策
応急対応	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被災者の生活安定 1 ライフラインの早期復旧等の社会面の早急な回復 2 救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供 3 通勤、通学手段、就業、就学環境の早急な回復 4 代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復 5 生活再建に係る支援の実施
復旧対応	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域・生活の回復 1 被災者のケア 2 ゴミ、ガレキ等の撤去 3 都市環境の回復

共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。このため、発災直前及び発災後の基本的な事項について活動目標を次のとおりとする。

復興対応	<ul style="list-style-type: none">■ 地域生活の再建・強化<ul style="list-style-type: none">1 教訓の整理2 都市復興計画の推進3 都市機能の回復・強化
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

なお、活動区分ごとの活動目標については、基本的な事項についてまとめたものであり、実際の運用に当たっては、災害の態様、状況等を配慮し対応するものとする。

第3節 防災関係機関の事務または業務の大綱

市は防災の一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

また、市及び防災関係機関が防災に関して処理する事務または業務の大綱は、次のとおりとする。

第1 白河市

事 務 ま た は 業 務 の 大 綱	
1	防災会議の事務調整に関する事。
2	防災知識の普及及び教育に関する事。
3	消防組織・自主防災組織の育成指導に関する事。
4	防災施設、防災に必要な物質及び資機材の備蓄・整備に関する事。
5	防災訓練の実施に関する事。
6	災害による被害の調査及び報告と情報の収集・伝達に関する事。
7	災害の防御と拡大防止に関する事。
8	救助、防疫等、罹災者の救助保護に関する事。
9	災害復旧資材の確保と物価の安定に関する事。
10	被災産業に対する融資に関する事。
11	被災市有施設の応急対策に関する事。
12	災害時における避難対策に関する事。
13	災害時における文教対策に関する事。
14	災害対策要員の動員、雇用に関する事。
15	災害時における交通、輸送の確保に関する事。
16	保健衛生に関する事。
17	被災施設の復旧に関する事。
18	管内の関係機関等が実施する災害応急対策の調整に関する事。
19	自衛隊の派遣要請に関する事。
20	その他の応急対策に関する事。

第2 消防機関

機 関	事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
白河地方広域市 町村圏消防本部	1 災害の警戒に関する事。 2 災害の防御に関する事。 3 救助に関する事。 4 救急に関する事。 5 自主防災組織の育成に関する事。 6 災害情報の収集に関する事。 7 防災思想の普及に関する事。 8 災害応急対策に関する事。 9 危険物の安全及び規則に関する事。 10 その他、消防計画に定める災害対策に関する事。
白河市消防団	1 災害の警戒に関する事。 2 災害の防御に関する事。 3 救助に関する事。 4 救急に関する事。 5 災害情報の収集に関する事。 6 防災思想の普及に関する事。 7 災害応急対策に関する事。

第3 指定地方行政機関

機 関	事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
福島森林管理署 白河支署	1 森林治水による災害予防及び災害対策に必要な木材の売り払いに関すること。
東北農政局福島県 拠点	1 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
仙台管区气象台 (福島地方气象台)	1 気象、地象、地動及び水象等の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
国土交通省 郡山国道事務所	1 一般国道4号の維持管理、改修及び災害復旧工事に関すること。 2 災害時における一般国道4号の交通規制に関すること。 3 その他防災所定業務に関すること。
白河労働基準監督署	1 工場、事業所等における産業災害の防止対策に関すること。

第4 陸上自衛隊

機 関	事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
第44普通科連隊	1 要請に基づく災害派遣の実施に関すること。 2 自衛隊災害派遣計画の作成・準備に関すること。 3 災害救助のための物品の無償貸与及び譲与に関すること。

第5 福島県

機 関	事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
県南地方振興局	1 気象通報の伝達及び災害情報の収集に関すること。 2 自衛隊の派遣要請に関すること。 3 防災機関相互の連絡調整に関すること。 4 災害救助法の適用に関すること。
県南建設事務所	1 所轄道路及び河川の災害の予防並びに復旧対策の実施に関すること。 2 水防活動（水防資材の調達を含む）に関すること。 3 交通不能箇所の調査及びその応急対策に関すること。 4 土木関係被害の調査及びその応急対策に関すること。
県南農林事務所	1 農業災害の調査及びその応急対策に関すること。 2 農地及び農業用施設の被害調査、応急対策並びに復旧計画に関すること。 3 林野火災の予防対策の実施に関すること。 4 山地災害、治山施設、林道等の被害調査及びその応急対策に関すること。 5 その他所轄施設の災害予防及びその応急復旧対策に関すること。
県南保健福祉事務所 (県南保健所)	1 医療・福祉関係機関の被害の調査及び安否情報の収集に関すること。 2 医療情報の提供及び医療救護班の編成、被災地への医療救護所の設置、医療チームの派遣・連絡調整に関すること。 3 医薬品その他衛生資材の確保・配分及び飲料水の供給に関すること。 4 防疫及び環境衛生、食品衛生、健康管理、メンタルヘルスケアに関すること。

	5 要配慮者の援護対策、動物（ペットに限る。）の救護対策に関する こと。
--	-----------------------------------------

第6 福島県警察

機 関	事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
白河警察署	1 災害情報収集、伝達及び広報に関すること。 2 災害状況の把握と警備体制の確立に関すること。 3 避難指示等及び救助に関すること。 4 犯罪の予防、交通規制に関すること。 5 災害防御活動及び災害救助活動に対する協力に関すること。

第7 指定公共機関または指定地方公共機関

機 関	事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
東日本電信電話(株)福島支店	1 災害時における通信の確保及び災害応急措置に関すること。 2 通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
東北電力ネットワーク(株)白河電力センター	1 電力供給施設の整備及び防災管理に関すること。 2 災害時の電力供給の確保に関すること。 3 被災電力施設の復旧に関すること。
日本放送協会 (福島放送局郡山支局)	1 気象情報及び災害情報の放送に関すること。 2 防災知識の普及に関すること。
日本郵便(株) (白河郵便局)	1 郵便、為替貯金、簡易保険、郵便年金各事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。 2 災害時における郵便はがきの無償交付、為替貯金及び簡易保険、郵便年金の非常取扱いに関すること。 3 被災市民の避難先及び被災状況の情報の提供に関すること。
日本赤十字社	1 医療、助産等救護の実施に関すること。 2 義援金の募集に関すること。 3 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること。
東日本高速道路(株)	1 道路の耐災設備に関すること。 2 災害時の応急復旧に関すること。 3 道路の災害復旧に関すること。
東日本旅客鉄道(株) (新白河駅)	1 鉄道施設等の設備及び防災管理に関すること。 2 災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力に関する こと。 3 災害時における応急輸送対策に関すること。 4 被災鉄道施設の復旧に関すること。
通信事業者 (東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティコミュニケーション(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株))	1 電気通信施設の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設の復旧に関すること。

バス機関 (（公社）福島県バス協会、福島交通(株)白河営業所、ジェイアールバス関東(株)白河支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地の人員輸送の確保に関する事。 2 災害時における避難者等の緊急輸送の協力に関する事。
放送機関 (福島テレビ(株)、(株)福島中央テレビ、(株)福島放送、(株)テレビユー福島、(株)ラジオ福島、エフエム福島)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予報、警報等の放送に関する事。 2 災害状況及び災害対策に関する放送に関する事。 3 放送施設の保安に関する事。 4 防災知識の普及に関する事。
新聞社 (（株）福島民報社、福島民友新聞(株))	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況及び災害対策に関する報道に関する事。
運輸業者 (（公社）福島県トラック協会)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力に関する事。
(一社) 白河医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療助産等救護活動の実施に関する事。 2 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供に関する事。 3 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。
(一社) 福島県LPガス協会白河支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時におけるLPガスの安全対策の実施に関する事。
社会福祉法人白河市社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時のボランティアの受入れに関する事。 2 生活福祉資金の貸付に関する事。

第8 災害協力団体及び防災関係団体

団体事業者等の区分	事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
農業協同組合、土地改良区等の農林関係団体	<ol style="list-style-type: none"> 1 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事。 2 農作物災害応急対策の指導に関する事。 3 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事。 4 被災組合員に対する融資のあっせんに関する事。
森林組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事。 2 被災組合員に対する融資のあっせんに関する事。
白河商工会議所、生活協同組合等の商工業関係団体	<ol style="list-style-type: none"> 1 市が行う商工関係の被害調査、応急対策への協力に関する事。 2 災害時における物価安定の協力に関する事。 3 救助用物資、復旧資材等の確保の協力に関する事。
水道用水供給事業者、組合営水道事業者及び専用水道管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 市が行う被害状況調査及び応急給水への協力に関する事。 2 応急給水活動用災害復旧用資機材の整備に関する事。
金融機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施に関する事。

病院等医療機関の管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。 2 災害時における受入者の保護及び誘導に関する事。 3 災害時における病人等の受入及び保護に関する事。 4 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関する事。
社会福祉施設等の管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。 2 災害時における入所者の保護及び誘導に関する事。
白河建設親和会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における工作活動の協力に関する事。
福島県トラック協会白河支部、一般交通運輸業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における緊急輸送の協力に関する事。
燃料供給業者 (福島県石油業協同組合、福島県石油商業組合)	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の安全管理に関する事。 2 燃料の備蓄に関する事。
(一社)福島県LPガス協会白河支部・都市ガス、ガス供給事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全管理の徹底に関する事。 2 ガス施設の応急対策及びその復旧対策の確立に関する事。
火薬類事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全管理の徹底に関する事。 2 火薬類施設の災害応急対策の実施に関する事。
白河市町内会連合会、各自主防災組織	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災情報の収集及び提供に関する事。 2 市の実施する災害応急対策活動への協力に関する事。 3 防災訓練等の実施に関する事。
NPO法人しらかわ市民活動支援会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時におけるボランティア活動(病院ボランティア等)の支援に関する事。

第9 防災関係機関の実施責任

1 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務または業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行うものとする。

2 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、消防機関、水防団その他組織の整備並びに公共的団体その他防災に関する団体及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市の有する全ての機能を十分に発揮するよう努める。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市、その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第4節 調査研究体制の推進

第1 防災アセスメントの実施及び防災マップ等の整備

風水害等の発生危険箇所等を的確に把握するための防災アセスメント、更には市民の適切な避難や防災活動に役立てるための防災マップ整備等の推進に努める。

第2 自主防災組織の推進及び育成について

平成10年8月末豪雨災害では、公共による応急活動が限界に至った面もあり、各町内会をはじめとする自主的防災力の応援により、各般の応急対応が進められた。

また、平成23年3月11日発生の東日本大震災に伴う葉ノ木平地区での大規模な地すべり災害の対応をはじめ、令和元年10月12日の令和元年東日本台風の際には、自主的に地域の集会所を避難場所として開設をするなど、町内における情報伝達や災害ボランティア活動等により自主防災組織や町内会、地域団体などの「コミュニティ」の重要性が再認識された。

こうした自主防災組織の重要性を教訓に生かして、自主防災組織の推進及び育成に努める。

第5節 白河市の概況

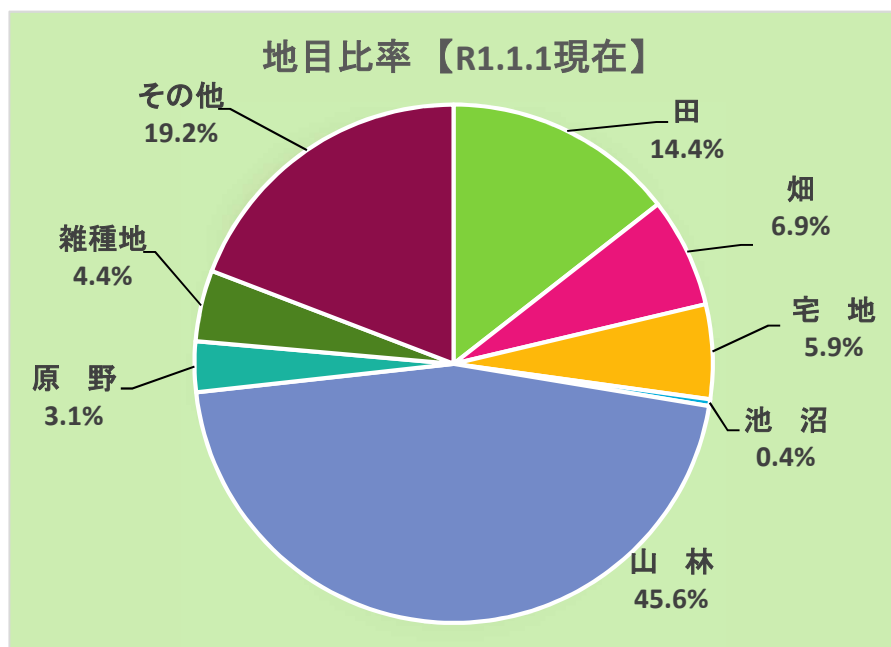
第1 白河市の自然条件

1 位置

本市は、福島県の中通りの南端、栃木県境に位置する那須山麓の丘陵地帯にあり、阿武隈川が本市を西から東に貫流している。

北 緯	東 経	標 高	面 積	隣 接 市 町 村			
				東	西	南	北
37度07分35秒	140度12分39秒	360.50m	305.32 k m ²	棚倉町 浅川町	西郷村	那須町 (栃木県)	矢吹町 泉崎村 中島村 天栄村

2 面積（地目）



地 目		面積 (k m ²)
A	山 林	138.83
B	田	44.10
C	畑	20.87
D	宅地	17.94
E	原野	9.75
F	雑種地	13.88
G	池沼	1.31
H	その他	36.32
合計		305.32

3 気候

白河市は栃木県境にある那須山麓の丘陵地帯にあるため、夏季は比較的涼しく、冬季は寒冷であり、11月から4月にかけて北西の季節風が強い。

また夏季において発雷の多いのも特徴のひとつである。

[資料1－ 1： 白河市の気象概況・白河市における気象観測の記録]

[資料1－ 2： 白河市の気象概要]

[資料1－ 3： 白河市の気温]

[資料1－ 4： 白河市の降水量]

4 市内主要河川

河 川 名	全延長 (m)	行政区域内延長 (m)	警戒水位(m)
阿 武 隈 川	210,527	14,600	2.8
社 川	16,206	16,200	2.5
隈 戸 川	24,600	20,900	2.9
外 面 川	8,500	8,500	—
矢 武 川	8,400	8,400	—
藤 野 川	10,400	10,400	—
泉 川	18,000	2,800	—
高 橋 川	6,600	6,600	—
谷 津 田 川	14,300	6,500	2.0
堀 川	19,306	1,800	2.0
黒 川	21,000	3,300	—

5 地質

地質は、主に新第三紀鮮新世（一部洪積世）の火山活動による安山岩、白河石と呼ばれる石英安山岩質凝灰石、花崗岩からなり、さらに阿武隈川の流路の変遷に伴う各時代の砂礫層が、東西に分布していて地盤が固く構造的に安定している。

6 活断層

活断層については、「日本の活断層—分布図と資料、活断層研究会編、東京大学出版会」によると、白河市の付近に、活断層が確認されている。

また、福島県地震・津波被害想定調査（平成 10 年）によると、県南地域においては、特に顕著な活断層は認識されていないが、南会津地方の大内—倉村断層、栃木県北部の関谷断層による地震や福島県沖地震による影響が予想される。

第2 白河市の社会的条件

1 人口・世帯（国勢調査）

年 次	人口総数 (人)	男 (人)	女 (人)	世 帯
昭和 55 年国勢調査	60,253	29,147	31,106	16,069
昭和 60 年国勢調査	62,596	30,463	32,133	17,226
平成 2 年国勢調査	63,839	31,186	32,653	18,227
平成 7 年国勢調査	65,155	32,080	33,075	19,614
平成 12 年国勢調査	66,048	32,406	33,642	21,271
平成 17 年国勢調査	65,707	32,408	33,299	22,320
平成 22 年国勢調査	64,704	31,884	32,820	22,726
平成 27 年国勢調査	61,913	30,662	31,251	23,004
		一世帯当たり		2.7 人

※平成 17 年以前は旧 1 市 3 村の合計値。

2 産業別就業者（国勢調査）

年次 産業別	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	従業者 数(人)	構成比 (%)	従業者 数(人)	構成比 (%)	従業者 数(人)	構成比 (%)	従業者 数(人)	構成比 (%)	従業者 数(人)	構成比 (%)
第1次産業	2,957	9.0	2,740	8.2	2,515	7.9	2,050	6.9	1,950	6.6
第2次産業	13,789	41.7	13,648	40.7	11,894	37.2	11,301	38.1	11,120	37.7
第3次産業	16,289	49.3	17,146	51.1	17,576	54.9	16,307	55.0	16,450	55.7

※平成17年以前は旧1市3村の合計値。

※分類不能の産業を除く。

3 土地利用状況

本市の、平成29年1月現在の土地利用状況は、市域305.32k㎡のうち、山林が138.86k㎡で45.6%、農用地が64.83k㎡で21.2%、宅地が17.90k㎡で5.9%（工業用地を含む）となっている。

主に白河駅を中心とした阿武隈川と谷津田川に挟まれた平坦地に市街地が広がり、阿武隈川沿い、藤野川沿い、社川沿い及び隈戸川沿いに農地が分布し、周辺を丘陵、山林が取り囲んでいる。

近年は、白河駅周辺地区と新白河駅周辺地区の整備が目立つが、市街地周辺部の民間による住宅地造成等の大型開発も盛んに行われている。

4 白河市における社会的災害要因の変化

(1) 人口の推移

本市の人口は、平成27年国勢調査によれば、61,913人であり、平成12年の66,048人をピークに減少傾向となった。平成12年から平成27年にかけては約4,135人減少している。

本市の人口構成（平成27年国勢調査）は、15歳未満の年少人口比率が13.0%、65歳以上の老年人口比率が26.1%であり、少子・高齢化が、今後とも続くことが予想される。

また、国際化に伴う外国人の増加もあり、要配慮者の増大する傾向にある。

(2) 生活様式の変化

生活様式の変化により、電力、ガス、水道、下水道、電話等のライフライン施設への依存度が高まっている。これらの施設は、災害により被害を受けるとその復旧に時間を要し、二次災害の危険性も含んでいる。このような急速な社会条件の変化によって、被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化するものと考えられるが、現状ではこうした新しい災害要因への対応が求められている。

5 交通

(1) 道路

本市の道路網は、東北縦貫自動車道、国道4号及び国道294号を縦軸とし、また、国道289号、県道白河石川線及び白河羽鳥線が横軸として、それぞれの道路網の骨格となり、その補完的道路として、その他の県道が連結して広域道路網を形成しており、さらに、これらの広域道路網に市道が連結し、総合的道路網を形成している。

(2) 鉄道

鉄道は、東北本線が市内を走り、久田野、白河、白坂の3駅があり、隣接する西郷村との接点地区内に新白河駅があり、通勤・通学の足として活用されている。

また、東北新幹線の新白河駅があり、高速交通体系の整備に伴い、首都圏との時間的距離が著しく短縮されている。



第3 白河市の自然災害等の記録

本市における自然災害等については、資料編のとおりである。

- [資料1－5： 白河市の風水害の記録]
- [資料1－6： 白河市の主な火災の記録]
- [資料1－7： 白河市の火災発生件数]
- [資料1－8： 白河市の原因別火災発生件数]

第6節 白河市の災害想定

第1 風水害

本市における風水害の被害時期としては、6月から7月にかけての梅雨時の大雨による被害、また8月から10月にかけて台風の接近に伴う暴風、豪雨による被害が予想される。

想定としては、平成10年8月末の豪雨災害と同規模の災害を想定する。

第2 土砂災害

本市には、土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区等が存在するため、大雨時や地震発生時に、災害が予想される。

第3 雪害

本市における雪害は、平成26年2月に積雪76cmを記録するなど、大雪により住居、道路、交通等の被害が予想される。

第4 地震災害

地震防災緊急事業五箇年計画を基に、本市における大規模の地震が発生した場合を想定すると、大火延焼が予想される。

第5 火災

最近の都市化の傾向により、市街地への建物の集中、高層建築の増加など、火災の要因が著しく変化しており、火災の様相も複雑多様化する傾向にあり、大火・延焼等大きな災害が予想される。

第6 火山災害

那須岳が噴火した場合に被害を受ける可能性があるのは、主に栃木県側であるが、福島県側においても噴石や火山灰の到達が予想される。

第7 原子力災害

福島第一原子力発電所の事故が収束に至らない状況であり、放射性物質による環境汚染と風評被害が継続すると予想される。

第8 その他の人的及び都市型災害

近年の火器類、有毒類の爆発等、または交通網の高速化による大規模な交通事故等、災害の複雑多様化により予測できない大きな災害が予想される。

第7節 住民等の責務

第1 住民の責務

住民は、災害対策の基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めるものとする。

また、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、状況に応じて避難行動や命を守る行動をとるものとする。

第2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、市が実施する防災に関する施策に協力するものとする。

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備

災害を未然に防止し、あるいは災害時において被害を最小限に食い止め、迅速かつ適正な応急対策や復旧振興を行うとともに、災害に強いまちづくりを推進する。

市及び防災関係機関並びに市民・事業所等がそれぞれの役割を果たすとともに、連携し一体となって災害に迅速かつ適切に対応できる組織体制づくり等に万全を期するものとする。

第1 市の防災組織

1 白河市防災会議

災害対策基本法第16条及び白河市防災会議条例（平成17年11月7日条例第152号）に基づき設置され、市の地域にかかわる防災に関する基本方針、並びに計画を作成し、推進を図るとともに、災害情報を収集し、防災関係機関との連絡調整を図ることを目的とする。

(1) 所掌事務

防災会議の所掌事務は次のとおりである。

- ① 白河市地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- ② 市の地域にかかわる災害が発生した場合、当該災害に関する情報を収集すること。
- ③ 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ実施を推進すること。
- ④ 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令により、その権限に属する事務に関すること。

(2) 組織

白河市防災会議の組織は、次の防災機関の長、またはその指名する職員によって構成する。

区 分	防 災 機 関 名
白河市	市長公室、総務部、市民生活部、保健福祉部、産業部、建設部、水道部、教育委員会、各庁舎
消防機関	白河地方広域市町村圏消防本部、白河市消防団
指定地方行政機関	福島森林管理署白河支署、東北農政局福島県拠点、福島地方气象台、国土交通省郡山国道事務所、白河労働基準監督署、
陸上自衛隊	東北方面特科連隊 第1大隊
福島県	県南地方振興局、県南建設事務所、県南農林事務所、県南保健福祉事務所
福島県警察	白河警察署
指定公共機関または指定地方公共機関	東日本旅客鉄道(株)新白河駅、東日本電信電話(株)福島支店、東北電力ネットワーク(株)白河電力センター、福島交通(株)白河営業所

[資料2-1： 白河市防災会議条例]

[資料2-2： 白河市防災会議委員名簿]

- 2 白河市災害対策本部
 - (1) 災害対策本部の設置
災害対策本部は、第3章第1節に定めるところにより、組織する。
 - (2) 所掌事務
市地域防災計画の定めるところにより、市の災害予防計画、災害応急対策及び応急復旧計画を実施する。
- 3 白河市水防本部
水防本部の設置及び組織並びに事務分担については、第3章第8節によるものとする。

第2 福島県

県は、市町村を包括する機関として、次の防災組織を設置することとしている。

- 1 福島県防災会議
- 2 福島県災害対策本部
- 3 福島県水防本部

第3 防災関係機関の防災組織

市内に所在、または市域を所管する防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、防災業務計画、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、災害対策に関し必要な組織を整備してその実施に努める。

第4 白河市消防団

消防団は、日ごろから災害対策に関し、市及び防災関係機関と協力して被害の予防軽減等に全力を尽くすものとする。

第5 自主防災組織

災害対策の円滑な活動を図るため、基本的な活動範囲を町内会、自治会単位として自主防災組織の整備促進を図るものとする。また、婦人消防隊、幼年消防クラブ等の活動についても他機関との協力を図る。

第6 応援協力体制の整備

- 1 県との相互協力
市は、県の的確な災害情報収集・連絡に協力するため、派遣される情報連絡員（リエゾン）を通じて、情報提供を行うものとする。
- 2 県内市町村間の相互応援及び県外市町村との相互応援
市は、市の区域内に係る災害について適切な災害応急対策（広域避難対策、役場機能の低下、喪失、移転対策を含む。）を実施するため、あらかじめ隣接町村、広域市町村圏、地方振興局等を単位とした応援協定の締結を進めるとともに、大規模災害時に圏内の市町村が広範囲に被災することも想定し、既存の姉妹都市や文化交流等の枠組みなども活用し、同時に被災する可能性が少ない県外市町村との応援協定の締結も積極的に進めるものとする。
また、上記以外の市町村からの災害対策基本法第67条の規定による相互応援についても、迅速な対応をとることができるように、あらかじめ手続き等の細部の事項について、十分な検討を行っておくものとする。

3 消防の相互応援

市は、隣接市町村等と消防相互応援協定等に基づき円滑な消防応援体制の整備を図るとともに、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努める。

4 民間協力計画

市及び防災関係機関は、その区域内又は所掌事務に係る公共的団体、防災組織、民間企業及び団体に対して、災害時における応急対策等について、その積極的協力が得られるよう協力体制を整えるものとする。

第7 事業所

各事業所は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して、次の対策及び活動に努めるものとする。

- 1 防災訓練の計画及び実施に関すること。
- 2 従業員の防災教育に関すること。
- 3 情報の伝達収集体制の確立に関すること。
- 4 火災その他の災害予防対策に関すること。
- 5 応急救護対策に関すること。
- 6 地域の防災活動への協力に関すること。

第8 公的機関の業務継続性の確保

市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要な人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

市は災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

第2節 防災情報通信網の整備

【市長公室、総務部、市民生活部、産業部、東日本電信電話(株)福島支店、防災関係機関】

災害時に、災害情報システムが十分機能し、活用できるよう市及び防災関係機関は、防災情報通信網の整備を図るものとする。

第1 防災通信体制の整備

1 各種情報手段の活用

市民に対する災害情報等を広報するために、各種情報手段を活用している。

- (1) 災害情報共有システム (Lアラート)
- (2) 緊急速報メール (エリアメール)
- (3) 市ホームページ・SNS
- (4) 全国瞬時警報システム (J-ALERT)
- (5) 防災行政無線 (戸別受信機を含む)

2 福島県総合情報通信ネットワーク

防災通信機能の拡充・強化を目的に、衛星系と地上系による通信の多ルート化、機械設備・電源装置の二重化、パソコン端末への気象情報配信及び機動的な情報収集活動を行うため、県によって衛星可搬局の導入や地上系の画像伝送システムの整備など防災通信機能が一段と拡充・強化された。

3 高機能消防指令システム (消防指令センター)

施設整備の高度化・効率化、人員体制の充実化を図ることにより、安全・確実・迅速な消防活動が可能となり情報連絡体制の円滑化を促進している。

4 優先電話の有効利用

東日本電信電話(株)福島支店における優先電話を有効的に活用するものとする。

5 報道機関への要請

災害時における情報の途絶等による混乱を防ぐため、市は報道機関に対し、広報を実施するよう要請するものとし、その内容について事前に確認を行うものとする。

6 観光 Wi-Fi の有効利用

災害時には、認証手続きを省略し公衆無線 LAN の利用ができるように、開放するものとする。

第2 その他通信網の整備活用

市は、災害時等に加入電話又は自己の所有する無線通信施設が使用できない時は、又は利用することが困難になった場合に対処するため、電波法 52 条の規定に基づく非常通信の活用を図る。

第3節 気象等観測体制

【市民生活部、建設部、防災関係機関】

気象等に関する自然災害による被害を軽減するため、気象等観測施設の整備を図るとともに、防災関係機関相互の連絡通報体制の整備を推進するものとする。

第1 気象等観測施設網

1 雨量観測施設

- (1) 白河特別地域気象観測所（白河市郭内）
- (2) 県南建設事務所（白河市昭和町 269）

2 水位観測所

水位観測通報については、水防計画に定めるところにより通報を要する量水標は、本市において次のとおりである。

河川名	量水標の名称	量水標の位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾危険水位	通報先	電話番号
阿武隈川	白河水位	白河市中田	2.2m	2.8m	3.0m	3.5m	県南建設事務所	23-1631
堀川	新田橋水位標	白河市中山南	1.5m	2.0m	—	—	県南建設事務所	23-1631
谷津田川	乙姫橋水位	白河市白井掛	1.2m	2.0m	—	2.9m	県南建設事務所	23-1631
社川	中寺雨量水位	白河市表郷八幡字上谷地中	1.8m	2.5m	2.9m	3.2m	県南建設事務所	23-1631
隈戸川	大信雨量水位	白河市大信下新城字北山	2.2m	2.9m	—	—	県南建設事務所	23-1631
阿武隈川	白河量水標	白河市金勝寺	2.2m	2.8m			国土交通省 福島河川国 事務所	024 - 546 - 4331

3 雪（降雪・積雪）観測施設

白河特別地域気象観測所（白河市郭内）

4 風（風向・風速）観測施設

白河特別地域気象観測所（白河市郭内）

5 県総合情報通信ネットワークの活用

県総合情報通信ネットワークにより、次の気象情報を活用するものとする。

- (1) 気象注意報
- (2) 気象警報
- (3) 気象特別警報
- (4) 土砂災害警戒情報
- (5) 指定河川洪水予報
- (6) 気象情報
- (7) 地震に関する情報
- (8) 噴火警報等

6 統一河川情報通報システムの活用

統一河川情報システムにより、雨量、水位、水質等の河川、土砂災害に関する情報を活用するものとする。

(一財)河川情報センターの情報は以下のとおりである。

- (1) 雨量情報
 - ① 雨量観測所概況図 (10分更新)
 - ② 時間雨量概況表 (10分更新)
 - ③ 時間雨量現況表 (10分更新)
 - ④ 時間雨量経過表 (10分更新)
 - ⑤ 時間雨量グラフ (10分更新)
 - ⑥ 日雨量現況表 (1日更新)
 - ⑦ 日雨量経過表 (1日更新)
 - ⑧ 日雨量グラフ (1日更新)
- (2) 雪情報
 - ① 毎時刻積雪深状況 (1時間更新)
 - ② 日降雪量・積雪深一覧表 (8時又は16時更新)
- (3) 水位情報
 - ① 水位流量観測所概況図 (1時間更新)
 - ② 時刻水位量概況表 (10分更新)
 - ③ 時刻水位流量経過表 (10分更新)
 - ④ 時刻水位流量グラフ (10分更新)
 - ⑤ 水位流量伝播グラフ (1時間更新)
- (4) 警報
 - ① 警報発表状況一覧表
 - ② 雨量・水位概況一覧表
 - ③ 洪水予警報
 - ④ 水防警報状況図
 - ⑤ 水防警報
- (5) その他
臨時ニュース：水質事故、堤防決壊など河川にかかわる緊急な情報

7 気象庁防災情報提供システム及びホームページの活用

気象庁が提供する以下の情報は警報等を補足する情報であり、避難情報を検討すべき危険なエリアをメッシュ情報として提供するもの。

- ・土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)

- ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）
- ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

8 一般環境大気測定局

測定局名	設置場所	用途地域	監視測定項目
白河局	白河市寺小路 28	住居地域	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化窒素、二酸化窒素、光化学オキシダント、炭化水素、風向、風速、温度、湿度、日射量、紫外線量

第4節 水害予防対策

【市民生活部、保健福祉部、産業部、建設部、水道部】

阿武隈川・社川・藤野川・泉川・高橋川・谷津田川・堀川・隈戸川・外面川・矢武川の河川等をかかえることから、関係機関と密接な連絡調整を行い水害予防体制の確立を図るとともに、災害の拡大を防止するための各種対策を推進し、軽減を図るものとする。

第1 水害予防のための各種対策

- 1 治山事業
 - (1) 荒廃地の復旧及び荒廃のおそれのある林地の予防を図るものとする。
- 2 河川改修に関する治水事業
 - (1) 河川を部分的又は全面的に改修（修繕）し、築堤護岸の施工を図るものとする。
 - (2) 河床上昇、河川の堆砂除去による流路整備改修を図るものとする。
 - (3) 河道屈曲部を矯正し、堤防の保護と河床の維持を図るものとする。
- 3 排水施設整備
 - (1) 排水施設等の整備を図り、市街地及びその他の低地域の水害防止に努めるものとする。
 - (2) 農業用排水路の改良整備を図り、宅地、農地、農業用施設の冠水、流失防止に努めるものとする。
- 4 水害の発生が予想される地域に係る河川改修及び築堤護岸の施工
 - (1) 水害危険区域
【資料2－3：重要水防区域一覧】
- 5 水害の発生が予想される地域に係るため池耐震化の施工
 - (1) 防災重点農業用ため池一覧は、資料2－4のとおりである。
【資料2－4：防災重点農業用ため池一覧】
- 6 その他
 - (1) 橋梁の維持補修
 - (2) 公共下水道事業（雨水排水施設整備）の促進
 - (3) 幹線水路の整備
 - (4) 開発行為に伴う水害防止対策の指導
 - (5) 老朽溜池の維持補修
 - (6) 農業用水取得施設の維持補修

第2 浸水想定区域における避難の確保

市は、水防法第14条及び第15条により、浸水想定区域が指定・公表された場合、洪水ハザードマップを作成し、洪水予報や避難情報等の伝達方法、避難場所等の避難措置について、市民への周知徹底を図る。

- 1 浸水想定区域
浸水想定区域については、総合防災マップ（令和2年3月）のとおりである。
- 2 水位到達情報等及び避難情報等の伝達方法
市は、洪水予報等及び避難情報等について、防災行政無線、広報車、緊急速報メールなどにより、浸水想定区域内の市民に対し情報を伝達する。
なお、情報の伝達については、第3章第3節災害情報等の収集・伝達に定める系統図により行う

ものとする。

3 避難情報等の発令体制の整備

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき、浸水想定区域に指定された地域への洪水予報等の情報伝達については、円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項を定め、避難指示等の発令体制の整備を図る。

(1) 避難指示等の判断基準

避難指示等の発令については、災害発生が想定される時点での確に発令できるよう、河川水位や雨量等による定量的でわかりやすい判断基準を策定する。

なお、判断基準の策定にあたり、市は以下の対象機関に協力・助言を求めることができる。

(対象機関) 県関係部局及び出先関係機関、福島地方気象台

(2) 避難指示等の対象区域の指定

避難指示等の伝達は、河川の洪水浸水想定区域に基づき、あらかじめ伝達対象とする区域を設定する。

(3) 要配慮者への適切な情報伝達

要配慮者が利用する施設については、浸水想定区域内に存在する施設の現況を把握し、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう、防災情報の的確かつ迅速な伝達に努める。

第5節 土砂災害予防対策

【市民生活部、産業部、建設部】

土砂災害（地すべり、山くずれ、がけくずれ）を未然に防止するとともに、発生時における被害を最小限にとどめるために、危険箇所の調査、対策事業を行うものとする。また、住民に対して危険箇所の周知、警戒等を行うものとする。

第1 土砂災害予防のための各種対策

1 土砂災害危険箇所

本市における危険箇所は次のとおりである。

- (1) 急傾斜地崩壊危険箇所 [資料2－ 5： 急傾斜地崩壊危険箇所]
- (2) 土石流危険渓流 [資料2－ 6： 土石流危険渓流箇所]
- (3) 地滑り危険地区 [資料2－ 7： 地滑り危険地区]
- (4) 山地災害危険地区 [資料2－ 8： 山腹崩壊危険地区]
[資料2－ 9： 崩壊土砂流出危険地区]

2 土砂災害対策事業

土砂災害（急傾斜地崩壊、土石流、地滑り山腹崩壊、崩壊土砂流出）を未然に防止するため、県と連携を図り、危険度の高い箇所から対策事業の促進に努めるものとする。

また、日頃から危険箇所の点検を実施することにより安全の確保に努める。

3 危険箇所の周知

県との連携を図り、土砂災害危険箇所に標識等を設置し、住民に周知徹底を図るとともに、警戒・避難に関する観測・監視体制の強化に努める。

4 警戒体制の確立

土砂災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把握し、台風、集中豪雨、長雨時には、気象通報に十分留意するものとする。

また、災害時において早期に適切な措置が取れるよう市消防団等と協力し、随時危険箇所をパトロールするなど警戒体制の確立に努める。

第2 土砂災害警戒区域等の指定及び防災対策

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）第6条及び第8条の規定に基づき県知事が指定する。

土砂災害警戒区域等の指定状況は、【資料2－ 5： 急傾斜地崩壊危険箇所】、【資料2－ 6： 土石流危険渓流箇所】、【資料2－ 7： 地滑り危険地区】のとおりである。

2 土砂災害警戒区域等における対策

(1) 住民への土砂災害に関わる情報の周知

市は、土砂災害警戒区域等の住民に対し、日頃から地域の危険性を周知させ、自宅内での安全行動や周辺にある避難場所、避難路等について周知を図る。

(2) ハザードマップの作成

市は、ハザードマップを作成し、各戸へ配布することにより、市民への周知を図る。

(3) 市民への情報伝達

市は、土砂災害に関する情報や避難情報等について、防災行政無線、広報車、電話、緊急速報メールなどにより、警戒区域内の市民に対し伝達する。

なお、情報の伝達については、第3章第3節災害情報等の収集・伝達に定める系統図により行うものとする。

(4) 土砂災害に基づく避難情報等の発令体制の整備

市は、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）に基づき、具体的な避難指示等の発令基準の策定に努める。また、市をいくつかの区域に分割し、避難指示等の発令範囲をあらかじめ具体的に設定するよう努める。

なお、判断基準の策定にあたり、市は以下の対象機関に協力・助言を求めることができる。

(対象機関) 県関係部局及び出先関係機関、福島地方気象台

第6節 雪害予防対策

【市民生活部、保健福祉部、建設部、水道部、教育委員会、白河警察署】

積雪時の市民生活の安定を確保するため、道路の除雪・排雪等の措置を講ずるほか、凍結やなだれ等による災害防止の対策を行うものとする。

第1 雪害予防のための対策

1 除雪・排雪

国、県の道路管理者との緊密な連絡のもとに、主要道路の除雪・排雪を行い、交通輸送の確保に努めるものとする。

また、除雪・排雪に伴い道路通行の禁止や制限の必要を認めた場合は、白河警察署に連絡し、所要の措置を講ずるとともに、緊急輸送車の通行に必要な措置を講ずるものとする。

なお、排雪については、積雪量等を考慮し必要に応じ行うものとする。

2 凍結時の交通の確保

道路が凍結し、または凍結するおそれのある場合は、国、県の道路管理者と連絡を密にし、凍結防止剤等の散布を行い、冬季における交通の安全確保に努めるものとする。

3 排雪場所

阿武隈川筋を排雪場所とし、状況により市街地の広場も利用するものとする。

4 除雪計画

積雪時における除雪作業を効率的及び効果的に実施するため除雪計画を別に定める。

第7節 火災予防対策

【市民生活部、産業部、建設部、白河市消防団、白河地方広域市町村圏消防本部】

災害に対応し得る消防の組織、人員、施設等の消防体制の充実強化を図り、予防消防を徹底し、火災発生を未然に防止するとともに、これら災害による被害の軽減を行うものとする。

第1 消防体制の整備

1 常備消防力の整備拡充

市街地の拡大傾向あるいは、交通状況を考慮し、消防力の整備拡充を計画的に図る。

[資料2-10： 白河市における防災上重要な施設、設備、機械器具]

2 非常備消防力の整備

市消防団は、常備消防との連携及び自衛的消防機能を確保するため、老朽機器及び適正配備について、計画的に更新を進めるものとする。

[資料2-11： 白河市消防団の現有勢力]

3 消防水利の確保

耐震性をもたせた貯水施設の整備、また自然水利の重要性に鑑み、河川等を消防水利として、取水可能な状態へ整備を図るなど、市街地の拡大に対応し得る消防水利の充実と、消火栓の増設を計画的に進めるものとする。

4 消防団員の教育訓練

専門的な知識及び技術を備えた幹部消防団員を養成するため、県消防学校等の行う教育訓練を受講させるものとする。

また、新任消防団員については、県消防協会白河支部が行う初任者教育訓練を受講させるものとする。

5 消防操法大会等

市消防操法大会の開催により、市消防団員の消防操法技術の向上を図る。

6 救急体制の整備

市の救急業務の出動件数は、人口の高齢化や疾病構造の変化、交通事故の増加等により年々増加し、救急への社会的要請が高まっている。

これらの現状に対応するために救急の高度化、救急隊員、車輛、資機材の配備を推進するとともに、救急医療機関との密接な連携を図るものとする。

また、講習会及び広報を通して、救急・救助技術の普及に努めるものとする。

第2 広域的な応援体制の整備

1 広域的な応援体制の整備

市及び消防本部は、隣接町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定の締結を促進するとともに、既存の相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図る。

さらに、消防本部は、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努める。

今後、消防本部は、広域的な応援に係るマニュアルづくりの検討を行うものとする。

2 緊急消防援助隊等の派遣要請及び受入れ体制

消防本部は、緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第3 火災予防計画

1 火災予防思想の普及・啓発

火災防止を図るために春・秋の全国火災予防運動等を通して、普及活動を推進するとともに、市の広報紙及び消防本部、消防署の広報紙による広報を通じ防火思想の普及・啓発を図る。

2 住宅防火対策の推進

消防本部及び消防署は、消防団、婦人防火クラブ等の協力を得て、一般住宅からの火災発生を防止するため、住宅防火診断の実施や住宅用火災警報器等の普及に努める。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきりまたはひとり暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

3 防火管理者制度の効果的運用

火災による人的、物的損害を最小限度に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実にできる体制を確立する必要がある。

そのため、消防本部及び消防署は、防火管理者の選任義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させる。

4 予防審査指導の強化

火災の未然防止には、建物及び消防用設備の維持管理が重要であり、消防署は年間計画に基づき予防査察を計画的に実施するとともに、特に旅館・ホテル等の不特定多数の者が出入りする施設、病院、社会福祉施設等自力避難ができない者、介添えが必要となる者が利用する施設等については、立入検査を定期的に行い管理権原者に対する特に夜間における防火体制の徹底について指導する。

5 火災原因調査

消防本部及び消防署は、火災原因の究明に努め、その調査結果を火災予防対策に反映させるものとする。

第4 初期消火体制の整備

1 消火器等の普及

消防本部及び消防署は、災害発生時における初期消火の実効性を高めるために、各家庭における消火器、消火バケツの普及に努めるとともに、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等の消火器具の積極的な配置を行うよう指導する。

2 自主防災組織の初期消火体制

市及び消防署は、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織を中心とし、消火訓練や防火防災講習会などを通じて、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

3 家庭での初期消火

消防本部及び消防署は、家庭における火災時の初期消火の重要性及びその方法について啓発指導するため、一般家庭を対象として消火器具の使用方法、初期消火の具体的方法等について町内会等が主催する防災訓練時に取扱訓練及び消火訓練を実施する。

また、防火のため住宅用火災警報器設置の推進を図る。

第5 火災拡大要因の除去計画

1 道路等の整備による延焼の効果的な抑止

市は、計画的に道路網、緑地帯及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急輸送路、避難路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

2 建築物の防火対策

市は、公共建築物は原則として耐火構造とし、公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃化及び耐火建築物の建設の推進を啓蒙指導する。

第8節 受援・応援体制の整備

【市長公室、総務部、市民生活部、水道部、白河地方広域市町村圏消防本部、その他防災関係機関】

大災害が発生した場合、その応急対策を講ずるに当たっては、本市のみでは対応が不可能な場合が起こり得る。このため、広域的な受援・応援体制をあらかじめ確立するものとする。

第1 消防相互応援協定

消防相互応援協定については、消防組織法第21条の規定に基づき、隣接市町村、広域消防組合と相互応援のための協定を締結し、広域消防体制の推進を図っている。

- 1 西白河地方隣接町村との消防相互応援協定(昭和39年2月21日締結)
- 2 郡山市及び須賀川市との消防相互応援協定(昭和43年7月30日締結)
- 3 白河地方広域市町村圏消防本部における「福島県広域消防相互応援協定」(平成9年12月26日締結)

第2 市町村相互応援協定等の締結

市では、下記の災害発生時の相互応援協定を締結しているが、他都市等との相互協定の締結についても検討を進めていくものとする。

また、協定締結市との間では、連絡を密にするとともに、情報伝達訓練の実施を通じて、さらに実効性の高い関係を構築するものとする。

- 1 災害時における相互応援に関する協定(三重県桑名市、埼玉県行田市、埼玉県戸田市)
- 2 災害時における相互援助に関する協定(東京都板橋区ほか)
- 3 災害時における相互応援に関する協定(栃木県那須塩原市、埼玉県深谷市)
- 4 災害時における相互応援に関する協定(栃木県大田原市)

第3 防災関係機関等との協定等

災害時において、防災関係機関等と円滑な協力が得られるよう下記のとおり協定を締結しているが、今後も関係機関との協定に努めるものとする。

- 1 日本郵便株式会社との包括連携協定(白河市内郵便局)
- 2 災害時における応急対策業務の支援に関する協定(白河建設親和会)
- 3 災害時における応急対策業務の支援に関する協定(せせらぎ会)
- 4 災害時の応急給水及び応急復旧に関する協定書(白河地区管工事協同組合)
- 5 災害時の医療救急活動に関する協定書((一社)白河医師会)
- 6 災害・武力攻撃事態等医療救護活動に関する協定書((一社)白河医師会)
- 7 災害時の情報交換に関する協定(国土交通省東北地方整備局)
- 8 災害に係る情報発信に関する協定(ヤフー株)
- 9 災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定(福島県LPガス協会白河支部)
- 10 災害時における生活物資の確保及び供給に関する協定(白河青果株)
- 11 災害時における生活物資の確保及び供給に関する協定(丸水白河魚市場株)
- 12 災害時における応援に関する協定書(株ヴァオリア・ジェネッツ)
- 13 災害時における被害状況調査の支援に関する協定(特定非営利活動法人しらかわ建築サポートセンター)

- 14 災害時における被害状況調査の支援に関する協定（福島県測量設計業協会県南支部）
- 15 災害時における生活物資の供給協力に関する協定（㈱カインズ）
- 16 災害時における物資の供給協力等に関する協定（㈱恒和薬品）
- 17 原子力災害時における常陸太田市民の県外広域避難に関する協定（茨城県常陸太田市）
- 18 大災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定（福島県社会保険労務士会）
- 19 災害時における地図製品等の供給等に関する協定（㈱ゼンリン郡山営業所）
- 20 災害時における葬祭用品の調達、遺体の処理及び搬送等に関する協定（福島県葬祭業協同組合）
- 21 災害時における葬祭用品の調達、遺体の処理及び搬送等に関する協定（福島県霊柩自動車組合）
- 22 災害時における物資供給に関する協定（NPO 法人コメリ災害対策センター）
- 23 災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定（㈱佐久間組）
- 24 災害時における生活物資の供給協力に関する協定（㈱ヨークベニマル）
- 25 災害発生時等における宿泊施設の提供等に関する協定（㈱ひがし振興公社）
- 26 災害発生時等における宿泊施設の提供等に関する協定（JR 東日本総合研修センター）
- 27 災害時の協力に関する協定（東北電力ネットワーク㈱白河電力センター）
- 28 災害時における車両による避難場所等の提供協力に関する協定書（㈱大紀アルミニウム工業所）

相互援助協定市区町村等への支援要請に関すること

自治体名	電話番号	F A X
西郷村	21-5910	25-4517
泉崎村	53-2111	53-2958
中島村	52-2112	52-2170
矢吹町	42-2112	42-2587
郡山市	024-924-2161	024-935-0683
須賀川市	0248-88-9185	0248-73-4160
東京都板橋区	03-3579-2159	03-3963-0150
栃木県日光市	0288-21-5166	0288-21-5137
群馬県渋川市	0279-22-2130	0279-24-6541
群馬県高崎市	027-321-1352	027-321-1277
群馬県沼田市	0278-23-2111（内線 40223362）	0278-23-2205
新潟県田上町	0256-57-6222	0256-57-3112
新潟県妙高市	0255-74-0002（直通）	0255-72-9841
山形県最上町	0233-43-2111（内線 281/282）	0233-43-2345
山梨県都留市	0554-46-0111（直通）	0554-43-7992
千葉県鴨川市	04-7093-7833	04-7093-3626
茨城県かすみがうら市	0299-59-2111	0299-59-2130
茨城県桜川市	0296-58-5111	0296-58-5115
栃木県那須塩原市	0287-62-7150	0287-62-7220
埼玉県深谷市	048-574-6635	048-573-8250
三重県桑名市	0594-24-1185	0594-24-2945
埼玉県行田市	048-556-1111（内線 282）	048-556-2117
埼玉県戸田市	048-441-1800（直通）	048-433-2200
栃木県大田原市	0287-23-1115	0287-23-8895

第4 受援体制の整備

市は、広域かつ著しく大規模な震災の発生時において、協定等による他自治体等からの応援を迅速かつ効果的に受けることができるよう、平常時から物資や資機材等の供給などの受入体制、派遣

職員宿泊所、集結拠点などの確保・指定等を行うことで受援体制の整備を図る。

第9節 都市の防災構造の強化及び文化財等災害予防対策

【建設部、白河地方広域市町村圏消防本部】

都市化の進展に伴い、市街地や周辺部の建造物は大型化、高層化する一方、依然として木造の建造物が混在する多様な状況のもとで、建築物の耐震化、耐火不燃化の促進、風水害、大火災等による建造物の損害を予防するため、都市計画と併せて都市構造の防災性の向上を図るものとする。

第1 都市の防災構造の強化

- 1 オープンスペース（延焼遮断帯等）の整備・拡充
市の広域に及ぶ火災の発生を未然に防止するため、道路、鉄道、河川、緑地帯等について、延焼遮断帯として活用できるような機能整備に努めるものとする。
- 2 建築物の耐震、耐火不燃化及び公共施設の整備
木造建造物が密集している地域等の民間建造物については、関係機関を通じて、新築や増改築時に法令を遵守した耐震、耐火不燃化へ誘導するための周知徹底を図る。
また、公共建造物は地域防災の拠点となることから、耐震、耐火不燃化性向上のため、補修・補強等の機能強化に努めるものとする。
- 3 道路、河川、橋梁の整備
市民の日常生活や広範な社会経済活動、更には防災活動上でも重要な道路、河川、橋梁の管理者は、災害から施設を防護するため、常に維持管理体制を点検し、各施設の整備改善に努めるものとする。
 - (1) 道路法面の崩壊や路体の崩壊が予想される箇所を把握し、崩壊防止工事が必要な箇所については、測量、地質調査を行い、対策を講ずる。
 - (2) 河川・橋梁パトロール等で異常箇所の早期発見に努め、老朽度や架設年次、交通量や設計荷重を勘案し、将来計画を見通した橋梁整備の促進を図る。
 - (3) 道路交通の状況に関しては、迅速な情報収集に努め、道路利用者や関係機関への適切な情報提供・連絡体制を整備する。
- 4 特殊建築物・昇降機
一定規模以上の特殊建築物やエレベーター等の昇降機は、定期報告制度や維持保全計画作成等の徹底を図り、防災認識の向上に努める。
また、建築物の防災性能の保持や既設エレベーターの改善など、防災上必要な指導や勧告を行うものとする。
- 5 立地適正化計画による都市防災の強化
立地適正化計画に係る届出により、街なか居住区域外における一定規模以上の開発行為や建築行為等を把握し、防災上必要な指導や勧告を通じて災害リスクの高い住宅建築等の抑制に努める。
また、立地適正化計画の防災指針により、災害リスクを想定した避難計画の強化や避難所の整備、対策工事の検討など、都市の防災・減災の取組みを推進し、都市防災の強化に努める。

第2 文化財災害の予防

市民の貴重な財産である文化財は、正しく後世に引継ぎ郷土理解を深めるためにも、災害から保護し後世に伝えるための管理体制を整備するものとする。

また、文化財防火デーに伴う火災防御訓練等により市民の防火・防災意識の高揚を図るものとする。

- 1 文化財管理者への指導
 - (1) 火気使用場所の指定や、建築物周辺での花火、焚き火、喫煙の制限を徹底する。

- (2) 定期的な防火診断の受診や、自主的な点検の実施による火災発生の防止と火災原因の早期発見に努める。
 - (3) 消火・警報設備の整備促進を図る。
 - (4) 文化財搬出責任者には、文化財の性質や保全について知識や技能を持つ者を充て、あらかじめ災害時の搬出場所を定める。
 - (5) 火災発生時等における円滑な消火活動を図るため、防火訓練を随時実施するものとする。
- 2 文化財保存施設の整備
災害防止のため、耐火耐震の設備や施設設置を推進する。
 - 3 「福島県における文化財に係る災害時等の相互応援に関する協定」を締結（令和2年3月）。

第10節 ライフライン関連施設の予防対策

(上水道・下水道・電力・ガス・通信施設・交通施設)

【水道部、東北電力ネットワーク(株)白河電力センター、ガス事業者、東日本電信電話(株)福島支店、東日本旅客鉄道(株)新白河駅】

災害に対する予防を講じ、各設備及び施設の被害を軽減し、安定したライフラインの確保を図るとともに、施設の破損等による二次被害防止に努めるものとする。

第1 上水道施設

平常時の業務にあわせ、災害時の給水確保のため被災のおそれがある施設並びに被災による漏水防止に必要な制水弁等についての整備点検に努めるものとする。

また、断水時には、耐震型緊急用貯水槽や給水車・折りたたみ式応急給水器具の有効活用により応急給水するものとする。

第2 下水道施設

下水道は、公共用水域などの水質を保全し、快適で文化的な生活を営むために欠くことの出来ない施設であることから、定期的に施設の点検・確認を行い、常に正常な状態の維持に努める。

また、雨水排水については、近年、短時間に集中して雨が強く降る傾向が見られる事から、道路側溝等の雨水対策施設と調整を図りながら整備を行い、浸水被害の防止に努め、災害時には迅速な復旧ができるよう関係機関と協議を行う。

第3 電力施設

東北電力ネットワーク(株)白河電力センターと緊密な連絡をとり、電力施設を防護し電力供給の確保に努め、緊急事態に迅速に対処するものとする。

第4 ガス施設

ガス製造供給会社との緊密な連絡、ガス事故の防止とガス施設を防護し、ガス供給の確保に努め、緊急事態に対処するものとする。

第5 電話施設

東日本電信電話(株)福島支店と緊密な連絡をとり、電話施設を防護し、災害時の通信手段の確保と、被災地の被害情報の収集が円滑に行われるように努めるものとする。

第6 鉄道施設

東日本旅客鉄道(株)新白河駅と緊密な連絡をとり、鉄道施設を防護し、鉄道輸送の確保に努め、緊急事態に迅速に対処するものとする。

第1.1節 緊急輸送の環境整備

【産業部、建設部、その他防災関係機関】

大規模災害時及び災害応急対策活動時に必要な物資機材・要員等の輸送を行うため、各拠点との有機的な連携を考慮し、緊急輸送路等を指定するとともに、管理者は、それぞれの計画に基づき、整備を図るものとする。

第1 緊急輸送の環境整備

1 緊急輸送道路

県においては、県庁、地方振興局、市町村、福島空港及び隣接県の主要路線と接続する路線を緊急輸送路線に指定している。市は、道路の整備状況、社会経済条件等を勘案して県において指定した路線を緊急輸送路線として指定し、車両及び物資等の輸送を敏速に行うものとする。

(1) 第1次確保路線

県内の広域的な輸送に不可欠な高速自動車道、国道等の主要幹線道路で最優先に確保すべき路線。

種 別	路 線 名	区 間
国 道	4 号	西郷村境～泉崎村境
国 道	289号	棚倉町境～西郷村境
高速自動車道	東北自動車道	白河IC～矢吹IC

(2) 第2次確保路線

県災害対策本部、市町村災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で優先的に確保すべき路線。

(3) 第3次確保路線

第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路。

[資料2-1.2： 緊急輸送路（第2次、第3次、市独自路線）]

2 集積場所・輸送拠点

災害時における物資の受入れ、一時保管及び市内各地域への配布を効率的に行うため、集積場所及び輸送拠点を指定する。

県においては、白河市総合運動公園が広域陸上輸送拠点に指定されている。

3 民間との協力体制の整備

災害時の人員・応急資機材等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、市内のタクシー・バス輸送機関、トラック輸送機関及びその他の関係事業所と緊急時の車両等供給協定の締結等を促進する。

第2 航空輸送の環境整備

1 臨時ヘリポートの指定拡大と整備

現在、臨時ヘリポートは1箇所であるが、対策本部、避難所、輸送拠点等を十分勘案しながら、指定の拡大を図るものとする。

[臨時ヘリポート]

No	名 称	所 在 地
1	白河市総合運動公園・陸上競技場	北中川原 223
2	白河市総合運動公園・多目的グラウンド	北中川原 223
3	しらさかの森スポーツ公園・多目的広場	白坂牛清水 117

4	しらさかの森スポーツ公園・グリーンスタジアム	白坂牛清水 117
5	表郷総合運動公園・多目的グラウンド	表郷番沢字久ノ内 39
6	大信総合運動公園・多目的グラウンド	大信上新城字原畑
7	大信第2運動公園・多目的グラウンド	大信隈戸字鍛冶屋場
8	東風の台総合運動公園・グラウンド	東釜子字狐内 50
9	東第2グラウンド	東下野出島字滑志 14
10	J R 東日本総合研修センター	十三原道下 1 番地 1
11	白河厚生総合病院	豊地上弥次郎 2 番地 1

2 物資受入れ空港

市は、空路からの広域的な物資等の受入れを行う場合、県に要請を行い、福島空港を物資受入れの拠点とする。

第12節 避難の環境整備

【市民生活部、保健福祉部、産業部、建設部、教育委員会、その他防災関係機関】

大災害が発生するおそれがある場合、迅速に安全な場所に住民を避難することが人命を守る上で重要となっているため、「指定緊急避難場所」、「指定避難所」の2種類の施設を整備するとともに、避難場所の開設、運営等についても迅速な体制化を図るものである。

また、広域的な避難対策として、被災市町村から受け入れ先の要請があった場合、避難所の開設や被災市町村と協力し避難所の運営を行うものとする。

第1 避難計画の策定

市は、風水害による浸水、家屋の倒壊、急傾斜地の崩壊及び山崩れ、並びに地すべり等の災害発生時又は災害発生の恐れがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定するものとする。

なお、避難計画の策定に当たっては、避難先の伝達方法、避難の長期化、県外も含めた市町村間を越えた広域避難の際のコミュニティを維持しながらの避難先の指定についても考慮するものとする。

特に、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する必要がある。

また、避難指示等の発令について関係機関の協力を得ながら、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、指定緊急避難場所やタイミング、判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成及び必要に応じた見直しの実施に努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するものとする。

さらには、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、危険な場所にいる場合は、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所への移動」又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を上げた体制の構築に努めるものとする。また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が防災基本計画を反映利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

1 高齢者等避難、避難指示を発令する基準

(1) 避難指示の判断基準の策定について

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府(防災担当))の設定例等を踏まえ、以下により定量的かつわかりやすい指標を用いた避難指示等の判断基準を策定するものとする。

住民に対して避難指示等が発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

また、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のための時間的余裕がない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

① 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を策定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

② 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じていくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等が発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

(2) 指定行政機関等による助言

上記の判断基準を策定する場合、指定地方行政機関又は県に対し助言及び策定に関する支援(以下、「助言等」という。)を求めることができる。この場合、助言等を求められた指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言等を行う。

各災害に関する避難指示等の判断基準を策定する場合に、主に助言等を求める機関は以下のとおりとする。

- ・水害 福島地方气象台、河川管理者、県
- ・土砂災害 福島地方气象台、砂防施設等の管理者、県

2 高齢者等避難、避難指示の伝達方法

このことについては、「第3章第11節第1」を参照するものとする。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者

このことについては、「第2章第12節第2・3・4」を参照するものとする。

4 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

避難経路については、「第2章第12節第5」を参照するものとする。誘導方法については、「第3章第11章第3」を参照するものとする。

5 避難所開設に伴う被災者救援措置に関すること

(1) 給水・給食措置

① 飲料水・食料の備蓄

飲料水・食料は避難生活に不可欠であることから、災害が発生した場合に直ちにこれを提供できるよう避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる飲料水・食料の備蓄に努めるものとする。また、指定避難所に飲料水・食料を備蓄しない場合は、避難所が開設された場合に備えて、飲料水・食料の供給計画を作成するものとする。

その際、アルファ米等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等も備蓄し、必要な方に確実に届けるなど、食物アレルギーの避難者など要配慮者の利用にも配慮するものとする。

② 生活用水の確保

飲料水の他に、トイレや避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などの用途に欠かせない「生活用水」の確保が必要となることから、衛生的な水を早期に確保できるようタンク、貯水槽、井戸等の整備に努めるものとする。

③ 食物アレルギーの防止等食料や食事に関する配慮

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにするものとする。また、周りから目視で確認できるよう食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート等を活用するものとする。

文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料がある場合は、当該避難者に対し、可能な限り配慮することが望ましい。

④ 一定期間経過後の食事の質の確保

一定期間経過後の避難所での食事の提供にあたっては、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者(咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者(児)等)に対する配慮など、質の確保についても配慮するものとする。

(2) 毛布、寝具等の支給

避難所の寝床については、初動は被災者の生命、身体の保護を念頭に置き、地域、時期等により個々の実情において、タオルケット、毛布、布団等の寝具を確保し、暑さ寒さの緩和に努めるものとする。次いで、就眠環境改善のため、マットや段ボールベッド等簡易ベッドの確保に努めるものとする。

(3) 衣料、日用必需品の支給

① 生活必需品等の備蓄

生活必需品等については、地域、時期等により、様々なものが考えられ、個々の実情において決定するものと考えられるが、被災者の生命、身体の保護を念頭に置き、次のとおり例示したもの等を備蓄して置くことが望ましい。

ア 洋服上下、子供服等の上着、シャツ・パンツ等の下着

イ タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品

ウ 石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレトペーパー等の日用品

エ 炊飯器、鍋、包丁、ガス用具等の調理道具

オ 茶碗、皿、箸等の食器

② 被災者一人一人の違いへの配慮

女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資(プライバシーを十分に確保できる間仕切り、生理用品、女性用下着、授乳用品、液体ミルク、離乳食用品、紙おむつ、体温計、消毒液 等)を備蓄するものとする。

また、公的な備蓄だけでは対応できない事態が生じることも想定し、倉庫業者、運送業者、コンビニエンスストア、スーパー等の関係団体・企業等と協定を締結する、他の地方公共団体と災害援助協定を締結することに努めるものとする。

生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者から配付するなど、女性専用のスペースや女性トイレに常備しておくなど、配付方法の工夫に配慮するものとする。

(4) 負傷者に対する応急救護

大規模災害の発生直後の避難所には、負傷者や急に病気が悪化した住民が運びこまれることが予想されるため、応急的に避難者や当該地域の中で医療機関や医療関係者に協力を求めるとともに、直ちに救護所の設置や救護班の派遣に努めるものとする。

(5) ペットとの同行避難のためのケージ等の支援

ペットとの同行避難の受入れ等については、あくまでも被災者への対応として、被災者の命を守る観点から重要であり、各避難所におけるペットとの飼養スペースの確保と飼養のための資機材の準備を行うとともに、ペットの預け先の確保(避難所で飼養できない場合等の預け場所)、支援者(獣医師会や愛護団体等)との災害時の対応に係る調整に努めるものとする。

(6) 在宅避難者への支援

避難所の運営にあたり、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の実情によりその地域において在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、支援の対象とするものとする。

そのため、避難所の運営担当は、在宅避難者を含めた当該避難所及びその設置された地域において避難生活を送る被災者に対する情報発信の場所となるとともに、当該被災者が情報を収集する場所となること、在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点としての機能を有するものとして、避難所を設置するものとする。

また、在宅での避難生活を余儀なくされた方々に対して、町内会や行政職員等の見守り機能を充実させ、特に要配慮者等の支援が必要となる者に対して行政が適切な対応を取ることで、情報、支援物資、医療・福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じるものとする。

特に、在宅医療患者等、必要な薬剤・器材等(水・電気等を含む)を得られないため直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供については、関係部局・団体等と連携を図り特に配慮するものとする。

6 避難所の管理に関すること

(1) 避難所の管理・運営責任者及び運営方法

① 運営責任者の配置

避難所を設置した場合には、運営責任者を配置し、避難所の運営を行うものとする。その際、運営責任者として予定していた者の配置が困難なこともありうるため、当面本来の施設管理者等を運営責任者に充てることも考えられるので、運営責任者の役割について施設管理者の理解を十分に深めておくこと。

また、災害発生直後から当面の間は、運営責任者について、昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制に配慮するものとする。

② 運営責任者の役割

- ア 避難所に避難した被災者の人数、性別、世帯構成、被害状況、必要な支援の内容など支援にあたり特別な配慮を要する者の状況等を可及的速やかに把握し、当該避難所における避難者の名簿を整備すること。
- イ 避難所に必要な食料・飲料水、毛布等の生活必需品の過不足を把握し調整するため、常に、市（災害対策本部）や近接する他の避難所と連絡をとること。
- ウ 避難所の運営にあたって、避難者自身の役割分担を明確化することにより、避難者自身が避難所運営に貢献できる体制を整えること。また、必要に応じて、避難所内の役割分担に問題が生じた際に、それを調整するコーディネーターを置くこと。
- エ 発達障がいを含む障がい特性に対する要配慮者の配慮事項や支援方法等について、分かりやすくまとめた紙媒体などを活用し、避難所に滞在する避難者への周知に努めること。
- オ 避難者名簿に基づき、常に被災者の状態やニーズを把握し、救助にあたり特別な配慮を要する者を把握した場合は、必要に応じて、ホームヘルパーの派遣、社会福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への避難等を行うため、市に連絡すること。特に、当該施設が定員を超過して要配慮者を受け入れる必要が生じた場合等においては、市と福祉サービス等事業者等との間で緊密な連絡を取ることが望ましいこと。
- カ 要配慮者支援のための全体のコーディネートを行うために、関係機関等の支援活動の実施状況や人的・物的資源の状況、避難所等における要配慮者のニーズを把握し、共有に努めること。また、関係機関等に、支援活動の状況把握や調整を担当できる者の派遣を要請する等、外部からの人材の活用に努めること。

(2) 避難者受入中の秩序保持

① 住民による自主的運営避難所

- ア 避難所の運営担当者は、避難所の設置後、施設管理者や市職員による運営から避難者による自主的な運営に移行するため、被災前の地域社会の組織やNPO・NGO・ボランティアの協力を得るなどして、その立ち上げや地域のコミュニティ維持に配慮した運営になるように支援するとともに、被災者による自発的な避難所での生活のルール作りを支援するものとする。
- イ 住民による避難所運営組織においても、人口の半数を占める女性等、多様な主体が責任者として加わり、乳幼児や子どもがいる家庭等のニーズや、生理用品等女性に必要な物資や衛生・プライバシー等に関する意見を反映させるようにするものとする。また、避難所における要配慮者支援班等と連携し、要配慮者の意見も反映させるようにすること。
- ウ 住民による自主的な運営を進めるにあたっては、炊事や清掃などの役割分担が、一部の住民に負担が偏らないよう配慮するものとする。

② 防火・防犯対策

- ア 防火担当責任者の指定、喫煙場所の指定、石油ストーブ等からの出火防止、ゴミ集積場所等に放火されないための定期的な巡回警備等の防火対策を図るとともに、火災発生時に安全に避難するため、避難所の防火安全に係る遵守事項を、避難所の出入り口等に掲示するものとする。
- イ 避難所の環境について、犯罪を誘発・助長する面もあることから、特に被害に遭いやすい子供、高齢者、女性からも危険箇所・必要な対応についても意見を聞き、照明の増設など環境改善を行うものとする。また、警察とも連携し、巡回や被害者への相談窓口情報の提供を行うとともに、被災者・支援者全体に対して、いかなる犯罪・暴力も見逃さない旨を周知徹底するものとする。避難所の治安・防犯等の観点からは、必要に応じて、警備員等の雇用も検討すること。

(3) 避難者に対する被害情報の伝達

被災者が必要とする情報は、1) 避難誘導段階、2) 避難所設置段階、3) 避難所生活段階、4) 応急仮設住宅設置段階、5) 応急仮設住宅生活段階など、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供するものとする。

また、市から避難所や地域への情報提供ルートを確立するものとする。一方で避難所の状況、被災者数、避難所内の問題等を市から県へ情報提供できるような体制を確立しておくことが望ましい。

(4) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

災害発生から一定の時間が経過した段階においては、被災者支援制度に関する情報や、恒久住宅の建設計画等に関する情報等、被災者が将来に希望を持って安心して生活ができるような情報を提供するものとする。

また、生活再建に必要な多様な相談支援を行うことができるよう、就労支援等の相談窓口を提供することに努める。

(5) 避難者に対する各種相談業務

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口を設置するものとする。その際、女性の障がい者等が安心して相談できるようにするため、窓口には女性を配置することが適切であること。

また、そうして把握した被災者のニーズについて、避難所において対応できない場合は、必要に応じ、避難所の責任者から市町村へ、市町村でも対応できない場合は、都道府県へと適切に伝えていく仕組みを構築するものとする。

外国人については、ボランティア等の協力も得ながら、必要に応じて、可能な限り通訳を配置した外国人向けの相談体制について配慮することが望ましい。

7 避難所の整備に関すること

(1) 受入施設

避難所としての開放範囲(避難スペース及びその他の必要スペース)については、あらかじめ施設管理者と協議し定めておくものとする。

体育館等の大空間においては、避難の長期化が見込まれる場合には、地域の実情等も十分に踏まえながら、早急に仮設間仕切り等によりプライバシーの確保に努めるものとする。また、学校の多目的室など、既に冷暖房施設が整った部屋や小部屋、仕切られた小規模スペース等については、要配慮者の避難場所にあてるなどの配慮が必要である。

また、感染症を発症した避難者の専用スペースないし個室の確保に努めるとともに、感染症を発症した場合は、感染拡大防止や安静等を目的に、被災者自身の希望に関わらず個室への入室等を要する場合もあるため、被災者の理解に努めるものとする。

(2) 給食・給水施設

一定期間が経過した段階において、被災者自らが生活を再開していくという観点や、メニューの多様化や適温食の確保を図るという観点からも、避難所等における炊事する場の確保、食材や燃料の提供、ボランティア等の協力や避難所内の互助体制等の環境づくりを進めるものとする。

また、ボランティア等による炊き出し、特定給食施設の利用等による多様な供給方法の確保に努めるとともに、食料等の供給契約を順次地元事業者等へ移行させることなどにより、適温食の確保に配慮するものとする。

なお、一定期間が経過した段階においては、避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などに必要な水量が増加することから、水量が確保できるよう早期の水道施設の復旧を進めるものとする。

(3) 情報伝達施設

避難者に対し、各種情報を確実に伝達するとともに、コミュニケーションを確保するための設備の整備が必要であり、被災地の状況把握のためのテレビ・ラジオはもとより、インターネットへ接続できるパソコン等情報伝達手段を確保しておくものとする。

特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、障がい等の状況に応じて多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

なお、発災時から、通信環境を確保するため、自家発電装置、非常用発電機及び衛星電話が設置されていることが望ましい。

(4) トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等）

避難所においてトイレが利用できない事態が発生すると、様々な健康被害や衛生環境の悪化につながることから、状況に応じた手法により十分なトイレを確保するとともに、避難者の協力を得て適切に管理するものとする。

トイレの個数については、過去の災害における仮設トイレの設置状況や、国連等における基準を踏まえ、災害発生当初は避難者約50人当たり1基、避難が長期化する場合には約20人当たり1基、トイレの平均的な使用回数は1日5回を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましいものとする。

また、衛生面に配慮した継続的な清掃を行うために、最低限必要な備品等を速やかに確保できるよう、平時から備蓄に努めるとともに、トイレの使い方、手洗いの方法等を周知するための手段についても、あらかじめ準備しておくものとする。

(5) ペット等の保管施設

衛生上の問題等から、避難所内の避難者が生活するスペースには、ペットを入れないことを原則とし、災害発生直後は屋外又は別室を充てる等により対応するものとする。また、必要な場合には、獣医師会や愛護団体等の支援者と収容保護等について調整するものとする。

8 要配慮者に対する救援措置に関すること

(1) 情報の伝達方法

さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設等に対して情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（個別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

(2) 避難及び避難誘導

このことについては、「第2章第18節第5・第10」を参照するものとする。

(3) 避難所における配慮等

このことについては、「第2章第18節第6」を参照するものとする。

(4) 老人デイサービスセンター等の福祉施設の活用等

このことについては、「第2章第18節第8」を参照するものとする。

9 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関すること

(1) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行

(2) 標識、誘導標識等の設置

指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

- (3) 住民に対する巡回指導
- (4) 防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等

防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、避難計画の内容について住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

第2 指定緊急避難場所の指定等

市町村長が策定する避難計画において定める指定緊急避難場所は、災害対策基本法第49条の4の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておくものとする。

1 指定緊急避難場所の指定

市は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、下記に定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、その他の異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。また、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定との締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

- (1) 災害が発生しまたは発生するおそれがある場合において、居住者等に開放され、救助者等の受入に供すべき屋上その他の部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- (2) 洪水、崖崩れ、土石流及び地すべり、大規模な火事、大量の降雨により雨水を排水できないことによる浸水、噴火に伴い発生する火山現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがないと認められる土地の区域内にあるものであること。但し次に掲げる基準に適合する施設についてはこの限りではない。
 - ア 当該異常な現象により生ずる水圧、波力、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
 - イ 洪水、浸水等が発生し、又は発生する恐れがある場合に使用する施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ避難上有効な階段その他経路があること。
- (3) 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有すること。
- (4) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。
 - ア 延焼火災の発生するおそれが大きい地域にあっては、避難場所と避難路の選定を合わせて確実に避難が可能となるように体系だった選定を行う。
 - イ 学校のグラウンド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。
 - ウ 誘導標識を設置する場合、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。また、災害種別一般図記号を用いた標識の見方について周知する。
 - エ 都市農地を避難場所とする場合、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該の内における防災訓練の実施等に努めるものとする。

2 管理者の同意

市長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得るものとする。また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

3 知事への通知

市長は、指定緊急避難場所の指定をしたときは、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに公示する。

4 管理者の届出義務

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届けるものとする。

5 指定の取消

市長は、指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなると認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、告示する。

[資料2-13： 避難場所一覧（指定緊急避難場所・指定避難所）]

第3 指定避難所の指定等

市が策定する避難計画において定める指定避難所は、災害対策基本法第49条の7の規定に基づき、あらかじめ指定等の手続きをしておくものとする。

1 指定避難所の指定

市長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させるための施設）の確保を図るため、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所として指定する。また、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定するよう努めるものとする。

指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

- (1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (2) 速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (5) 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備され主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (6) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。
 - ア 指定避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね3.3平方メートル以上とする。
 - イ 指定避難所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。

- ウ 指定避難所は、崖くずれや浸水などの自然災害により被災する危険がないところとする。
- エ 原則として耐震構造（昭和56年以前に建設されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている施設とする。
- オ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難場所の3つの密（密閉・密集・密接）を避ける配慮がなされている施設とする。

2 管理者の同意

市長は、指定避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者の同意を得るものとする。

3 知事への通知

市長は、指定避難所の指定をしたときは、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに公示する。

4 管理者の届出義務

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届けるものとする。

5 指定の取消

市長は、指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなると認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、告示する。

6 指定した施設の整備

- (1) 市は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、パーティション、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、スマートフォンの充電器等の機器の整備を図るものとする。
- (3) 市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
- (4) 市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- (5) 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

[資料2-13： 避難場所一覧（指定緊急避難場所・指定避難所）]

第4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点

1 指定緊急避難場所と指定避難所の関係

指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

2 地域との事前協議

災害発生時に指定緊急避難場所等の施設開放を地域や自主防災組織で実施できるようにするなど、被災者を速やかに受け入れるための体制の整備を地域と事前に協議のうえ進める。

3 学校を指定する場合の措置

学校を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら、指定緊急避難場所や指定避難所として機能させるため、教育委員会（公立学校の場合）及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む）等について事前の協議を行っていく。

4 県所有施設の利用

市は、地域の実情等を考慮し、県所有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所として指定するときは、運営方法について運営管理者及び財産管理者とあらかじめ協議する。

なお、市から指定避難所等として指定された施設の運営管理者は、財産管理者と協力し、指定避難所として施設等の整備に努めるものとする。

5 その他の施設の利用

市は、指定した避難所で不足する場合や避難が長期化する場合または新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、内閣府と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を開設することも可能であるので、あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携を図っておく。

第5 避難路の選定

避難路の選定基準は概ね次のとおりとする。また、町内会・自主防災組織においても、平常時から避難路の安全確認に努めるものとする。

- 1 避難路は相互に交差しないものとする。
- 2 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場がない道路を選定するものとする。
- 3 避難路は、複数の道路を選定するなど周辺地域の状況を考慮して行うものとする。
- 4 避難路は、おおむね8メートル以上の幅員とするが、各地区における道路状況等に応じ選定するものとする。

第6 避難場所等の居住者等に対する周知

風水害等のおそれのない適切な避難場所や避難路等について周知徹底するとともに、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

マニュアルの作成や訓練等を通じて、住民等に対してあらかじめ指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、市は、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮するよう努めるものとする。

居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、以下の情報が記載されたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、印刷物を各世帯に提供するとともに、インターネット等により居住者等がその提供を受けることができる状態にするよう努める。なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

- (1) 異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面
- (2) 災害に関する情報伝達方法
- (3) 指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項
- (4) 河川近傍や浸水深の大きい区域について「早期の立退き避難が必要な区域」として明示したもの。

第7 避難誘導體制の整備

1 避難誘導體制の確立

市は、災害の発生状況について迅速に把握し、各防災関係機関と連携して指定緊急避難場所・指定避難所等への避難誘導體制の確立を図り、避難勧告、避難指示（緊急）を適切に発令するための判断基準を確立するものとする。

2 指定緊急避難場所・指定避難所の周知徹底

指定緊急避難場所・指定避難所については、日頃から立看板で明示するとともに広報紙等により民への周知を行うものとする。

3 要配慮者に対する避難誘導対策

災害発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等災害時に特に配慮を要する者、いわゆる「要配慮者」の優先的な避難誘導を円滑に進めるため、事前に関係機関等と「要配慮者」の所在、人数等の把握に努めるものとする。

また、避難対象者が入所する社会福祉施設等については、平常的においても情報伝達体制の確立を図り、災害時にも、速やかに避難誘導の対応ができるように努めるものとする。

(1) 応援協力体制の整備

災害の同時多発、道路の決壊等により、警察、消防等の防災関係機関による救出・救護活動が大幅に制約されることが予想される。このため、ひとり暮らし高齢者及び障がい者等要配慮者に対し、地域住民や自主防災組織等を中心とした住民相互の連携による地域全体の支援・協力体制を図り、救出・救護体制の確立を推進するものとする。

(2) 防災基盤の整備

市及び関係機関は、要配慮者にスロープ・障がい者用トイレ等のバリアフリー化を考慮した防災基盤整備に努めるものとする。

(3) 要配慮者自身による防災カルテの携帯

要配慮者自身が介護方法、医療データ（通院先、常備薬等）、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法、非常時の連絡先等を記した防災カルテを携帯するように助言を行うものとする。

(4) 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

市は、福祉関係課、自主防災組織、自治会、福祉関係者等との連携の下、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画の策定（「避難支援プラン」）の整備に努める。

また、市は避難行動要支援者の安否確認と速やかな避難誘導のため、避難支援計画の策定、情報伝達体制及び避難誘導體制の整備を図り、避難訓練を行うとともに、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との情報共有に努める。

第8 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画

学校、病院、社会福祉施設、駅、工場及びその他防災上重要な施設等の管理者は、それぞれ作成する計画の中に、避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図るものとする。

1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策をたてる。

また、市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。加えて、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置
- (5) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- (6) 避難場所の選定、受入施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- (7) 避難者の確認方法
- (8) 児童、生徒等の父母又は保護者等への引渡方法
- (9) 通学時に災害が発生した場合の避難方法

2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮して定めておくものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の準備
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置
- (5) 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- (6) 避難所及び避難経路の設定並びに受入方法
- (7) 避難先は、他の施設等への据置替えについても検討すること。
- (8) 避難者の確認方法
- (9) 家族等への連絡方法
- (10) 避難時の近隣住民等の協力体制の確保

3 病院における避難計画

病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集散的に避難させる場合を想定し、被災時における病院施設内の保健、衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時受入場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬入用車両の確保及び病院周辺の安全な避難場所及び避難所についての通院患者に対する周知方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

4 その他の防災上重要な施設の避難計画

高層ビル及び駅等の不特定多数の人間が出入りする都市施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期並びに誘導及び指示伝達の方法等について定めておくものとする。

第9 男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進

市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第10 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進

住民が迅速に避難するためには、住民が平時から自分の避難行動について考えておくことが重要である。市は住民に対して、平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」について以下のとおり周知啓発を図るものとする。

- (1) 自宅や職場の自然災害の危険性について、市が作成した水害や土砂災害などのハザードマップ等で確認すること。
- (2) 指定避難場所・指定避難所や避難先として安全な親戚・知人宅など、実際に避難する場所について検討しておくこと。
- (3) 避難の際に持ち出す物や避難経路を確認すること。
- (4) 上記についてマイ避難計画として整理するとともに、家族で共有しておくこと。

第13節 医療(助産)救護・防疫体制の整備

【市民生活部、保健福祉部、白河地方広域市町村圏消防本部、(一社)白河医師会】

市は、医療(助産)救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療(助産)救護・防疫体制の整備充実を図るものとする。

第1 医療(助産)救護体制の整備

1 医療(助産)救護体制の確立

市は、災害時における迅速な医療(助産)救護を実施するため、白河医師会及び医療機関との連携を図り、自主防災組織等の活用をはじめ、迅速かつ的確な医療(助産)救護体制の確立を図るものとする。

(1) 救護所の整備

災害時に救護所を避難所等に設置する場合に備え、テント、救護用医療機器、担架等の整備に努めるものとする。

(2) 医療救護班の整備

医療救護活動が迅速かつ適切に行われるよう、白河医師会等と医療救護班の編成等についてあらかじめ協議し整備に努めるものとする。

(3) 自主防災組織の応急救護能力の強化

地域の自主防災組織等が、救護所、避難所等において軽微な負傷者に対し応急救護活動が実施できるよう、止血、人工呼吸等の応急手当の習得等を通して、応急救護能力を高めるものとする。

(4) 後方医療体制の整備

救護所では対応できない重傷者や特殊な医療を要する者に対し、適切な医療を行うため、後方医療体制の整備を推進するものとする。

[資料2-14： 白河市医療機関一覧(医科)]

2 災害時医療品等備蓄供給体制の確立

市は、災害時の救護活動に必要な医療品、衛生材料等について、「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」及び「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要綱」に基づき調達計画を策定するものとする。

3 血液確保体制の確立

市は、災害時における血液不足に備え、災害時の献血促進について普及啓発を図る。

4 傷病者等搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関に搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や空き病床数等、移送先を決定するための必要な情報が把握できるよう、災害応急医療情報通信体制を確立しておくものとする。

(2) 輸送経路

災害により輸送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への複数の輸送経路の確保を図るものとする。

(3) ヘリコプター輸送

災害による輸送経路の被害も考慮し、ヘリコプターによる搬送体制の確立を図るものとする。

第2 防疫体制

1 防疫体制の確立

市は、被災地における防疫体制の確立を図るものとする。

2 防疫用薬剤及び資機材の備蓄、整備

市は、防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、県に対し薬剤、調達の要請を行うものとする。

3 感染症患者隔離収容体制の確立

市は、被災地において感染症患者または病原体保有者の発生が予測される場合、隔離施設の確保と収容体制の確立を図るものとする。

第3 広域医療体制の整備

災害において、多くの負傷者が発生した場合、医薬品や医療資機材の不足等の問題が生じることから、広域医療体制について整備を図るものとする。

本市は、三重県桑名市、埼玉県行田市、埼玉県戸田市等18自治体と被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資材及び物資の提供等の応援協定を締結している。

第14節 食料等の調達・確保、防災資機材等の整備、災害 廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備

【市民生活部、産業部、建設部、水道部、農業協同組合、白河商工会議所、商工会】

市は、市民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備、災害廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備を図るものとする。

また、市民は、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日ごろから備えておくものとする。

第1 備蓄品の確保

1 食料

- (1) 市は、住民に最も身近な行政主体として地域住民の非常用食料の備蓄を行うとともに、あらかじめ必要な食料品の調達について食料関係機関、卸売業者、小売業者等との食料調達に関する協定の締結に努めるとともに、広域的な調達能力を有する販売業者と協調して、災害発生時における円滑な供給体制の確立を図るものとする。
- (2) 非常用食料としての備蓄品は、アルファ米、乳児用粉ミルク等、保存期間が長く、かつ調理不要のものとする。
- (3) 市が備蓄をするに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、備蓄拠点を設けるほか指定避難所等に最低限の備蓄を行うなど、体制の整備に努める。
- (4) 市は、広報紙・パンフレット等を通じて最低3日分、推奨1週間分の食料の確保に努めるよう市民に対して普及啓発を行うものとする。
- (5) 市は、災害応急対策に従事または応援派遣する職員用として食料の確保に努めるものとする。

2 生活物資

- (1) 市は、住民に最も身近な行政主体として、必要に応じ、生活物資の備蓄をするとともに、市民に対し、広報紙・パンフレット等を通じて、日頃から生活物資や非常時持出品の準備について啓発を図るものとする。
- (2) 備蓄及び調達の品目としては、寝具（毛布等）、衣料品（下着、作業着、タオル）、炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ）、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料、ブルーシート、土のう袋、簡易トイレ、要配慮者向け用品などが考えられる。
また、避難所での生活が長期化する場合に必要な備品の調達についても検討しておく必要がある。
- (3) 市が備蓄をするに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、避難者への提供が容易な指定避難所等に備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。
また、備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する自治体間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

- (4) 市は、市民に対し、広報紙・パンフレット等を通じて、日頃から生活物資や非常時持出品の準備について啓発を図るものとする。

3 飲料水

- (1) 市は、生活に必要な飲料水について、被災者1人1日3リットルに相当する量を目標にして、応急飲料水の確保及び応急給水資機材（給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等）の備蓄に努めるものとする。
また、市内公園等の地下に貯水タンクを設置し、非常時における飲料水等として使用できるよう整備するものとする。
- (2) 平常時から応急飲料水を確保するため、湧水、井戸水等の把握に努めるものとする。
- (3) 市は、広報紙・パンフレット等を通じて、最低3日分の飲料水の確保に努めるよう市民に対し普及啓発を行うものとする。
- (4) 市は、食料品とともに飲料水（ペットボトル等）についても、食料関係機関、卸売業者、小売業者等との食料調達に関する協定の締結に努めるとともに、広域的な調達能力を有する販売業者と協調して、災害発生時における円滑な供給体制の確立を図るものとする。

第2 防災資機材等の整備

1 防災倉庫の充実・整備

市は、災害対策用の防災資機材の充実及び備蓄倉庫の整備に努めるものとする。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。
[資料2-15： 防災倉庫の備蓄資材]

2 水防倉庫の整備

市は、重要水防地域における災害対策を進めるため、水防倉庫を設け水防用資機材の充実を図るものとする。
[資料2-15： 水防倉庫の備蓄資材]

第3 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立

1 災害廃棄物処理計画の策定

市は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正処理を確保しつつ円滑かつ迅速に処理できるよう、災害廃棄物の仮置き場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ゴミや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画を策定し、具体的に示すものとする。

2 広域処理体制

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立と十分な大きさの仮置き場・最終処分場の確保に努める。また、十分な大きさの仮置き場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

第4 罹災証明書発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の

受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第15節 防災教育

【市長公室、総務部、市民生活部、保健福祉部、産業部、建設部、水道部、教育委員会、白河地方広域市町村圏消防本部、その他防災関係機関】

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関は、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の修得に努めるとともに、日頃から災害に対する正しい認識を身につけ、「自らの身の安全は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を理解し、冷静かつ的確な対応が出来るよう、防災知識の普及と防災意識の高揚を図るものとする。

第1 防災知識の普及啓発

災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期を重点として、広く市民に防災知識の普及啓発活動を実施する。

1 実施の時期

(1) 防災に関する事項

① 白河市防災の日 8月27日

(2) 風水害予防に関する事項

① 水防月間 5月1日～5月31日

(3) 土砂災害予防に関する事項

① 災害防止月間 6月1日～6月30日

② がけ崩れ防災週間 6月1日～6月7日

(4) 火災予防に関する事項

① 春季全国火災予防運動 3月1日～3月7日

② 秋季全国火災予防運動 11月9日～11月15日

③ 文化財防火デー 1月26日

(5) 地震災害に関する事項

① 防災とボランティア週間 1月15日～1月21日

② 防災とボランティアの日 1月17日

③ 防災週間 8月30日～9月5日

④ 防災の日 9月1日

2 普及の内容

- (1) 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- (2) 避難場所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所の把握
- (3) 警報発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動
- (4) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
- (5) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめきめておくこと

(6) 平時から自分の避難を考える「マイ避難」の取組

3 普及の方法

各種防災訓練、講演会、研修会等の行事を開催するとともに、防災の手引き、パンフレット等を作成し、市民一人一人に十分内容が理解できるものとするほか、ラジオ、テレビ、新聞、雑誌、SNS等のインターネットの活用など広報媒体の積極的な利用を図るものとする。

4 地域防災力の向上

市は、地域に根ざした防災教育の実施に努めるとともに、各種災害におけるハザードマップや災害情報看板等を街頭や公共施設などに設置するだけでなく、防災訓練時に積極的に活用するなどして、地域全体の防災力の向上を図る

また、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供に努めるものとする。

さらに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

第2 防災上重要な施設における防災教育

病院、社会福祉施設、ホテル、旅館等の不特定多数の者を収容する施設においては、災害発生時において特に大きな人的被害が発生しやすいため、市及び防災関係機関は、管理者に対し、各種講習会等を通じて防災教育の徹底を図るとともに、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用するものとする。

第3 防災対策要員に対する防災教育

市及び防災関係機関は、災害時における適切な判断並びに各種防災活動の円滑な実施を行うため、防災担当職員だけでなく、各機関に属する職員に対し、実践的な訓練や講習会、研修会等を定期的で開催するなど、必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織を作り上げるものとする。

また、研修会等を通じて、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

第4 防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練

市及び防災関係機関は、災害発生時における適切な判断及び速やかな災害対応業務の実施、各種防災活動の円滑な実施を確保するため、防災担当職員だけでなく、各機関に属する全ての職員に対し、実践的な訓練や講習会、研修会等を定期的で開催するなど、必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織を作り上げるものとする。

また、研修等を通じて、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

第5 学校教育における防災教育

1 趣旨

学校における防災教育は、安全教育の一環として児童、生徒及び教職員の生命財産を守るため行うものである。これらの指導はホームルームや学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて行うとともに、学校種別や児童・生徒の発育段階に応じ具体的な指導を行うものとする。

2 学校行事における防災教育

防災をテーマとした学校行事においては、防災意識の全校的な盛り上がりと訓練の充実を図るため、防災専門家を招いた避難訓練の実施等、内容を工夫するとともに、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

3 教科等による防災教育

教科等においては「社会科」、「理科」、「保健体育科」や「総合的な学習・探求の時間」等を通じて、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行うとともに、防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。

また、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させ、災害時に周囲の危険に気づき、的確な判断の下に安全な行動ができるようにする。

4 教職員に対する防災研修

市は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的実施する。

また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第6 災害教訓の伝承

1 災害教訓の収集、公開

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するために広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

2 災害教訓の伝承への取組

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第16節 防災訓練

【市長公室、総務部、市民生活部、保健福祉部、産業部、建設部、水道部、教育委員会、その他防災関係機関】

災害対策活動の円滑を期すため、市及び防災関係機関並びに市民・自主防災組織、事業所等が一体となって、実効性のある総合的な訓練を実施する。これによって、各機関相互及び市民との緊密な協力体制を確立するとともに、地域防災計画の運用の習熟化と防災意識の高揚を図るものとする。

なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第1 総合防災訓練

1 概要

市は、大規模な地震、風水害等の発生を想定し、防災関係機関、他の地方公共団体、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等及び地域住民等の参加の下に総合的な防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協調体制の確立を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図るものとする。

原則として、「白河市防災の日」（8月27日）付近の日に隔年で開催するものとする。

2 参加機関

大規模な地震、風水害等の発生を想定し、総合的な防災訓練を実施する。

参加機関は次のとおりとする。

- (1) 市
- (2) 防災関係機関
- (3) 市民、自主防災組織、協力団体

3 訓練項目

訓練項目については、おおむね次によるものとする。

- (1) 災害対策本部設置・災害対策本部運営訓練
- (2) 被害状況調査・災害情報収集訓練
- (3) 通信連絡訓練
- (4) 非常招集訓練
- (5) 広域応援要請訓練
- (6) 道路等の障害物除去及び交通規制訓練
- (7) 救急・救助訓練
- (8) 消火及び初期消火訓練
- (9) 避難誘導訓練（要配慮者誘導を含む）
- (10) 避難所設営・避難所管理運営訓練
- (11) 炊き出し訓練
- (12) 物資輸送訓練
- (13) ボランティア受入れ訓練
- (14) 電力施設復旧訓練
- (15) 電信電話施設復旧訓練

- (16) 上水道施設復旧訓練
- (17) ガス施設復旧訓練
- (18) 下水道施設復旧訓練

第2 個別訓練

市及び防災関係機関は、総合防災訓練の他、必要に応じて個別訓練を実施するものとする。その際、必要があるときは、事業所、自主防災組織及び市民に対して訓練への参加を要請するものとする。

1 水防訓練

市及び防災関係機関は、水防訓練を実施し、水防活動に関し必要な知識と水防作業等について迅速な活動ができるよう周知徹底するとともに、住民に対する水防意識の高揚を図るものとする。

なお、水防法第4条に規定する指定水防管理団体においては、同法第35条の規定に基づき、毎年水防団及び消防機関の水防訓練を実施するものとする。

2 通信訓練

市及び防災関係機関は、災害情報の受伝達、被害状況の把握及び防災無線による情報伝達体制の確立を図り、住民への広報等を迅速に行えるよう通信訓練を実施するものとする。

なお、実施の際は、県総合情報通信ネットワーク、衛星携帯電話、電子メールなどの多重化した通信手段及び非常電源設備を使用し、有効に活用できるよう備える。

また、有線及び県総合情報通信ネットワークが使用不能になったときに備え、非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

3 動員訓練

市及び防災関係機関は、災害時における職員の招集を迅速に行うため、動員訓練を実施するものとする。

4 災害対策本部運営訓練

市は、災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集等、本部の運営を適切に行うため、災害対策本部運営訓練を実施する。

5 避難所設置訓練

市は、避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するため、避難所設置訓練を実施する。

6 土砂災害防災訓練

市及び防災関係機関は、土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の把握を迅速かつ適切に行えるよう土砂災害防災訓練を実施するとともに、住民避難訓練等を通じ住民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図る。

7 その他の訓練

市は、発災時の対応を円滑に行うため、消火、救出救護、避難誘導、給食給水、図上演習等の訓練についても適宜実施するものとする。

第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

1 概要

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、住民相互の協力の下、自衛的な防災活

動を実施していくことが重要であり、日ごろから訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を深めておく必要がある。

2 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、訓練を毎年定期的実施するものとする。

また、地域の一員として、事業所の特性に応じた防災対策行動により、市、消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練への積極的な参加に努めるものとする。

3 自主防災組織における訓練

住民の自主的な防災活動及び自衛消防隊等の防災活動が効果的に実施されるよう訓練するものとする。

- (1) 通報訓練
- (2) 初期消火訓練
- (3) 救出救護訓練
- (4) 避難誘導訓練

4 市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性にかんがみ、市をはじめとする防災関係機関は、防災訓練に際して広く住民の参加を求め、住民の防災意識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練へ積極的・自主的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議等の防災行動の継続的な実施に努めるものとする。

第4 訓練の評価と市地域防災計画等への反映

市及び防災関係機関は、訓練の実施後においては地域防災計画、各種の行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかにするとともに、必要に応じて防災体制等の改善を図るとともに、次回の訓練に反映させるものとする。

第17節 自主防災組織の整備

【市民生活部、白河地方広域市町村圏消防本部】

災害時における被害を軽減するには、地域住民自身が初期消火や救出・救護などの防災活動に取り組む必要がある。このような活動においては、住民相互の協力や組織的な連携が重要であるため、地域の防災活動の中核として位置づけられる自主防災組織の育成強化に努めるものとする。

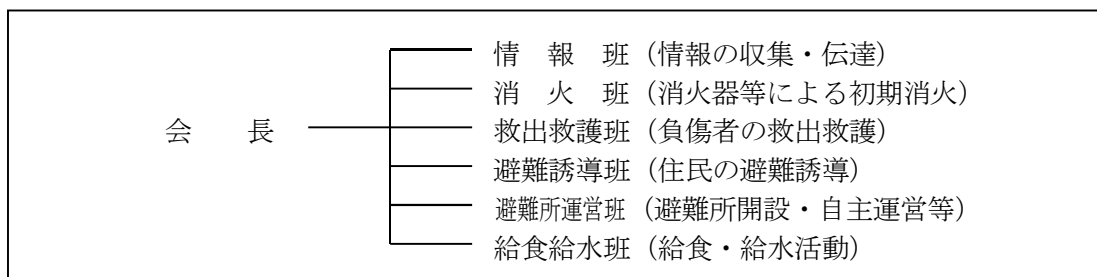
第1 自主防災組織の育成指導

市及び防災関係機関は、自主防災組織の設置及び自主防災活動の充実を促進するため、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、研修会・防災訓練等を実施し、これらの行事を通じて地域住民の連帯意識を醸成し、コミュニティ活動の中核としての自主防災について十分な理解を得られるよう努めるものとする。なお、その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第2 自主防災組織の編成基準

自主防災組織は、地域に密着した迅速かつ適切な災害応急活動の展開が重要であることから、編成に当たっては、基本的に町内会等を単位として編成するものとする。

また、自主防災組織の編成に当たっては、次の例示を参考とし、それぞれの規約で定めるものとする。



第3 自主防災組織の活動

- 1 防災に関する知識の普及や出火の防止の徹底
- 2 初期消火、救出・救護、避難などの各種訓練の実施
- 3 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
- 4 地域内の要配慮者の把握及び災害時の支援体制の整備
- 5 地域内の企業・事業所との連携・協力についての検討
- 6 行政との連携・協力についての検討

第4 自主防災組織の充実

- 1 自主防災組織の活動環境の整備

市は、自主防災組織が活性化し災害時に効率的な活動を行えるよう、防災活動用の資機材の整備・充実に努めるものとする。
- 2 訓練用資機材の整備

市及び消防本部・消防署は、自主防災組織が平常時から初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練等の各種訓練を活発に行えるよう、必要な訓練用資機材の整備に努めるものとする。
- 3 自主防災組織の活性化

市は、防災関係機関等と連携し、防災訓練及び講習会等を実施し、自主防災組織の活性化に努めるものとする。 [資料2-16： 自主防災組織等の現況]

第5 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

特に食料、飲料水、生活必需品等を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市及び県が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また企業は、豪雨や暴雨風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

なお、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第6 地区防災計画の作成

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区内における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第18節 要配慮者対策

【市民生活部、保健福祉部、教育委員会】

高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等災害時に特に配慮を要する者いわゆる「要配慮者」が災害の発生時において、犠牲になる場合が多くなっている。
こうした状況を踏まえ、今後は、要配慮者の防災対策を積極的に推進するものとする。

第1 白河市地域防災計画、全体計画において定める全般的事項

1 白河市地域防災計画において定める事項

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、白河市地域防災計画において以下の事項を定めるものとする。

- (1) 避難支援等関係者となる者
- (2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- (3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- (4) 名簿の更新に関する事項
- (5) 名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置
- (6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- (7) 避難支援等関係者の安全確保

2 全体計画において定める事項

市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月 内閣府[防災担当]）に基づく「全体計画」を市地域防災計画の下位計画として位置づけ、市地域防災計画において定める事項に加え、以下の事項を定めるものとする。

- (1) 名簿作成に関する関係部署の役割分担
- (2) 避難支援等関係者への依頼事項
- (3) 支援体制の確保
- (4) 具体的な支援方法について避難行動要支援者との打合せを行うにあたって、調整等を行う者
- (5) あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であったものに対する支援体制
- (6) 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
- (7) 避難行動要支援者の避難場所
- (8) 避難場所までの避難路の整備
- (9) 避難場所での避難行動要支援者の引継方法と見守り体制
- (10) 避難場所からの避難先及び当該避難場所への運送方法等

第2 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供

1 避難行動要支援者名簿の作成

市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の

支援、安否の確認、その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するものとする。また、名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(1) 避難行動要支援者の範囲

本市における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当するものとする。

- ① 満70歳以上で単身世帯の者
- ② 満75歳以上の者のみで構成される世帯に属する者
- ③ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）で第1種の交付を受けている者（心臓、腎臓機能障害のみで該当する者のうち、同居親族による支援が得られる者を除く）
- ④ 療育手帳A判定の交付を受けている在宅の者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている単身住宅の者
- ⑥ 市の生活支援を受けている難病患者のうち、指定難病医療受給者証を所持している者
- ⑦ 上記以外で民生委員等が支援の必要があると認めた者または本人等から申し出のあった者で市長が支援の必要があると認めた者

(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする理由
- ⑦ 前記各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) 要配慮者情報の利用及び取得

① 市内部での情報集約

市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当するものを把握するため、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握するものとする。

② 都道府県等からの情報の取得

避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第49条の10第4項の規定に基づき、関係都道府県知事その他の者に対して、市が把握していない要配慮者の情報の提供を依頼する。

(4) 避難行動要支援者名簿の更新と共有

市は、日頃から避難行動要支援者の状態の変化や新たに避難行動要支援者に該当する者の把握に努め、定期的に更新することで避難行動要支援者名簿を最新の状態に保ち、年に1回程度この名簿を避難支援等関係者に配布する。

2 避難行動要支援者名簿の利用及び提供

避難行動要支援者名簿は、市が行う避難支援等の実施のために内部で利用するとともに、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施のため、白河市個人情報保護条例（平成17年白河市条例第20号）の規定に従い、平時から避難行動要支援者の情報を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

(1) 避難支援等関係者の範囲

避難行動要支援者名簿の情報を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる機関等とし、災害発生時には避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の協力を求める。

- ① 消防機関
- ② 警察
- ③ 民生委員
- ④ 白河市社会福祉協議会
- ⑤ 自主防災組織
- ⑥ 町内会長
- ⑦ その他災害時に避難行動要支援者の避難支援等を行う者

(2) 適正な情報管理

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の事項に留意して行う。

- ① 避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報も含むため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ② 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ③ 施錠可能な場所に避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。
- ④ 避難行動要支援者名簿を複製し、又は転写しないよう指導する。
- ⑤ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者に限定するよう指導する。
- ⑥ 名簿情報の取扱状況を報告させる。

3 避難のための情報伝達

市は、災害が発生するおそれがある場合は、避難勧告等の発令基準に基づき、避難勧告等を適切に発令し、その発令に当たっては要配慮者が円滑に避難できるよう以下の事項に留意して行う。

(1) 避難準備情報等の発令・伝達

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たっては、「自主避難の呼びかけ」、「避難注意情報」等の「避難準備・高齢者等避難開始」の発令が重要であるため、適切に「避難準備・高齢者等避難開始」を発令する。その発令・伝達に当たっては、高齢者、障がい者等にもわかりやすい言葉や表現を使って行う。

(2) 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時等は、迅速かつ着実に避難指示が伝達できるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線、広報車による情報伝達に加え、その他情報伝達に有効な手段を組み合わせる。

4 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、災害発生時には、避難支援等関係者が、あらかじめ市から提供された避難行動要支援者名簿を基に避難支援等を行うものとする。

(1) 避難支援等関係者等の対応原則

避難支援等関係者はあらかじめ市から提供された避難行動要支援者名簿を基に、避難行動要支援者の避難支援等を行うが、避難支援等の実施に当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を確保した上で、できる範囲で行うものとする。

(2) 避難支援等関係者等の安全確保措置

市は、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対して、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の活用等について説明するとともに、避難支援等を行う避難支援等関係者の安全確保のための措置をとる。

5 町内会等における支援体制づくり

各町内会及び自主防災組織は、平時から地域内の在宅の要配慮者を把握しておくなど、避難誘導体制の整備に努めるものとする。

第3 個別計画の策定

市は、災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、民生委員、社会福祉協議会、町内会、自主防災組織、福祉事業者等の協力を得て、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容）を平常時から共有し、一人一人の避難行動要支援者に対してできるだけ複数の避難支援等関係者を定める等、個別計画の策定に努めるものとする。

第4 社会全体で避難行動要支援者を支援する体制の構築

市は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の作成、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

第5 要配慮者利用施設等における対策

1 各種災害警戒区域内の要配慮者利用施設

市は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。

[資料2-17：各種災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧]

2 避難確保計画の策定

第2-1に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法第15条の3第1項及び第5項の定めるところにより、災害時等を想定した訓練の実施に関する事項を定めた避難確保計画を作成し、それに基づき避難訓練を実施することが義務付けられている。市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、主体的な避難確保計画の作成や避難訓練の実施について促すとともに支援を行うものとする。

市は、当該施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成しない又は、避難訓練を実施しない場合において、必要と認めるときは期限を定めて作成又は実施するよう指示を行うことができるものとする（水防法第15条の3第3項）。また、正当な理由がなくこの指示に従わなかった場合には、その旨を公表することができる。

3 地域住民との連携による協力支援体制の確立

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、平常時から市及び地域住民との連携を図り、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりを推進するものとする。

4 施設・設備の整備・充実

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設や設備の点検を常に行うとともに、安全避難のための必要な施設・設備について検討し、その整備・充実に努めるものとする。

5 緊急連絡体制の整備

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法の確立に努めるとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るものとする。

6 防災教育・防災訓練の充実

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、定期的に防災教育・防災訓練の実施に努めるものとする。

また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や、入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあつては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努めるものとする。

さらに、職員に対して、災害に起因する入所者の過度の不安状態（パニック）、感情の麻痺、無力感等の症状（心的外傷後ストレス障害（PTSD））の顕在化に備え、症状、対処方法等についての理解を深めさせる教育を実施するものとする。

なお、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。

7 大規模停電への備え

要配慮者施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

第6 要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備

- 1 市は、各種災害警戒区域内の要配慮者利用施設について、当該施設の利用者が災害時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、避難指示等の避難情報について、防災行政無線、一般加入電話及び車両広報を軸として情報伝達を行う。

図1 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達系統図

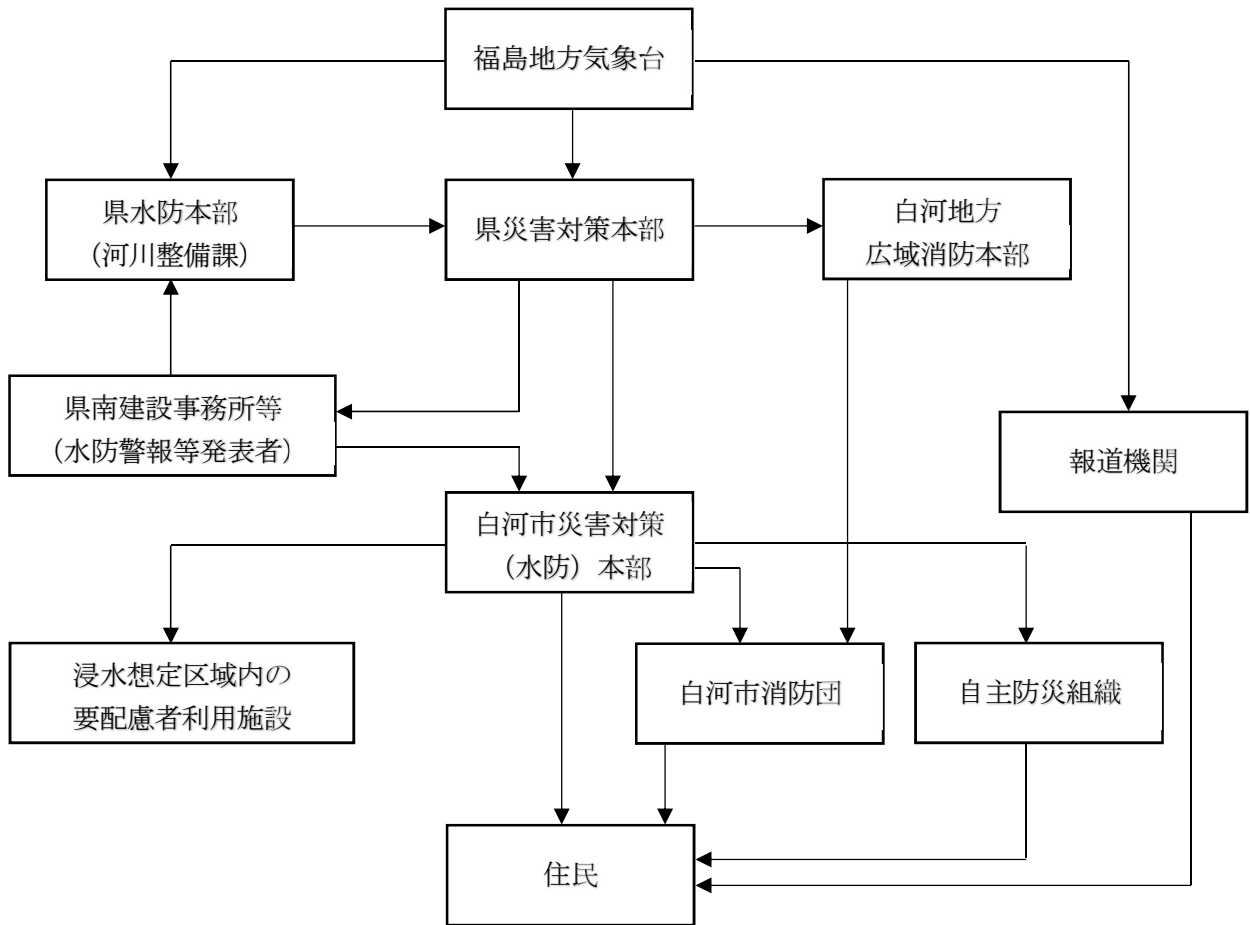
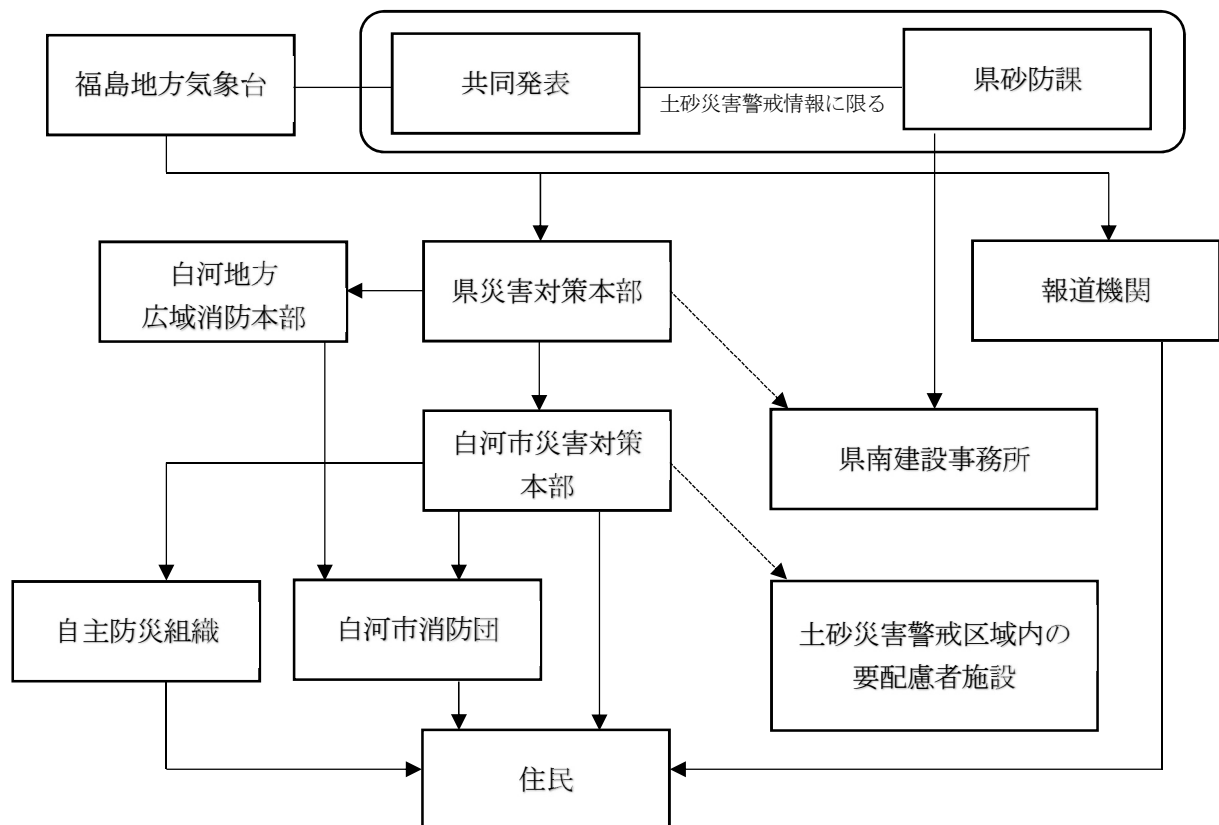


図2 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達系統図



第7 避難所の整備

避難所においては、障がい者、高齢者、乳幼児等要配慮者の生活確保を図るために必要な施設・設備の充実（バリアフリー・ユニバーサルデザイン化など）に努めるものとする。

第8 福祉避難所の指定

市は、要配慮者が生活相談等の必要な支援を受けられ、安心して生活ができる体制を整備した老人福祉センター等の施設に避難できるよう配慮するとともに、福祉避難所の指定に努めるものとする。

また、市は福祉避難所指定したときは、当該福祉避難所の名称及び所在地を公示するものとする。

第9 在宅者に対する対策

1 情報伝達体制の整備

市は、一人暮らし高齢者、要介護高齢者、障がい者（特に音声による情報伝達の困難な聴覚障がい者や理解者・判断力に障害のある知的障がい者）、等の安全を確保するため、情報伝達体制の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、住宅用自動消火装置、住宅用火災警報機等の設置など必要な補助・助成措置を講ずるものとする。

2 防災知識の普及・啓発

市は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するとともに、地域の防災訓練等への参加も考慮するなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を行うものとする。

また、市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

第10 外国人及び市外からの来訪者への対策

前記以外の要配慮者として、言葉に不自由または地理に不案内な外国人、旅行者等が考えられる。これらの要配慮者も安心して行動できるような環境づくりに努めるものとする。

1 外国人の所在の把握

災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるよう、日常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努めるものとする。

2 防災知識の普及・啓発

日本語を理解できない外国人に対して、英語を基本とした外国語による防災に関するマップやパンフレットを作成・配布し、避難場所・避難の周知や防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

3 防災訓練の参加等

外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人に対して市等の実施する防災訓練への積極的参加を促すものとする。

また、平常時においては地域での支援体制づくりに努めるものとする。

第19節 災害ボランティアとの連携

【市民生活部、保健福祉部、市社会福祉協議会】

災害時においては、市及び防災関係機関の活動とともに、市民等による自主的、かつ、きめ細かなボランティアによる対応が必要不可欠となる。

そのため市は、災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、体制づくりを推進するものとする。

第1 ボランティア活動の意義

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活維持や再建を援助するものがある。

第2 ボランティアの啓発活動

防災とボランティアの日（1月17日）及び防災とボランティア週間（1月15日～21日）を通じて、市民のボランティア意識の高揚を図る。

第3 ボランティア団体等の把握

迅速かつ的確な応急対策活動が行われるように、日本赤十字社福島県支部、福島県社会福祉協議会、白河市社会福祉協議会と連携を図り、ボランティア団体及び専門的な知識、技能を持つボランティアの把握等に努めるものとする。また、ボランティア団体との受け入れ調整を行っている NPO 法人「しらかわ市民活動支援会」と連携をし、スムーズに支援活動が行えるようにする。

第4 ボランティアの種類

ボランティアには、労務提供型の一般ボランティアと、専門知識を有する専門ボランティアの2つが考えられる。専門ボランティアには次のような資格を持ったものが考えられる。

- 1 医師や看護師の資格を持つ医療ボランティア
- 2 介護福祉士、あるいは保育士等の資格を持つ介護ボランティア
- 3 災害による建築物の危険度を調査し、使用の可否の判定に当たる応急危険度判定士
- 4 外国人との通訳を行う通訳ボランティア
- 5 消防、警察業務の経験を有する救急・救助ボランティア
- 6 無線の資格を有する無線ボランティア

第5 災害ボランティアの受け入れ体制の整備

1 市からの情報提供

ボランティア活動のうち、特に災害地域外からのボランティアについては、被災地での状況や活動内容についての情報が少なく、活動が十分に行えないことが予想される。

市及び関係機関は、相互に連絡を取りながら、ボランティア活動に対する情報提供に努めるとともに、「災害ボランティア・データバンク」についても活用を図るものとする。

また、市は、ボランティア団体等を迅速かつ的確に受け入れるために、災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、明確にするとともに、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開できるよう努めるものとする。

2 コーディネート体制の整備

市及び市社会福祉協議会は、ボランティア関係団体と連携を図り、コーディネート等の体制の確立に努めるものとする。

3 ボランティア保険

市及び市社会福祉協議会は、ボランティア活動中の事故や賠償事故の保障に効果のあるボランティア保険の普及啓発を図るものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

災害が発生し、または発生するおそれがある場合、市及び防災関係機関は災害対策を迅速かつ効果的に推進し、被害の発生を最小限にとどめるものとする。

この場合、市は法令、市地域防災計画の定めるところにより、その有する全機能を発揮して、災害応急対策に努めるものとする。

第1 白河市災害対策本部の設置

市長は、災害が発生しまたは発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条の規定に基づき白河市災害対策本部を設置する。

1 設置基準

次のいずれかの災害に該当し、市長が必要であると認めた場合。

- (1) 大規模の災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- (2) 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。
- (3) 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき。
- (4) 特別警報が発表されたとき。
- (5) 市内において震度6弱以上を観測したとき。
- (6) 大雨、洪水等の警報発表中に、市内において震度5弱以上の地震が観測されたとき。

2 設置場所

災害対策本部は、白河市役所本庁舎内に設置する。

また、市庁舎が被災し使用不能の場合は、次の順序により設置場所を変更する。

順位	施設名	住所	電話番号
第1順位	白河市立図書館	道場小路 96-5	23-3250
第2順位	白河文化交流館コミネス	会津町 1-17	23-5300

3 災害対策本部の標識の掲示

災害対策本部が設置された場合は、市庁舎正面玄関に「白河市災害対策本部」の標識を掲示する。

また、災害対策本部設置場所が変更された場合も、それぞれの施設の正面玄関に掲示する。

4 本部長の職務代理者の決定

災害対策本部長には市長が当たるが、災害発生時に登庁困難の場合若しくは登庁に時間を要する場合等の職務代理者には、登庁した者の中から次の順位で当たることとし、災害対策本部の設置等必要な災害対策を行う。

- | | |
|-------------|-------------|
| 第1順位 副市長 | 第6順位 保健福祉部長 |
| 第2順位 教育長 | 第7順位 産業部長 |
| 第3順位 市長公室長 | |
| 第4順位 総務部長 | |
| 第5順位 市民生活部長 | |

5 災害対策本部の解散

市長（災害対策本部長）は、次の基準に該当すると認められた場合に、災害対策本部を解散する。

- (1) 予想された災害の危険が解消したと認められるとき。
- (2) 災害発生後における応急措置がおおむね完了したとき。
- (3) 災害救助法による救助活動が完了したとき。

6 災害対策本部の設置又は解散の通知

市長（災害対策本部長）は、災害対策本部を設置又は解散した時は、速やかにその旨を県及び防災関係機関等に次により通知する。

通知先	連絡担当班	連絡担当課	通知方法
庁内各部・各課	事務局第1班 事務局第3班	生活防災課 秘書広報課	庁内放送、電話、メール、口頭等
出先機関	事務局第1班	生活防災課	市防災行政無線、電話、メール、FAX等
県	事務局第1班	生活防災課	県防災事務連絡システム、電話、FAX等
消防本部・消防署	事務局第1班	生活防災課	電話、FAX等
白河警察署	事務局第1班	生活防災課	電話、FAX等
指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関	事務局第2班	企画政策課 文化振興課	電話、FAX等
隣接市町村、応援協定市	事務局第2班	企画政策課 文化振興課	電話、FAX等

7 災害救助法が適用された場合の体制

市は、災害救助法が適用された場合は、知事の指揮を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施し、または県が行う救助事務の補助を行うものとする。

この場合における市の救助体制についても、定めるものとするが、原則として「白河市災害対策本部組織」と同様の体制とする。

第2 災害対策本部の運営

市の災害に関する重要事項の協議及び連絡調整を行い、災害対策を推進する。

1 災害対策本部会議

災害対策本部に災害対策本部会議を設ける。災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）は、市長（災害対策本部長）、副市長・教育長（災害対策副本部長）、各部長等（災害対策本部員）をもって次により構成する。

また、市長（災害対策本部長）は特に必要があると認めるときは、本部会議の構成員以外の者に対し、本部会議への出席を求める。

本部長	市長	本部員	建設部長
副本部長	副市長	本部員	水道部長
副本部長	教育長	本部員	議会事務局長
本部員	市長公室長	本部員	表郷庁舎振興事務所長
本部員	総務部長	本部員	大信庁舎振興事務所長
本部員	市民生活部長	本部員	東庁舎振興事務所長
本部員	保健福祉部長	本部員	教育部長
本部員	産業部長	その他本部長が出席を求めた者	

2 本部会議における協議事項

- (1) 災害発生事態の確認、災害状況の把握に関すること。
- (2) 災害応急対策、災害復旧の推進に関すること。
- (3) 災害現地の配備体制の決定に関すること。
- (4) 県及び他市町村への応援の要請に関すること。
- (5) 自衛隊の派遣要請に関すること。
- (6) 災害救助法の適用に関すること。
- (7) その他災害に関する重要な事項の協議に関すること。

3 本部会議の開催場所

本部会議は、市役所本庁舎3階第二応接室で開催する。

また、市役所内で開催することが困難な場合は、本部長が指示する場所で開催する。

4 現地災害対策本部の設置

市長（災害対策本部長）は、災害の発生時において、災害の規模、その他の状況により必要であると認めた場合、災害の発生または発生するおそれがある地区に、本部員の中から現地災害対策本部長を指名し、現地災害対策本部を設置するものとする。

また、現地災害対策本部の組織、事務分掌は、その都度定めるものとする。

5 災害対策本部の編成及び所掌事務

災害対策本部の編成及び所掌事務は、別冊「地域防災対策マニュアル」のとおりである。

第2節 職員・市消防団の動員配置

【白河市、白河市消防団】

災害発生時においては、初動体制を早期に確立することが、その後の災害応急対策活動を円滑に実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするとともに、職員・市消防団員の動員伝達方法等を確立し、迅速化を図るものである。

第1 配備基準

市の配備体制は、警戒配備（第1非常配備）、特別警戒配備（第2非常配備）、非常配備（第3非常配備）、非常配備（第4非常配備）とし、次の配備基準によるものとする。

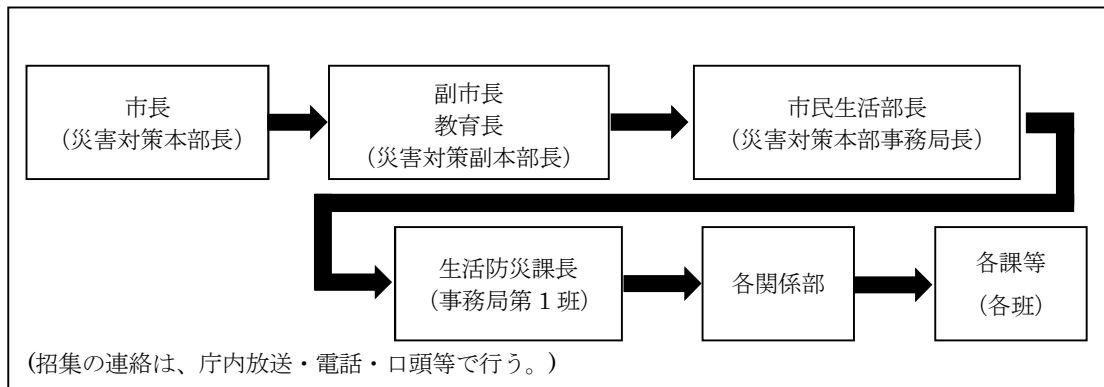
	区 分	配 備 体 制	配 備 時 期
災害対策本部設置前	警戒配備 （第1非常配備）	情報収集と連絡のため、市民生活部生活防災課、建設部道路河川課等、水道部水道課等、各庁舎事業課及び教育委員会事務局教育総務課等の少数の人員をもって当たるもので、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	1 大雨、台風期等において、気象注意報（大雨、洪水注意報等）が発表され、更に警報の発表が予想される場合。 2 その他市民生活部長が特に必要と認めたとき。
	特別警戒配備 （第2非常配備） 市域に被害が発生した場合、状況により総務部長と協議のうえ、他部の協力を得て応急対策を実施するものとする。	1 関係部等の長及び関係部等の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じて災害対策本部の設置に移行できる体制とする。 2 水防本部の設置についても即応できる体制とする。	1 大雨、洪水等の警報が発表され、市域に災害の発生が予想されるとき。 2 市域に被害が発生したとき。 3 その他、市長（災害対策本部長）が特に必要と認めたとき。
災害対策本部設置後	非常配備体制 （第3非常配備）	応急対策を円滑に実施するため、災害対策本部を設置する。 [水防本部は災害対策本部へ移行する]	1 相当規模の災害が発生し、なお、拡大のおそれがあるとき。 2 その他必要により市長（災害対策本部長）が当該配備を指令したとき。
	非常配備体制 （第4非常配備）	激甚な災害が発生した場合において、災害対策本部の組織及び機能の全てを挙げて、応急対策に当たれる体制とする。	1 市域に大規模な災害が発生し、広域的な応急対策が必要と認められるとき。 2 その他必要により市長（災害対策本部長）が当該配備を指令したとき。

第2 職員の動員

災害対策のための職員の動員は、災害対策本部の配備の区分に従い、次の方法により行うものとする。

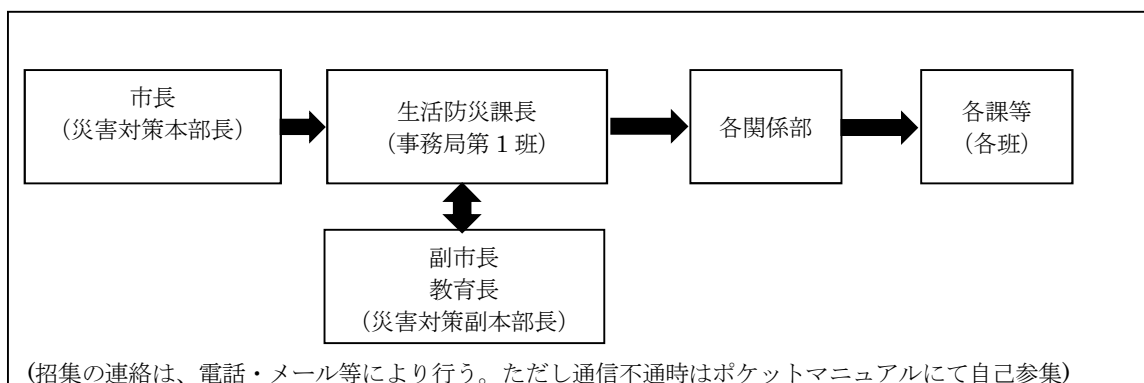
- 1 災害対策本部のそれぞれの配備につくための動員は、市長（災害対策本部長）の配備決定に基づき、副市長及び教育長（災害対策副本部長）が次の順序で行うものとする。

(1) 勤務時間内の招集連絡系統



(2) 勤務時間外の招集連絡系統

各部長は、勤務時間外における動員の迅速化を図るため、各部及び各班の計画（連絡先、連絡順、参集時間等）をそれぞれ定めておくものとする。



2 動員時の連絡内容

次の内容を連絡するものとする。

- (1) 配備体制の設置時間
- (2) 配備基準の区分
- (3) 災害情報または、被害状況

第3 職員の配備

1 職員の配備

各課長等（各班長）は、市長（災害対策本部長）より災害対策本部の設置が命じられた場合は、指揮監督を行うものとする。なお、各部長等（災害対策本部員）は被害状況等により適宜職員の増減を行うものとする。

2 職員配備状況の報告

各課長等（各班長）は、職員の配備状況について取りまとめ総務課長（総務第1班長）へ報告

するものとする。

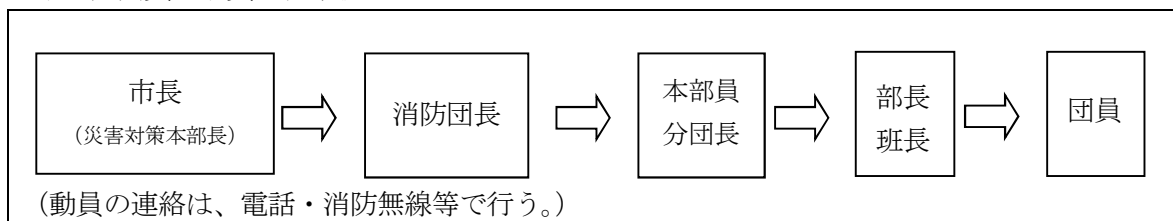
3 災害対策本部設置時における職員の服務

災害対策本部設置時における職員の服務については、職員用災害マニュアルにより対応するものとする。

第4 市消防団員の動員

- 1 市消防団の動員命令は、市長（災害対策本部長）が消防団長に対して行う。また、消防団長は本部員及び各分団長等へ次により命令を行うものとする。

市消防団員の動員連絡系統



2 消防団員動員時の連絡内容

次の内容を連絡するものとする。

- (1) 動員を要する分団名と動員の規模
- (2) 災害情報または被害状況
- (3) 作業内容及び作業場所
- (4) 集合時間及び集合場所
- (5) その他必要と認める事項

[資料2-11： 白河市消防団の現有勢力]

第3節 災害情報等の収集・伝達

【市民生活部、建設部、白河地方広域市町村圏消防本部、その他防災関係機関】

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報・注意報及び各種情報、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく洪水予報及び水防警報、土砂災害防止法（平成12年法律57号）に基づく土砂災害警戒情報、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災気象情報等の情報を収集し、その伝達を迅速かつ的確に行うものとする。

第1 気象注意報・警報・特別警報等の定義と発表基準

1 定義

- (1) 「注意報」は大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により災害が発生するおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
- (2) 「警報」は大雨、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害が発生するおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報。
- (3) 「特別警報」は大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合に、その旨を警告して行う予報。
- (4) 「情報」は気象等の予報について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

2 気象注意報・警報・特別警報等の発表基準

(1) 警報・注意報

白河市	府県予報区	福島県			
	一次細分区域	中通り			
	市町村等をまとめた地域	中通り南部			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	18	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	120	
	洪水	流域雨量指数基準	阿武隈川流域=32.4, 谷津田川流域=9.4, 隈戸川流域=18, 矢武川流域=11.3, 社川流域=21.2, 藤乃川流域=15.8, 外面川流域=8.8		
		複合基準*1	谷津田川流域=(8, 8.4), 矢武川流域=(8, 7.9)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	暴風	平均風速	18m/s*2		
	暴風雪	平均風速	18m/s*2 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ30cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ35cm	
	波浪	有義波高			
高潮	潮位				

注意報	大雨	表面雨量指数基準	9		
		土壌雨量指数基準	75		
	洪水	流域雨量指数基準	阿武隈川流域=25.9, 谷津田川流域=6.6, 隈戸川流域=14.4, 矢武川流域=8, 社川流域=16.9, 藤乃川流域=12.6, 外面川流域=7		
		複合基準 ^{*1}	阿武隈川流域=(5, 22.4), 谷津田川流域=(8, 5.3), 矢武川流域=(8, 5.1), 外面川流域=(5, 7)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	強風	平均風速	12m/s ^{*3}		
	風雪	平均風速	12m/s ^{*3} 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	融雪により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	100m		
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度60%で風速8m/s以上 ②最小湿度30%、実効湿度60%			
	なだれ	①24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪50cm以上で日平均気温3℃以上の日が継続			
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:中通り南部の平地:最低気温が-10℃以下、又は-7℃以下の日が数日続くとき			
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			

^{*1}(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

^{*2} 白河特別地域気象観測所の観測値は20m/sを目安とする。

^{*3} 白河特別地域気象観測所の観測値は14m/sを目安とする。

※表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。

※土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

※流域雨量指数：降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

※複 合 基 準：(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表している。

※平 地：標高が概ね 300m未満、山沿い：標高が概ね 300m以上、ただし、中通り南部の白河(標高 355m)は平地扱いとする。

※注意報、警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表されるときは継続中の注意報、警報は自動的に解除または更新されて新たな注意報、警報に切り替えられる。

(2) 特別警報

大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧による雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(3) 情報

① 全般気象情報、東北地方気象情報、福島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。会津で大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

② 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(湯川村を除く)を特定して警戒が呼びかけられる情報で、福島県(河川港湾総室)と福島地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

③ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の市町村において、キキクル(危険度分布)の「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル(危険度分布)で確認する必要がある。

④ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、会津・中通り・浜通りの地域単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表するほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

⑤ 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

⑥ 浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

⑦ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

⑧ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高][中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

⑨ 流域雨量指数の予測値

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新される。

⑩ その他

- ・ スモッグ気象情報
 大気汚染防止法の規定により、光化学オキシダント濃度が注意報発令基準に達しそのような場合に都道府県知事が行う緊急の処置に資するための気象情報。
 ※「光化学スモッグ注意報」等は、福島県の発令基準により発令される。
 注意報基準：オキシダント濃度 0.12ppm 以上になり、かつ、この状態が気象条件から見て継続すると認められるときに発令される。
- ・ 鉄道気象情報、大気汚染気象通報、電力気象通報及び漁業無線気象情報

（4） 注意報、警報の細区分

一次細分区域名	市長村等をまとめた地域	二次細分区域名
中通り	中通り北部	福島市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町
	中通り中部	郡山市、須賀川市、二本松市、田村市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、三春町、小野町
	中通り南部	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町
浜通り	浜通り北部	相馬市、南相馬市、新地町、飯館村
	浜通り中部	広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村
	浜通り南部	いわき市
会津	会津北部	喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町
	会津中部	会津若松市、郡山市湖南、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町
	会津南部	天栄村湯本、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町

第2 水防用気象通報並びに水防警報

水防法第10条に基づく、注意報及び警報は次のとおりである。

種 類	内 容
(1) 水防活動用 気象注意報 (大雨注意報)	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
(2) 水防活動用 気象警報 (大雨警報または大雨特別警報)	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき、または、大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
(3) 水防活動用 洪水注意報 (洪水注意報)	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
(4) 水防活動用 洪水警報 (洪水警報)	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

※ 表の左欄に掲げる種類は（ ）に掲げる一般の注意報及び警報をもって替えるものとする。

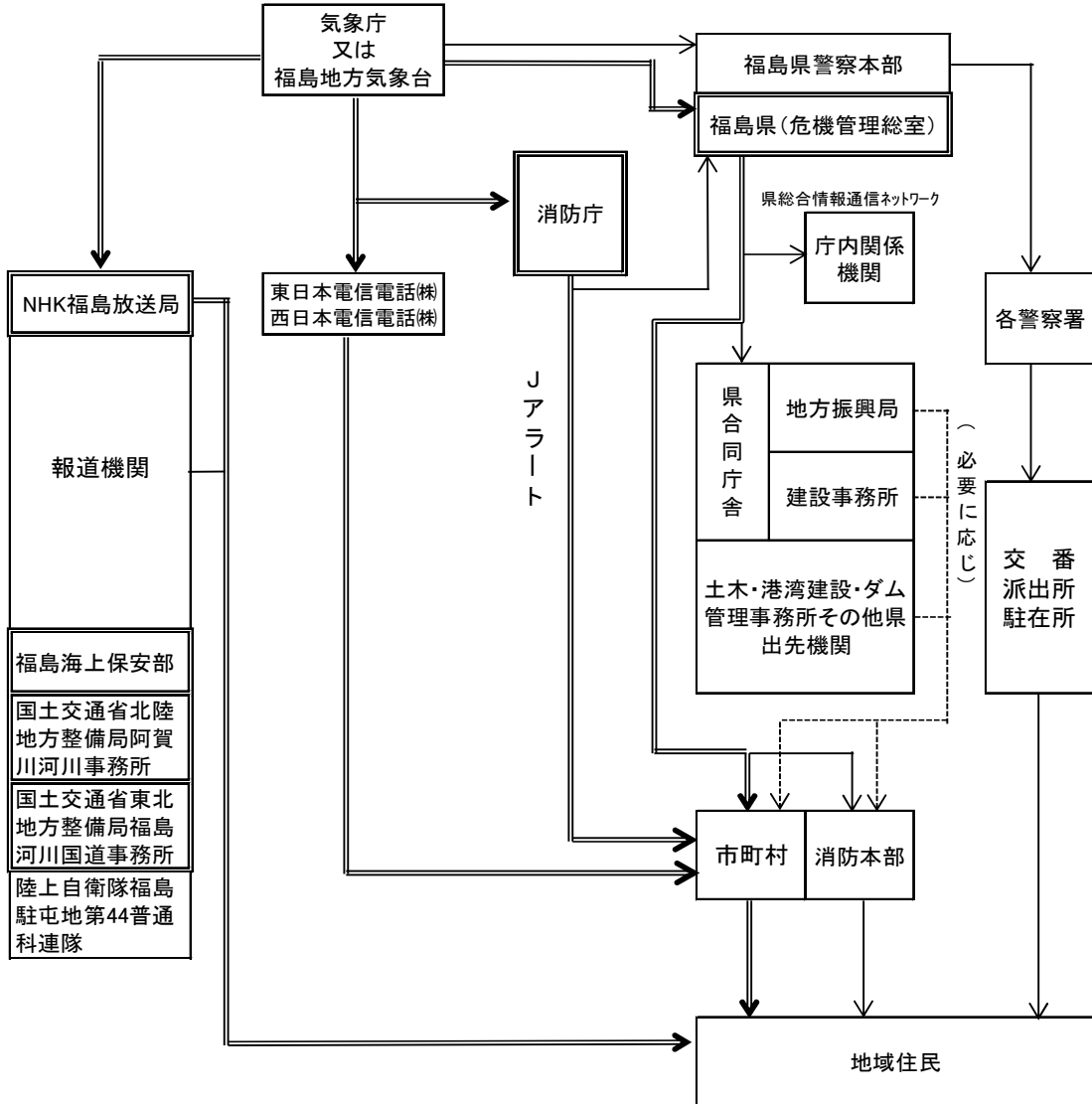
水防警報及び水位周知

- ・ 洪水または災害が起きる恐れがあるときは、水防法第16条の規定により水防警報を発表し水防の必要がある旨を警告するものとする。
- ・ 水位周知河川については、避難判断水位到達時は速やかに関係市町村及び関係機関に通知する。
- ・ 基準観測所と基準水位については、一般災害対策編第2章第3節の第1－2水位観測所の参照とする。

第3 火災気象通報の発表基準

消防法第22条に基づく気象状況の通報は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、気象概況通報の一部として福島地方気象台により通報される。

防災気象情報の伝達系統図



※二重線は特別警報発表時の伝達義務(放送機関はNHK福島放送局のみ) 気象業務法第15条の2
 ※二重枠は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先
 ※気象台から福島県危機管理総室への経路は二重化(防災情報提供システム、アデスオンライン)

第4節 被害情報等の収集・伝達

【市長公室、総務部、市民生活部、保健福祉部、産業部、建設部、水道部、教育委員会、白河地方広域市町村圏消防本部、白河警察署、その他防災関係機関】

災害発生時の災害状況の調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本情報であるため、各種の情報収集を迅速・的確に行うものとする。

また、概括情報を関係各機関へ適時通報（伝達）をするものとする。

第1 被害情報の収集・伝達体制

1 被害状況の掌握

災害により被害が発生した場合、または災害対策本部を設置した場合、各部・課において、次により被害状況等を取りまとめるものとする。

情報区分		担当部	収集する情報の内容	報告用紙
人的被害 (死者・行方不明者・負傷者)		市民生活部	○発生場所、原因及び被災者数 ○負傷者の負傷程度及び収容先 ○行方不明者の氏名、年齢、特徴等	様式 1
建物被害	住家・非住家	建設部 総務部	○被災棟数及び被災程度 ○被災世帯及び被災者数	様式 2
	商工関係	産業部	○被災建物の名称及び所在地 ○被災世帯及び被災者数	様式 3
公共施設被害	医療・福祉施設	保健福祉部	○被災建物の名称及び所在地 ○被災棟数及び被災程度 ○入所者の被災状況及び避難状況	様式 3
	清掃施設	市民生活部		
	教育施設	教育委員会		
	その他の施設	所管部		
土木施設被害 (道路・橋りょう・河川・公園)		建設部	○被害箇所及び被害程度 ○道路の交通規制状況 ○通行可能状況	様式 4
農業関係被害		産業部	○被害箇所及び被害程度	様式 5
農地・農業用施設被害				
ライフライン関係	水道関係	水道部	○被害箇所及び被害程度 ○停電状況、ガス供給停止状況、 通信途絶状況、断水状況	様式 3
	下水道関係			
	その他ライフライン関係	各関係機関		

なお、被害状況の収集に当たっては、下記の点に留意して行う。

- (1) 被害報告の収集は、災害発生の初期においては、人的被害及び住民の生活維持に直接関係する住家、医療衛生施設、電力・水道・通信等の生活関連施設の被害の状況を優先して収集するものとする。
- (2) 上記の災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を速やかに調査・収集するものとする。
- (3) スマートフォンやドローンなど、ICT（情報通信技術）を活用して効率的な情報収集を行うものとする。

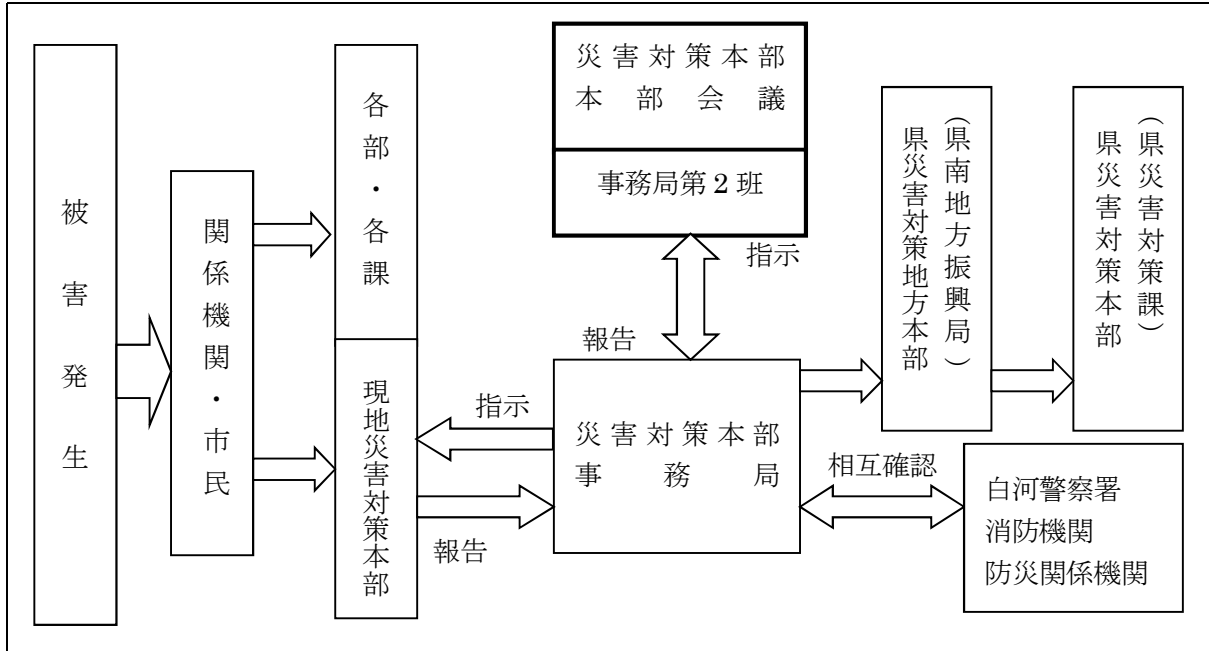
[資料3-3：被害の認定基準表]

《様式1～5：被害報告》

2 被害状況の報告

各課等（各班）が掌握した被害の状況については、文書または口頭により各部長を通じて概括のうえ企画政策課、文化振興課（災害対策本部事務局第2班）へ提出し、さらに総括のうえ市長（災害対策本部長）へ報告するものとする。

被害情報の収集・伝達体制系統図（各種災害に対応）



第2 被害報告の要領

市は、災害が発生した場合、次の区分により福島県総合情報通信ネットワークによる「防災事務連絡システム」を用いて県南地方振興局（県災害対策県南地方本部）並びに県（県災害対策本部情報班）へ報告するものとする。

被災等により防災事務連絡システムが使用できない場合は、電話、FAX、電子メール等により県南地方振興局（県災害対策県南地方本部）へ被害情報を報告するものとする。

なお、県に報告することができない場合は、直接、国（消防庁）へ被害の報告を行うものとする。

また、大規模な災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合は、市はその状況を直ちに総務省消防庁及び県（県災害対策本部情報班）に報告するものとする。

1 報告の種類

(1) 概況報告（被害速報）

被害が発生した場合に直ちに行う報告

(2) 中間報告

被害状況を掌握した範囲でその都度行う報告。

なお、被害が増加する見込みのときは、集計日時を明記するものとする。

(3) 確定報告

被害の状況が確定した場合に行う報告

2 報告の様式

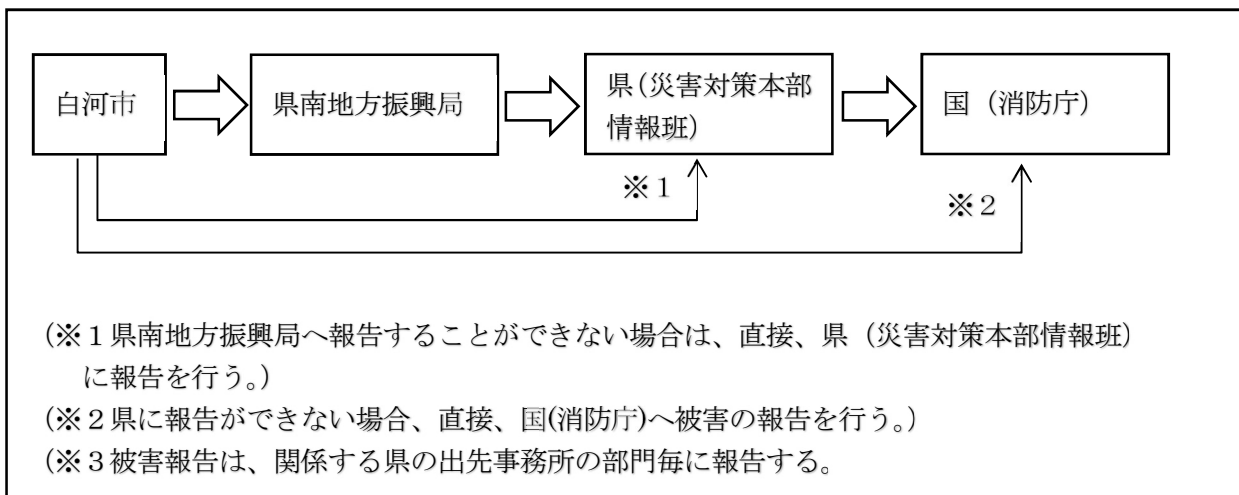
報告様式は別に定める県の被害報告書（様式6）によるものとする。

また、概況報告及び中間報告については、確定報告（様式7）に準じた内容で行うものとする。

《様式6： 被害報告書》

《様式7： 災害確定報告書》

3 報告の系統図



第5節 通信の確保

【市長公室、総務部、市民生活部、産業部、東日本電信電話(株)福島支店、各アマチュア無線団体、その他防災関係機関】

災害時においては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧事業を迅速かつ適確に実施し、通信の疎通の確保に努めるものとする。

第1 伝達体制

- 1 災害時の通信連絡体制は、次により行うものとする。
 - (1) 市及び防災関係機関は、災害が発生した場合、直ちに情報通信連絡体制を確認するとともに、障害が発生した場合の復旧対策について万全を期するものとする。
 - (2) 市及び防災関係機関が行う情報連絡手段については、原則として、有線電話(加入電話)、無線通信、電子メール、県総合情報通信ネットワーク及び市防災行政無線等とする。
 - (3) 「災害時優先電話」については、災害の状況及び情報連絡の緊急度に応じ、次の場所に設置する。

No.	設置場所
1	本庁舎3階第二応接室
2	本庁舎3階301会議室
3	本庁舎3階301会議室
4	本庁舎3階301会議室
5	生活防災課長席

※ なお、「災害時優先電話」は、災害対策本部設置時に配備するものとする。

- (4) その他状況に応じて、職員等の携帯電話を活用するものとする。
- 2 通信の統制

災害発生時においては、有線電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、各通信施設管理者は必要に応じ適切な通信統制を行うものとし、円滑な通信に努めるものとする。
 - 3 有線電話が使用不能になった場合の措置
 - (1) 白河市アマチュア無線赤十字奉仕団等の協力を得て、無線通信の確保を行うとともに、状況によりアマチュア無線局を本庁舎内に設置するものとする。
 - (2) 白河市防災行政無線により行うものとする。
 - (3) 白河市水道部無線により行うものとする。
 - (4) 必要に応じ消防無線、警察無線等の利用について、各機関に依頼して行うものとする。
 - 4 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の利用

市は、災害応急対策に必要な通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源(移動電源車)について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

第6節 応援協力の要請

【総務部、市長公室、市民生活部】

災害時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要である。市及び防災関係機関は、応援協定等により応援協力を要請した場合、適切かつ迅速な応援協力が得られるように体制の整備を図るものとする。また、市長は、知事に対して職員の派遣要及び応急対策の実施を求めることができる。

第1 応援協力の要請

1 県への応援要請

- (1) 災害対策基本法第68条により市長は災害が発生し、応急措置を実施する必要があると認めるときは、知事（災害対策課）に応援（職員の派遣を含む）または応援のあつせんを求めることができる。
- (2) 知事に応援または応援のあつせんを求める場合、次に掲げる事項について、口頭または電話をもって要請し、後日文書により処理をするものとする。
 - ① 災害の状況及び応援を求める理由
 - ② 応援を要請する機関の職種別人員、物資
 - ③ 応援を必要とする場所、期間
 - ④ その他必要な事項
- (3) 緊急消防援助隊の派遣要請

災害が発生した場合、市及び消防本部の長は、大規模な災害等に際し、自らの市の消防力では対応できず、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断した場合は、「福島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに知事に連絡し、応援を要請するものとする。

2 応援要請の実施

(1) 応援協定等に基づく他市町村への要請

災害対策基本法第67条及び消防相互応援協定により、大規模の災害が発生した場合、次の市町村に対して応援の要請を行うものとする。

連絡先	担当窓口	電話番号	F A X
西郷村	防災課	21-5190	25-4517
泉崎村	総務課	53-2111	53-2958
中島村	住民生活課	52-2112	52-2112
矢吹町	まちづくり推進課	42-2112	42-2587
郡山市	総務部防災危機管理課	024-924-2161	024-935-0683
須賀川市	総務部市民安全課	0248-88-9185	0248-72-9060

(2) 災害時応援協定に基づく締結市への要請

災害時における相互応援協定に基づき、大規模の災害が発生した場合、次の市に対して応援の要請を行うものとする。《様式8： 災害応援要請書》

締結市	担当窓口	電話番号	FAX
三重県桑名市	防災・危機管理課	0594-24-1185	0594-24-2945
埼玉県行田市	市民生活部防災安全課	048-556-1111(内線282)	048-554-0199
埼玉県戸田市	危機管理防災課	048-441-1800	048-433-2200
栃木県那須塩原市	総務部総務課	0287-62-7150	0287-62-7220
埼玉県深谷市	総務部総務防災課	048-574-6635	048-573-8250
栃木県大田原市	総合政策部危機管理課	0287-23-1115	0287-23-8895

(3) 相互援助協定市区町村への支援要請に関すること

自治体名	担当窓口	電話番号	F A X
東京都板橋区	危機管理室防災危機管理課	03-3579-2159	03-3963-0150
栃木県日光市	企画総務部総務課	0288-21-5166	0288-21-5137
群馬県渋川市	危機管理室	0279-22-2130	0279-24-6541
群馬県高崎市	総務部防災安全課	027-321-1352	027-321-1277
群馬県沼田市	地域安全課	0278-23-2111 (内線 4022)	0278-23-2205
新潟県田上町	総務課	0256-57-6222	0256-57-3112
新潟県妙高市	総務課	0255-74-0002	0255-72-9841
山形県最上町	総務課危機管理室	0233-43-2111 (内線 281/282)	0233-43-2345
山梨県都留市	総務部総務課	0554-46-0111	0554-43-7992
千葉県鴨川市	総務部消防防災課	04-7093-7833	04-7093-3626
茨城県かすみがうら市	総務部総務課	0299-59-2111	0299-59-2130
茨城県桜川市	総務部防災課	0296-58-5111	0296-58-5115

3 指定地方行政機関への派遣要請

(1) 市長は、災害応急対策または災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる。

(災害対策基本法第 29 条)

(2) 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

(災害対策基本法第 30 条、地方自治法第 252 条の 17)

(3) 指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する場合は、次に掲げる事項について記載した文書によって行う。

また、市長が知事に対して、指定地方行政機関の派遣のあつせんを求めるときも同様とする。

① 派遣を要請する理由

② 派遣を要請する職員の職種別人員数

③ 派遣を必要とする期間

④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

⑤ その他職員の派遣について、他必要とされる事項

なお、派遣された職員の身分の取り扱いに関しては、災害対策基本法施行令第 17 条に定めるとおりである。

4 防災関係機関との事前協議

災害時において、救助・救援・医療・報道等の関係機関から円滑な協力が得られるよう協定等を推進し、協力体制の確立を図るものとする。

第2 応援受援体制の確保

1 連絡窓口の設置

総務課（総務第 1 班）に応援職員等との連絡窓口を設置し、連絡調整等を行うものとする。

2 受入れ施設の整備

応援職員等の宿泊等の受入れ施設は、市内の公共施設とする。

また、県及び他市町村並びに応援協定先等から搬送された物資の受入れ施設は、次のとおりとする。

施設名	所在地	電話番号
白河第二市民体育館	立石山3	22-2915

3 受援体制の整備

応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、資機材の準備等、受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

第7節 災害広報

【市長公室、総務部、市民生活部、保健福祉部、産業部、教育委員会、報道機関等】

災害時において、被災地、隣接地区の住民及び市民に正確な情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を支援するために、防災関係機関と連携して、災害状況、災害応急対策の実施状況等を適時的確に広報をするものとする。

第1 広報活動及び実施手順

1 広報内容

災害時に市民が求める情報は、時間の経過とともに変化し、被災者を取り巻く状況も刻々と変化することを勘案し、被災者の必要性に即応した情報を次により広報するものとする。

- (1) 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動に関する情報
- (2) 火災及び水害等の防止に関する情報
- (3) 避難勧告、避難場所に関する情報
- (4) 応急救護体制に関する情報（救護所の設置状況等）
- (5) 二次災害の危険性に関する情報
- (6) 安否に関する情報
- (7) ライフラインの稼動状況及び交通規制の状況に関する情報
- (8) 災害ボランティアに関する情報
- (9) 義援物資・義援金に関する情報
- (10) 要配慮者の支援に関する情報
- (11) 被災者への支援策に関する情報
- (12) 犯罪の防止、流言飛語の防止に関する情報
- (13) その他必要と認められる情報

2 広報の方法

(1) 市防災行政無線による広報

災害の規模または状況により、広報区域及び広報事項を決定し、市防災行政無線（同報系）により地区別放送を実施するものとする。

(2) 広報車による広報

災害の状況に応じて、被害状況が不明な地域、被害甚大な地域等の必要地域へ広報車を出動させ、広報を実施する。なお、広報を実施する場合には、各地区の被害状況の把握にも努めるものとする。

(3) インターネット及び携帯電話による広報

インターネットのホームページを利用し、被害情報や注意事項等の広報を行うものとする。また、緊急速報メールを発信する。

(4) 広報紙による広報

「臨時広報紙」を状況の変化に応じて作成し、配送、FAX送信などにより避難所に配布・張出しを行い、情報の提供に努めるものとする。

また、印刷物の配布については、町内会等の組織を通じて行うものとする。

(5) 放送媒体による広報

放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得て行うものとする。

(6) 災害用伝言ダイヤルの活用

災害発生時には、東日本電信電話㈱において被災者が家族などに安否を伝言できる「災害用伝言ダイヤル」を開設するため、利用方法について臨時災害相談所、広報紙、掲示板等により市民に周知させるものとする。

3 要配慮者及び外国人への広報

災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくい要配慮者及び外国人等に対しての広報については、十分配慮して行うものとする。

(1) 高齢者等の在宅要配慮者への広報

町内会、民生委員、福祉ボランティア、地域住民等の協力を得て、市の広報内容を周知させるものとする。

(2) 外国人への広報

掲示板、広報紙等への外国語併設を行うとともに、外国語教師や語学ボランティア等の協力を得て、英語を基本とした広報を行うものとする。

4 災害広報にかかわる担当

(1) 広報車による広報については、税務課（総務第3班）が担当する。また、財政課（総務第2班）は広報車両の把握及び整備に努めるものとする。

(2) インターネットによる広報については、秘書広報課（事務局第3班）が担当する。

(3) 「臨時広報紙」の作成及び広報については、秘書広報課（事務局第3班）が担当する。また、観光課（物資・輸送第2班）は、各避難所へ広報紙を輸送するものとする。

(4) 防災行政無線による広報については、秘書広報課（事務局第3班）と連携し、生活防災課（事務局第1班）が担当する。

(5) 各防災関係機関においては災害広報担当部門を定め、自らの業務内容につき、必要な広報を行うものとする。

5 災害記録映像の撮影及び収集と提供

(1) 秘書広報課（事務局第3班）は、災害現場を写真等で撮影するものとする。また、各班は被害状況調査に際して撮影した写真等を同班に提供するものとする。

(2) 秘書広報課（事務局第3班）は、収集した写真等について報道機関等から求めがあったときは、必要に応じて提供するものとする。

第2 報道機関への発表

1 本部設置前

市長もしくは市長公室長の指示により、秘書広報課（事務局第3班）が記者クラブを通じて報道機関に対して、災害に関する情報の発表及び協力の要請を行うものとする。

2 本部設置後

秘書広報課（事務局第3班）は、共同会見所を設置し、災害に関する情報の発表及び協力の要請を行うものとする。

また、発表については原則として市長（災害対策本部長）の決定に基づき共同記者会見方式で行うものとする。

その際、内容の相違を避けるため、関係機関とあらかじめ連絡協議して被害状況の確認と発表事項の統一に努めるものとする。

第8節 水防計画

【市民生活部、産業部、建設部、その他防災関係機関】

水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定により福島県知事から水防管理団体として指定された本市の水防活動については、別冊「白河市水防計画書」により行うものとするが、その概要は次のとおりである。

第1 市水防本部の設置及び組織

1 水防本部

水防管理者は、洪水等についての水防活動の必要があると認めるときからその危険が除去するまでの間、白河市に水防本部を設置し、次の非常配備の指令を発するものとする。

(1) 本部の配備基準

区分	配備基準	配備時期
第1配備	少数の人員で主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては直ちに召集、その他活動ができる体制	今後の気象情報と水位情報に注意し警戒する必要があるが、具体的な水防活動を必要とするまでは、まだかなりの時間的な余裕があると認められるとき
第2配備	所属人員の約半分を動員し、水防活動の必要な事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制	水防活動を必要とする事態の発生が予想され、約5時間後には水防活動の開始が考えられるとき
第3配備	所属人員全員を動員する完全な水防体制	事態が切迫し、約3時間後には水防活動の必要が予想されるとき、または危険性が大で第2配備体制では処理が困難と認められるとき

(2) 水防管理団体の非常配備

区分	配備	配備時期
待機	消防団（水防団）の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情勢の把握することに努め、また一般団員は直ちに次の段階に入れるような状態におく	水防に関係ある気象の注意報及び警報が発せられたとき
準備	消防団（水防団）の団長及び分団長等は所定の詰所に集合し、資材及び器具の整備点検、作業員の配備計画等に当たり、水門、ため池等の水防上主な工作物のある箇所への団員の派遣、更には堤防の巡視に一部団員を出動させる	通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想されたとき
出動	消防団（水防団）の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく	河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めたとき

2 本部組織

水防本部の事務局は建設部道路河川課におき、その組織は別冊「白河市水防計画書」のとおりとする。

第2 水防事務分担

本部の事務分担は、次のとおりである。

班、係名	事務分担
総務班、庶務係	水防本部要員の招集、給食、自動車の配備、水防事務の取りまとめ、立案、報告等
資機材班、資機材係	水防資機材の整備調整、搬出、受払及びその事務
水防指導班、 第1係・第2係	水防時における管内の巡視、雨量並びに水位記録の収集及び水防作業の現地指導
渉外班、渉外係	公用負担の指導、現地連絡、対外的報道関係に関する事務
被害記録第1班、 第1被害記録係	水防時における河川、道路等の被害の収集取りまとめ及び関係諸機関への報告等
被害記録第2班、 第2被害記録係	水防時における農地、農業用施設被害の収集取りまとめ及び関係諸機関への報告等
指令班、指令係	状況の把握及び判定並びに水防警報、立ち退き指示の立案及び発信、その他本部長が特に認めた事項の伝達
指令班、 情報連絡無線係	洪水予報気象情報の受信記録、テレビ、ラジオの情報記録、雨量水位その他報告事項等の記録取りまとめ及び報告等 水防時における防災無線の連絡、調整に関すること
交通対策班、交通対策係	水防時における道路交通の情報収集及び確保等

第9節 救助・救急

【市民生活部、建設部、白河地方広域市町村圏消防本部、白河市消防団、その他防災関係機関】

災害発生後において、生命・身体の安全を守ることは最優先されるべき課題であり、発災当初の72時間は救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、市及び防災関係機関は、人員・資機材等を優先的に投入し、救助・救急活動を迅速かつ適正に行うものとする。

また、市民及び各自主防災組織においても自主的に救助・救急活動を行うとともに、救助・救急を実施する関係機関に協力することが求められる。

第1 関係機関の救助・救急活動

白河消防署、白河市消防団の活動内容は次のとおりである。

機 関 名	活 動 内 容
白河消防署	1 救助・救急活動は、災害に対応した救助・救急資機材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行うものとする。 2 救助・救急活動時は、救命を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者に対しては、消防団員・自主防災組織及び付近住民の協力を求めるとともに、他の防災機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。 3 救助活動に建設資機材等が必要な場合は、市及び関係事業者等との連携・調整を図り、迅速な救助活動を行うものとする。 4 救急活動に当たっては、必要に応じて現場救護所を設置するとともに、市及び医療関係機関と連携し、高度救急資機材を有効に活用して負傷者の救護に当たるものとする。 5 白河警察署、自衛隊、消防団、自主防災組織等と連携協力し、救出救護に万全を期すとともに傷病者に適応する医療機関へ迅速に搬送するものとする。
白河市消防団	1 救出・救護活動の初期段階において、消防団員は自主防災組織及び付近住民と協力して救出・救助活動を行うものとする。 2 救出に困難が予想される場合または負傷程度が大きい場合は、直ちに消防署に出動の要請を行うものとする。 3 消防署の救助隊が出動した後の活動については、救助隊現場責任者の指示により、担架による救出搬送、付近の交通整理等に当たるものとする。

[資料2-10： 白河市における防災上重要な施設、設備、機械器具]

[資料2-11： 白河市消防団の現有勢力]

[資料2-14： 白河市医療機関一覧 (医科)]

第2 市による救助・救急活動

- 1 市及び防災関係機関は、消防機関と相互に連携調整を図るとともに協力して救助・救急活動に必要な資機材、人員の協力提供を行うなど、効率的な救助・救急活動を行うものとする。
- 2 市は、自ら被災者等の救助・救急活動を実施することが困難な場合、次の事項をして県に対し救助・救急活動の実施を要請するものとする。
 - また、必要に応じ、県消防防災ヘリコプターの出動要請を行うものとする。
 - (1) 応援を必要とする理由

- (2) 応援を必要とする人員、資機材等
 - (3) 応援を必要とする場所
 - (4) 応援を希望する期間
 - (5) その他応援に関する事項
- 3 市及び防災関係機関は、予想される災害、特に水害、土砂災害、建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動に備え、平常時から次の措置を行うものとする。
- (1) 救助技術及び救助活動の習熟に関すること。
 - (2) 救助活動用資機材の点検及び訓練の実施に関すること。
 - (3) 救助に必要な車両、資機材、その他機械器具の調達については、市内土木建設業者等の関係団体との協力体制の確立を図るものとする。
 - (4) 大雨による土砂崩れ等により孤立化が予想される地域について、孤立者の救助方法、当該地域と市との情報伝達手段の確保及び救助にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等の確立を図るものとする。
 - (5) 自主防災組織、事業所及び市民等に対し、救助活動についての指導及び意識啓発を行うものとする。
 - (6) 自主防災組織における救助活動用資機材等の整備に努める。

第3 自主防災組織、事業所等による救助活動

自主防災組織、事業所の防災組織及び市民は、次により自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

- 1 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努めるものとする。
- 2 救助活動用資機材を活用し、組織的な救助活動に努めるものとする。
- 3 自主救助活動が困難な場合は、消防署または警察等に連絡し早期救助を図るものとする。

[資料2-16： 自主防災組織等の現況]

第4 広域応援

大規模な災害が発生し、消防機関のみでの救助・救急活動が困難である場合は、隣接協定等及び「福島県広域消防相互応援協定」による派遣要請を行うものとする。

また、必要に応じて、市長は県（災害対策本部総括班）を通じて消防庁長官に対して、緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請するものとする。

第10節 自衛隊派遣要請

【総務部、市民生活部】

災害発生時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明確にし、迅速かつ円滑な災害派遣活動が実施されることを目的とするものとする。

第1 災害派遣要請基準及び災害派遣要請の範囲

1 災害派遣要請基準

市長（災害対策本部長）は、災害を予防し、または災害が発生した場合に、人命及び財産を災害から保護するために自衛隊の派遣を要すると認めるときは、要請者である県知事に対して、部隊の派遣を要請するよう要求するものとする。

2 災害派遣要請の範囲及び活動内容

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要があり、かつ、緊急性、公共性及び非代替性（自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。）があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、おおむね次によるものとする。

区 分	活 動 内 容
(1) 被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による偵察
(2) 避難の救助	避難者の救援等
(3) 死者、行方不明者の捜索救助	死者、行方不明者等の捜索、救助
(4) 水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬
(5) 消防活動	利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力
(6) 道路または水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊または障害物がある場合の啓開除去等（ただし、放置すれば人命財産の保護に影響あると考えられる場合）
(7) 診察、防疫、病虫害防除等の支援	大規模な感染症等発生に伴う応急防疫等(薬剤等は市が準備)
(8) 通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援
(9) 人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し他に適切な手段がない場合、救急患者、医師、その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）
(10) 炊飯及び給水支援	緊急を要し他に適切な手段がない場合
(11) 救援物資の無償貸付または譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令第13条、第14条」による
(12) 交通規制の支援	自衛隊車両の通行が輻輳する地点にある自衛隊車両を対象とする
(13) 危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
(14) 予防派遣	風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適切な手段がない場合
(15) その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する

第2 災害派遣要請の要求要領

1 要求要領

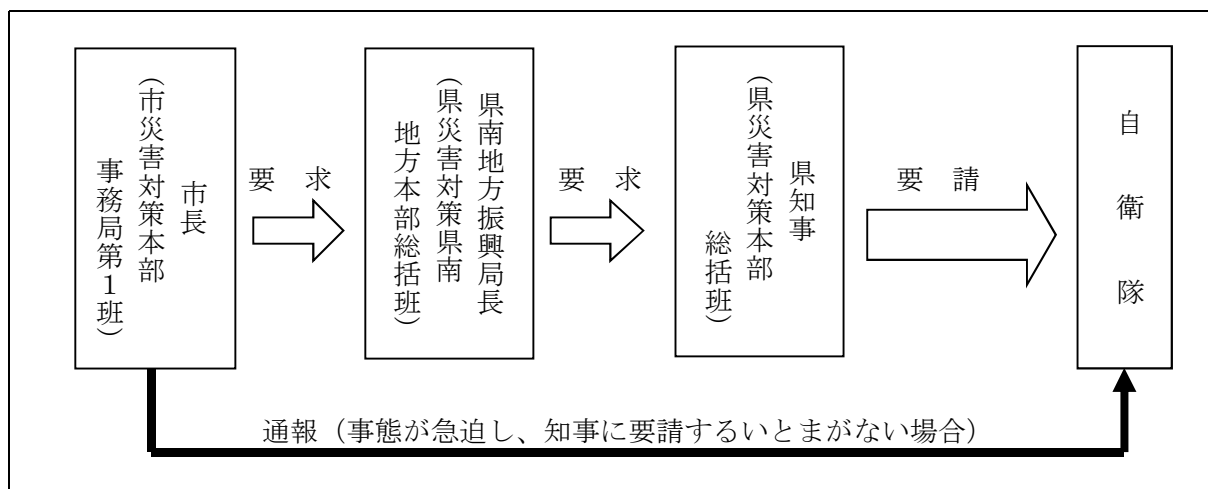
(1) 市長（災害対策本部長）は災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として、県南地方振興局長（県災害対策県南地方本部総括班）を経由して、知事（県災害対策本部総括班）へ要求するものとする。

要求にあたっては、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、書をもってする暇がない場合は電話等により、直接知事（県災害対策本部総括班）に要求し、事後、文書を送達するものとする。この場合、速やかに県南地方振興局長（県災害対策県南地方本部総括班）へ連絡するものとする。

- ① 提出（連絡）先 県（災害対策本部総括班）・県災害対策本部総括班
- ② 提出部数 2部
- ③ 記載事項
 - ア 災害の状況及び派遣を要する事由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項

(2) 市長（災害対策本部長）は、前項の要求ができない場合は、福島駐屯地司令に対して災害の状況を通知することができるものとする。この場合、市長（災害対策本部長）は、速やかにその旨を知事（県災害対策本部総括班）に通知しなければならない。

また、通知を受けた司令は、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、人命または財産の保護のため、部隊等を派遣するとともに、速やかにその旨を知事（県災害対策本部総括班）に通知するものとする。



(3) 要求（連絡）先

知事 県南地方振興局長（県災害対策県南地方本部総括班）経由、
県知事（県災害対策課本部総括班）あて

連絡先 県南地方振興局県民生活課
県災害対策課

緊急の場合の連絡先（自衛隊）

- ・ 第44普通科連隊第3科

(4) 要求事務

市長（災害対策本部長）の命令により、市長名をもって市民生活部長が行うものとする。

なお、市長（災害対策本部長）と全く連絡がとれず、緊急に要求が必要な場合は、参集した本部員の中で最も上位にある者が、市長（災害対策本部長）を代理して要求の命令を行うものとする。

《様式9： 自衛隊災害派遣要請書》

第3 災害派遣部隊の受入れ体制の整備

1 市は、知事、警察・消防機関等と相互に、派遣部隊の移動及び現地進入、災害措置のための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して、緊密に連絡協力するものとする。

2 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

3 作業計画及び資材等の準備

自衛隊に対し作業を要請または依頼するに当たっては、次の基準により作業計画を樹立するとともに、作業実施に必要なとする十分な資材の準備を整えるものとする。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

4 自衛隊との連絡窓口

派遣部隊との連絡窓口を生活防災課（事務局第1班）に設置するものとする。

5 派遣部隊の受入れ

市長は、派遣された部隊に対し次の施設等を準備するものとする。

- (1) 本部事務室は、市内の公共施設を準備するものとする。
- (2) 宿舎等は、市内の公共施設を準備するものとする。
- (3) 臨時ヘリポートは次のとおりである。

No	名 称	所 在 地
1	白河市総合運動公園・陸上競技場	北中川原 223
2	白河市総合運動公園・多目的グラウンド	北中川原 223
3	しらさかの森スポーツ公園・多目的広場	白坂牛清水 117
4	しらさかの森スポーツ公園・グリーンスタジアム	白坂牛清水 117
5	表郷総合運動公園・多目的グラウンド	表郷番沢字久ノ内 39
6	大信総合運動公園・多目的グラウンド	大信上新城字原畑
7	大信第2運動公園・多目的グラウンド	大信隈戸字鍛冶屋場
8	東風の台総合運動公園・グラウンド	東釜子字狐内 50
9	東第2グラウンド	東下野出島字滑志 14
10	J R 東日本総合研修センター	十三原道下 1 番地 1
11	白河厚生総合病院	豊地上弥次郎 2 番地 1

第4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、市長及び市長の職権を行うことができる者並びに警察官がその場にはいない場合に限り、次の措置を行うことができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- 1 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- 2 他人の土地等の一時使用等
- 3 現場の被災工作物等の除去等
- 4 住民等を応急措置の業務に従事させること

また、自衛隊法の規定により、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

第5 派遣部隊の撤収

市長（災害対策本部長）は、災害派遣の目的を達し知事（県災害対策本部総括班）から撤収要請があった場合、または部隊派遣の必要がなくなったと認められる場合に、速やかに文書を持って知事に対し行うものとする。ただし撤収にあたっては、県及び関係機関と十分な事前協議を行うものとする。

《様式10： 自衛隊災害派遣の撤収について（依頼）》

第6 経費の負担区分

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めにくいものについては、県、市、部隊が相互調整のうえ、その都度決定する。

- 1 県、市の負担
災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上げ料及び損料、消耗品、電気、水道、汲取、通信費及びその他の経費
- 2 部隊の負担
部隊の露営、給食及び装備、器材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地への往復等の経費

第11節 避難

【市長公室、総務部、市民生活部、保健福祉部、建設部、教育委員会、白河警察署、白河市消防団、白河地方広域市町村圏消防本部、その他防災関係機関】

災害の発生またはその危険が切迫して安全を脅かされている市民や来訪者は、速やかに危険地域から安全な場所に避難させなくてはならないことから、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保並びに警戒区域や避難所の開設等に関する体制を整備するものとする。

また、被災市町村からの受入能力が不足する場合は、県の協力を得て避難所を設置することができるものとする。

第1 避難指示等の発令

市長は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害から人命、身体の保護または災害の拡大防止のため、必要があると認められる場合、避難住民等に対して、高齢者等避難（警戒レベル3情報）、または避難指示（警戒レベル4情報）を発令する。

また、災害発生を把握した場合は、緊急安全確保（警戒レベル5情報）を発令し、住民に対して命を守る最善の行動をとるよう呼びかけるものとする。

1 避難指示等の実施機関

(1) 避難指示等の実施責任者は次のとおりであるが、避難指示等が発令したとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

また、災害の発生があると予想される場合においては、危険が切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難誘導するものとする。避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、危険な場所にいる場合は、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅への移動を原則とするものの、災害の性質や発災時の状況によっては、屋外へ避難することにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶ恐れがある場合は、「屋内安全確保」を指示する必要がある。

このため、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難や安全確保のための行動を開始できるよう情報提供に努め、その他の住民に対しても、早期に避難指示等が発令するとともに、あらゆる手段を用いて各住民に周知徹底するものとする。

この際、危険の切迫性に応じて雨量や河川の水位なども踏まえながら、避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する5段階の警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

市は、避難指示等について、「第2章第12節第1」で策定した避難指示等の判断基準をもとに、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合には、日中の明るい時間帯に高齢者等避難や避難指示の発令に努めるものとする。また、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難に係る情報の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難 【警戒レベル3情報】	市長	一般住民に対する避難準備、要配慮者等に対する避難行動の開始	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要するものが避難行動を開始する必要が認められるとき。 ・大雨警報、洪水警報など

避難指示 【警戒レベル4情報】	市長 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示 「屋内安全確保」の指示	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、特に必要があると認められるとき。 ・土砂災害警戒情報など
	知事 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示 「屋内安全確保」の指示	災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	河川の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	立退き及び立退き先の指示 「屋内安全確保」の指示	市長が避難のための立退き若しくは「屋内安全確保」を指示することができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受ける恐れのある者に対し、必要限度で避難の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法第94条)	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場に行かない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
緊急安全確保 【警戒レベル5情報】	市長 (災害対策基本法第60条)	命を守るために最善と考えられる安全確保行動の呼びかけ	災害が発生し、急を要すると認められるとき。 ・大雨特別警報（浸水害）など

(2) 避難指示等の要否を検討すべき情報

① 浸水・洪水

浸水・洪水に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、一般的に、大雨注意報、大雨警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）、洪水注意報、洪水警報、指定河川洪水予報、水位到達情報があり、このほかに福島県気象情報、記録的短時間大雨情報、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、流域雨量指数の予測値がある。

② 土砂災害

土砂災害が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難指示等発令の視点では、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壌雨量指数等の長期降雨指標と60分間積算雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報が判断の材料となる。

土砂災害に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、大雨注意報、大雨

警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報（土砂災害）があり、このほかに土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）がある。

（3） 指定地方行政機関等による助言

市は、避難指示又は「屋内安全確保」を指示しようとする場合、指定地方行政機関又は県（河川港湾班、建設事務所）に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。この際、県は、その他の河川についても、市役所の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。

また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、避難情報発令状況をリアルタイムで把握し、必要な情報がもれなく発令されるよう市に積極的に助言するものとする。

各災害に関する避難指示等が発令する場合に、主に助言を求める機関は以下のとおり。

- ・水 害 福島地方气象台、河川管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）
- ・土砂災害 福島地方气象台、砂防施設等の管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）

2 避難指示等の内容

市長等避難指示等を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

- （1） 避難対象地域
- （2） 避難先
- （3） 避難経路
- （4） 避難指示等発令の理由
- （5） その他避難指示等の発令に必要な事項

3 避難措置の周知

（1） 知事への報告

避難指示等を行った場合には、次の事項を速やかに知事（県災害対策本部情報班）に報告する。また、住民が自主的に避難した場合も同様とする。

- ① 避難指示等の有無
- ② 避難指示等の発令時刻
- ③ 避難対象地域
- ④ 避難場所及び避難経路
- ⑤ 避難責任者
- ⑥ 避難世帯、人員
- ⑦ 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事（災害対策本部情報班）に報告するものとする。

（2） 関係機関への周知

避難指示等を行った場合には、関係機関等に連絡するものとする。また、住民が自主的に避難した場合も同様とする。

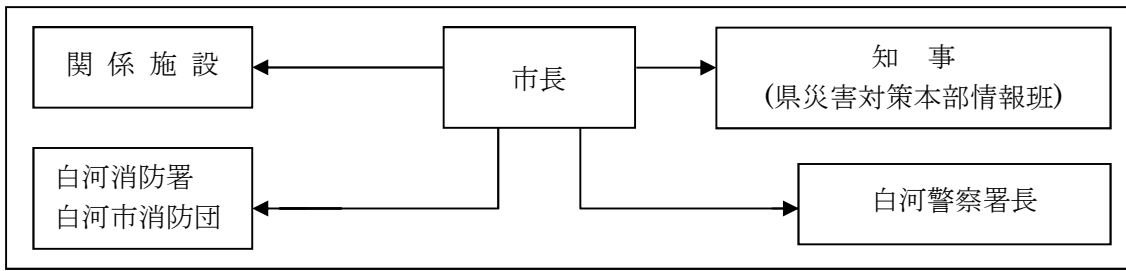
① 施設管理者への報告

市は学校等避難所として指定されている施設管理者に対し、速やかに連絡し開設準備等を求めるものとする。

② 警察、消防機関等への連絡

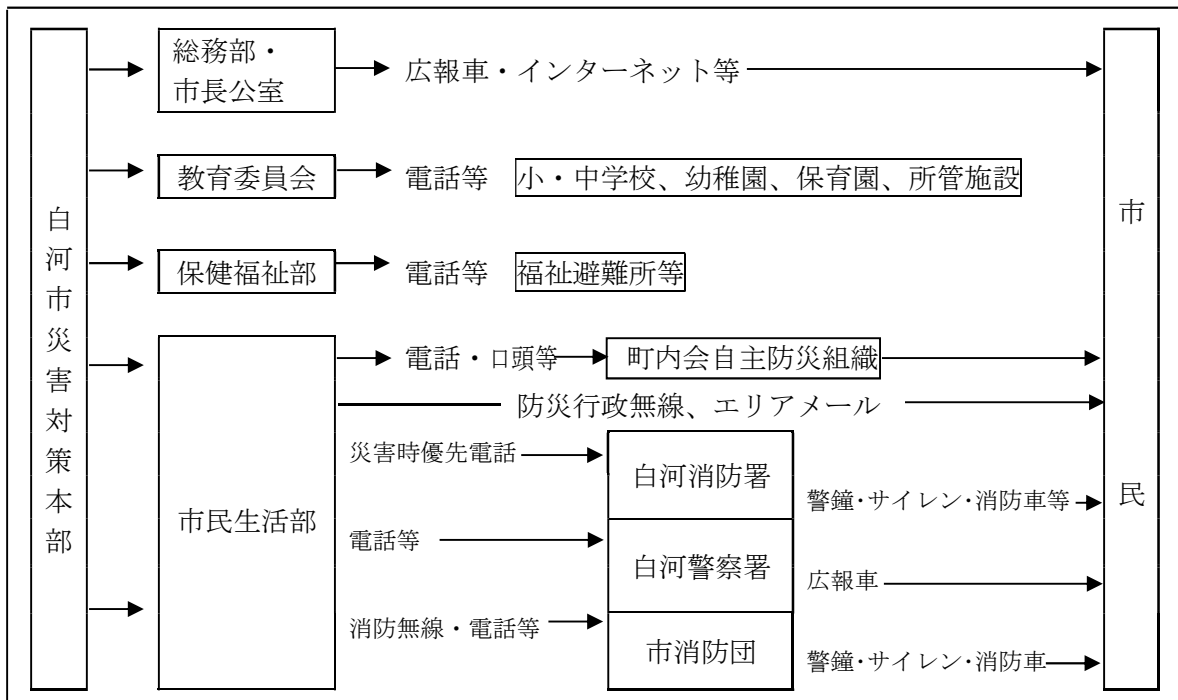
市は警察・消防等の関係機関に対し、避難指示等の内容を伝えるとともに避難住

民の誘導、整理等について協力を求めるものとする。



4 市民への伝達・周知

避難指示等を発令した場合は、直ちに次の方法により伝達・周知するものとする。



5 避難指示等の解除

市長（災害対策本部長）は、避難の必要がなくなったときは、避難している市民に対し、直ちにその旨を公示するとともに、知事及び関係機関に報告、通知する。

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域設定権者及び内容等

災害が発生しまたは発生しようとしている場合において、生命または身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときに、警戒区域を設定することとして、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りの制限、禁止等の措置をとるものとする。

設定の時期	措置	設定者	対象者
1 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合(災害対策基本法 63 条)	ア 立入制限 イ 立入禁止 ウ 退去命令	ア 市長 イ 警察官(※1) ウ 自衛官(※3) エ 知事(※4)	災害応急対策に従事する者以外の者

2 水防上緊急の必要がある場所（水防法第14条）	ア 立入制限 イ 立入禁止 ウ 退去命令	ア 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者 イ 警察官(※2)	水防関係者以外の者
3 火災の現場及び水災を除く災害の場合（消防法第36条において準用する同法第28条）	ア 退去命令 イ 出入の禁止 ウ 出入の制限	ア 消防吏員又は消防団員 イ 警察官(※2)	命令で定める以外の者
4 生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重要な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）	ア 退去命令	ア 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

- ※1 市長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う市の吏員が現場に居ないとき、またはこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。
- ※2 アにこれらの者がいないとき、またはこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。
- ※3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、ア及びイがその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。
- ※4 災害対策基本法第73条により、知事は災害によって市が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって実施しなければならない。

2 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないよう措置するものとする。

第3 避難の誘導

避難は、災害のため生命、身体の危険が予想され、また危険が迫ったとき行うもので、避難者は自ら避難する。また、災害応急対策の第一次責任者としての市長及び避難の指示を発令した者が、その措置に当たるものとする。

1 避難誘導の方法

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 避難誘導は、市職員のほか、警察官、消防団員、町内会、自主防災組織等の協力を得て行うものとする。
- (2) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋梁、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、事前に安全確認をした避難経路による避難に努めるものとする。
- (3) 危険箇所には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期すとともに、夜間においては可能な限り照明器具等を使用し、避難中の事故防止に努めるものとする。
- (4) 避難は、原則として徒歩により行うが、状況により老幼病弱者または歩行困難者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うものとする。
- (5) 誘導中は事故防止に努めること。
- (6) 避難誘導は、収容先での救援物資の支給等を考慮し、できる限り町内会または地区等の集団避難に努めるものとする。
- (7) 避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

2 避難順位及び携行品の制限

(1) 避難順位

避難順位は、おおむね次の順序によるものとする。

① 傷病者	④ 幼児	⑦ 上記以外の一般住民
② 高齢者	⑤ 学童	⑧ 災害応急対策従事者
③ 歩行困難な者	⑥ 女性	⑨ ペット

(2) 携行品の制限

避難に当たっては、3日分程度の飲料水及び食料、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券）、下着類1組、雨具または防寒具、マスク、消毒液等、最小限の日用品（その他病人及び乳児の場合は、医薬品、衛生材料、乳製品等、小中学生の場合は教科書、最小限の文房具及び通学用品）等危険の切迫の状況にもよるが、できるだけ最小限のものとする。

3 避難道路の通行確保

警察官または消防職員等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど避難道路の通行確保に努めるものとする。

4 避難終了後の確認

避難指示等を発令した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官・消防団等の協力を得て巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置を行うものとする。

第4 避難所の開設等

避難所の設置は、市において実施するが、措置が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他防災関係機関の応援を求めて実施するものとする。

なお、あらかじめ避難所の開設や運営方法を明確にしたマニュアルの作成に努めるものとする。

1 避難所の開設

- (1) 市長は、地域防災計画に基づき、指定緊急避難場所及び指定避難所の中から災害の態様に配慮し、安全適切な場所を選定して避難所を開設するとともに、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。

また、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

この場合、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を設置した場合は、原則として各避難所に市職員を維持、管理のための責任者として配置し、施設管理者や避難住民等と連携して避難所の運営を行うものとする。

- (2) 市長は、避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、防災関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県（災害対策本部避難支援班）をはじめ警察、自衛隊等関係機関に連絡するものとする。
- (3) 被災者を一時収容するために、県所有施設の一部を避難所として使用するものとする。この場合は施設管理者の協力を得て、収容の用に供する部分を明示のうえ提供を受けるものとする。また、管理については市が行うものとする。
- (4) 避難所施設において、バリアフリー化されていない施設については、計画に基づき整備に努めるものとする。
- (5) あらかじめ指定した避難所で不足する場合または、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に対して、旅館、ホテル等を実質的に福祉避難所として

開設するよう努めるものとする。

[資料2-13：避難場所一覧（指定緊急避難場所、指定避難所）]

2 避難所における措置

避難所で実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

(1) 被災者の受入

避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

また、必要に応じ、ペット連れ避難者がペットを飼育管理することができる場所の確保等に努めるとともに、県等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(2) 被災者に対する給水、給食措置、清掃等

避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

(3) 負傷者に対する医療救護措置

(4) 被災者に対する医療救護措置

(5) 被災者への情報提供

(6) 被災者に対する健康支援及びメンタルヘルスケアの措置

(7) 被災者に対する生活必需物資の供給措置

(8) 感染症対策

防災担当部局と保健福祉部局が連携して、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(9) その他被災状況に応じた救護措置

なお、避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、さらに必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

3 避難所開設の広報

避難所を開設した場合は、速やかに広報車、市防災行政無線施設等により開設場所を被災者に周知するとともに、県及び防災関係機関へ連絡するものとする。

4 避難所の管理運営

避難所の管理運営は、学校教育課、(避難所第1班)・こども支援課、こども育成課、各保育園、各幼稚園(避難所第2班)・生涯学習スポーツ課、中央公民館、図書館(避難所第3班)において連携を図り、各避難所に担当職員を配置し、災害対策本部等と連絡調整を行うとともに、次により管理運営を行うものとする。

(1) 管理運営は、町内会、自主防災組織、婦人会、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等、年齢・性別を問わず協力を得て行うものとする。また、食料品、生活必需品等の配布体制等の役割分担を確立し、秩序ある避難生活を送れるように努めるものとする。

(2) 学校が避難所となった場合には、災害発生の初期段階など必要に応じて、明確な任務分担を確立し、教職員等の人的支援体制を確立し、管理運営を行うものとする。また、校内に立入禁止区域を設定するなど、学校機能の早期回復に配慮するものとする。

(3) 町内会、自主防災組織等は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活を送るよう努める。

(4) 市や施設管理者は避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。自主運営組織を立ち上げる際

- には、女性の参画を求めるとともに、若年、高齢者等の意見を反映できるものとする。
- (5) 避難所は、地域の防災拠点としての性格も合わせ持つことから、避難していないが、ライフラインの支障などにより物資の確保が困難な被災者への物資の配布拠点となることも考慮して、市は避難所の運営を行う。
 - (6) 避難者数の把握及び避難者名簿を作成し、随時災害対策本部へ報告するものとする。
 - (7) 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、通信機器等の設置及び臨時広報紙の掲示等を行うものとする。
 - (8) 避難所において障がい者用トイレ、スロープ等の仮設など要配慮者の生活エリアの確保に努めるものとする。

5 避難所での生活が長期化する場合の対策

(1) 設備の整備

市は、被災者の避難生活が長期化する場合は、状況に応じて指定避難所を移転し、生活環境の改善対策を講じるとともに、次の事項に配慮するものとする。

- ①プライバシーの確保（可能な限り更衣室を準備する）
- ②暑さ、寒さの対策
- ③入浴及び洗濯機会の確保
- ④テレビ等の設置
- ⑤仮設トイレの設置
- ⑥その他必要な設備・備品

(2) 環境の整備

市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3つ密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努めるものとする。

6 男女共同参画の視点に基づく避難所運営

市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等被災者一人一人の多様な視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所の安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。

7 要配慮者対策

(1) 避難所のユニバーサルデザイン化等

障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合、だれもが利用しやすいよう、速やかに多目的用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。

(2) 医療・救護、介護・援護措置

市は、医療・救護を必要とする者については、医療・救護活動のできる避難所に避難させる。

また、介護や援護を必要とする者に対して、避難所にヘルパーを派遣するとともに、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼する。

(3) 健康支援活動の実施

市は、県及び防災関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する児童や高齢者等の要配慮者に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によりメンタルヘルスケア（相談）を行う。

(4) 栄養・食生活支援の実施

市の管理栄養士等は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

(5) 施設・設備の整備

市は、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努める。

8 指定避難所以外の被災者への支援

(1) 在宅被災者への支援

市は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者及びやむを得ず車中生活をおくる被災者等に対しても避難状況を把握し、避難所において食料や生活必需品、情報の提供を行う。

(2) 指定避難所以外の施設に避難した場合の支援

市は、関係機関等との連携、連絡先の広報等を通じるなどの方法を講じ、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況を速やかに把握し、食料・飲料水、生活必需品等を供給するとともに、施設管理者の了解が得られれば避難所として追加指定する。

なお、災害対策活動の拠点となる施設（庁舎等）に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求めることが必要である。

9 避難状況の記録及び報告

教育総務課（避難所運営部事務局第1班）は、避難所が設置されたときは、直ちにその状況を様式により記録するとともに、生活防災課（災害対策本部事務局第1班）へ報告するものとする。

10 避難状況等の県への報告

生活防災課（災害対策本部事務局第1班）は、開設報告及び収容状況を毎日県へ次により報告するものとする。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び収容人数
- (3) 開設期間の見込み

11 食料の供給数量の把握及び報告

教育総務課（避難所運営部事務局第1班）は、避難所収容者の供給数量を把握し、市民課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局（食料第1班）及び生活防災課（災害対策本部事務局第1班）へ報告するものとする。

12 生活必需品の供給数量の把握及び報告

教育総務課（避難所運営部事務局第1班）は、避難所収容者の必要物資（肌着・寝具・身の

回り品等)の品目・数量を調査把握し、商工課(物資・輸送第1班)及び生活防災課(災害対策本部事務局第1班)へ報告するものとする。

1.3 日本赤十字社の救援物資の報告

教育総務課(避難所運営部事務局第1班)は、避難所収容者の供給数量を把握し、社会福祉課(救護第1班)及び生活防災課(災害対策本部事務局第1班)へ報告するものとする。

《様式第11: 避難所開設状況報告書》

《様式第12: 避難所状況報告書》

《様式第13: 避難収容者名簿(世帯/個人)》

《様式第14: 避難所収容者集計表》

《様式第15: 避難状況一覧》

第5 安否情報の提供等

1 照会による安否情報の提供

市は、災害が発生した場合において、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができるものとし、その際は、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察署等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。

(1) 安否情報照会に必要な要件

ア 照会者の氏名、住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)その他照会者を特定するために必要な事項

イ 被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

ウ 照会をする理由

エ アに係る運転免許証等、法律又はこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の掲示又は提出

(2) 提出する安否情報

ア 被災者の同居の親族である場合、被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先

イ 被災者の親族(ア以外)又は職場の関係者その他の関係者である場合、被災者の負傷又は疾病の状況

ウ 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合、被災者について保有している安否情報の有無

2 被災者の同意又は公益上必要と認める場合

市は、被災者が照会に際してその提供について同意をしている安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。

第12節 医療・助産救護

【保健福祉部、白河地方広域市町村圏消防本部、(一社)白河医師会】

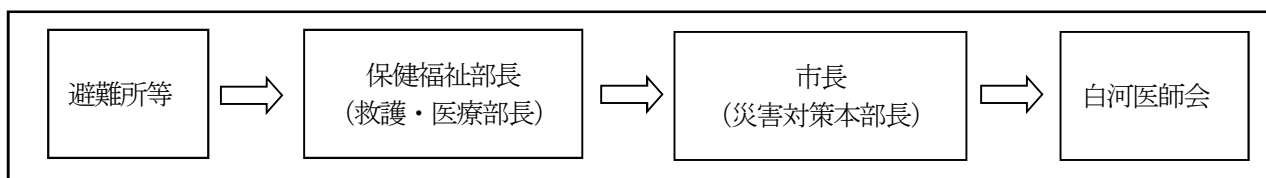
災害発生時には、医療機関の機能停止や被災住民の応急医療が困難になる等、様々な事態が予想されるため、医療・助産救護計画を定め、迅速に対策と活動を行うものとする。

第1 医療・助産救護活動

市は、災害の状況に応じ必要と認めた場合、白河医師会の意見と協力を得て救護・医療部を編成し、災害に即応した医療・助産救護活動を行うものとする。

また、災害救助法が適用された後に医療・助産救護の必要があると認められるとき、または災害の程度により市の能力をもってしては十分でないと思われるときは、県（災害対策本部救援班、健康衛生班）に対し協力を要請するものとする。

白河医師会への要請系統



第2 応急救護所の設置

1 市は医療・助産救護活動を行うに当たり、次の事由等により必要と認めた場合は救護所を設置するものとする。

- (1) 医療機関の機能が著しく損なわれ、または停止した場合
- (2) 交通が途絶し、傷病者等が医療を受けられなくなった場合
- (3) その他、診療のための人的、物的設備の機能が停止した場合

2 応急救護所は、災害内容に応じ、基本的に次の場所に設置するものとする。

なお、応急救護所を設置した場合には、標識を掲示するとともに、市防災行政無線等により住民に周知する。

- (1) 中央保健センター
- (2) 避難所
- (3) その他健康増進課、国保年金課（救護第3班）の活動に適した場所

第3 救護班の業務

応急救護を受ける者は、応急的な治療の必要がある者とし、健康増進課、国保年金課（救護第3班）は次の措置を行うものとする。

1 医療・助産の範囲

- (1) 医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とし、次の範囲内で行うものとする。
 - ① 診察
 - ② 薬剤または治療材料の支給
 - ③ 処置、手術その他の治療及び施術
 - ④ 病院または診療所への収容
 - ⑤ 看護
- (2) 助産を実施する期間は、分娩した日から7日以内とし、次の範囲内で行うものとする。
 - ① 分娩の介助
 - ② 分娩前後の処置
 - ③ 衛生材料の支給

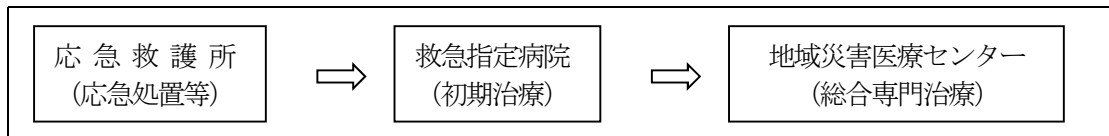
第4 応援の要請

市は、災害の程度により、市のみでは医療・助産救護活動が十分でないと判断した場合には、県及び日本赤十字社福島支部、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）等関係機関に協力を要請するものとする。

この場合、（一社）白河医師会に要請の内容を通報するものとする。

第5 傷病者等の搬送

- 1 健康増進課、国保年金課（救護第3班）は、医療救護及び助産救護を行った者のうち、後方医療機関に搬送する必要がある者については、市長（災害対策本部長）に搬送の要請を行う。
- 2 応急救護所から後方医療機関への搬送は、原則として消防機関が行うが、搬送が困難な場合は、県、自衛隊、その他防災関係機関や団体等の協力を得て、搬送車両やヘリコプターの出動を要請して行うものとする。
- 3 搬送先は、被災状況や搬送経路の状況等を踏まえ次の順位による。



- 4 重症患者等は、県指定の災害医療センターに搬送し、治療入院などの救護を行うものとする。
 (当市における県指定の災害医療センターは、福島県厚生農業協同組合連合会白河厚生総合病院である。)
 [資料2-14： 白河市医療機関一覧 (医科)]

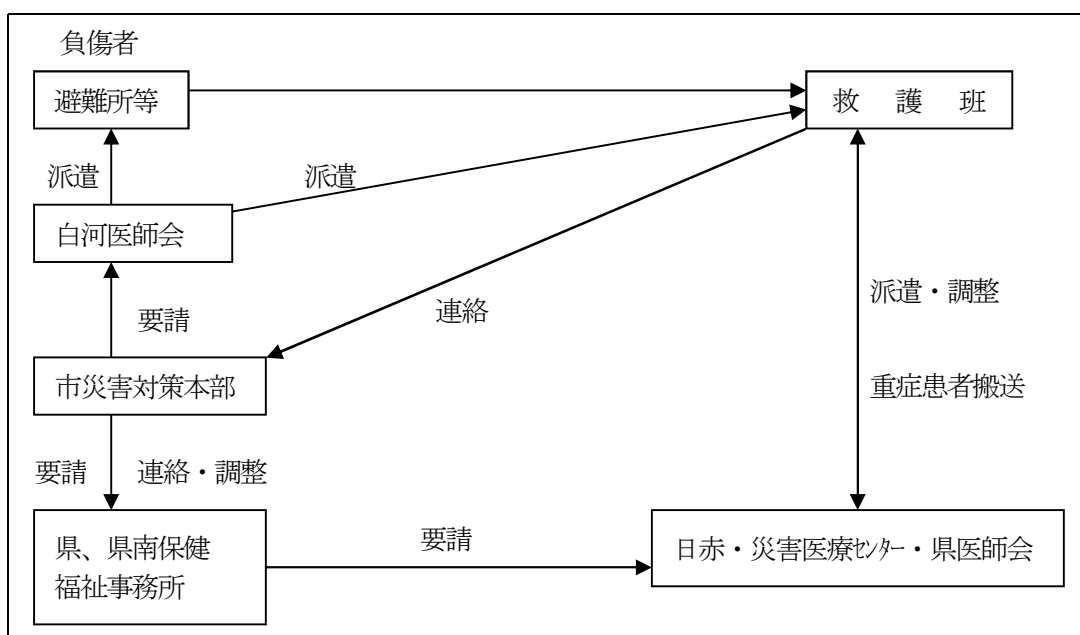
第6 医薬品、資機材の確保等

- 1 応急医療措置に必要な医薬品、衛生材料、担架・医療用器具等の確保については、必要量を関係業者から調達するとともに、市内の薬剤師会に供給を依頼する。
- 2 市は、県災害時医薬品等供給マニュアルにより、医療機関等から医薬品等の供給要請があった場合は、県に対して供給の要請を行うものとする。
- 3 人工透析については、慢性患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があることから、人工透析医療機関の稼働状況等の情報収集に努め、災害時に患者へ提供するなど、受療機会の確保に努める。

《様式16： 応急医療実施状況記録簿》

《様式17： 医療品衛生材料受払簿》

医療救護活動の系統図



第13節 緊急輸送対策

【総務部、市民生活部、産業部、建設部、水道部、教育委員会、その他防災関係機関】

災害応急対策の実施に当たり必要な要員、緊急物資、資材等の輸送を確保するものとする。また、交通状況を勘案した、円滑な緊急輸送の確保に努めるものとする。

第1 緊急輸送の範囲・手段

1 輸送の範囲

災害救助法による輸送の範囲は、以下のとおりであるが、災害の応急対策の段階に応じて、緊急輸送活動の対象を広げていくものとする。

- (1) 被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む）
- (2) 医療及び助産のための輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 救済用物資の運搬のための輸送
- (6) 死体の捜索のための輸送
- (7) 死体の処理（埋葬を除く）のための輸送
- (8) その他特に応急対策上必要と認められる輸送

2 緊急輸送活動の対象

(1) 第1段階

- ① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等
- ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資等
- ⑥ 緊急車両及び航空機等の活動に必要な燃料

(2) 第2段階

第1段階に加えて下記のもの

- ① 食料、飲料水等、生命の維持に必要な物資
- ② 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

第2段階に加えて下記のもの

- ① 災害復旧に必要な人員及び物資
- ② 生活必需品

3 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止

(3) 災害応急対策の円滑な実施

4 輸送の手段

(1) 市有車両による輸送

災害が発生した場合、市有車両は建設部（応急復旧部）の車両を除き財政課（総務第3班）が集中管理を行うので、各部・課においては、必要最小限の車両を除き協力するものとする。また、各部より緊急車両を請求された場合には、財政課（総務第3班）は稼動可能な車両を把握し、各部に配車するものとする。

(2) 車両の調達

各部からの車両要請に対しては、第1次的には市有車両を使用するが、市有車両だけでは不足する場合または不足が予想される場合には、商工課（物資・輸送第1班）が次のとおり調達するものとする。

- ① 乗用車の借上げは、市内のタクシー業者から借上げを行うものとする。
- ② バスの調達については、市内外の（一社）福島県バス協会加盟のバス事業者に対して協力要請を行うものとする。
- ③ 貨物自動車の調達については（一社）福島県トラック協会白河支部をはじめ市内の貨物運送業者に協力要請を行うものとする。

(3) 県への調達、あっせんの要請

市内において、必要とする車両の調達が困難と判断された場合には、県に対して調達、あっせんを要請するものとする。

(4) 燃料の確保

財政課（総務第2班）は、緊急車両に必要な燃料の確保の窓口となり、市が指名する業者に対し速やかに調達要請をするものとする。

(5) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認手続き等については、本章第14節「警備活動及び交通規制措置」に定めるところによるものとする。

第2 緊急輸送路等の確保

1 緊急輸送路の確保

建設部（応急復旧部）は、県と相互に連絡をとり、県において指定している緊急輸送路等について、第1次確保路線から開通作業を実施し、輸送路の確保を図るものとする。なお、被害の状況により指定路線の確保が困難な場合は、指定路線以外の路線を緊急輸送路として確保するものとする。また、災害時においては交通の混乱が発生するため、警察署に対し緊急輸送路の確保について要請を行うものとする。

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、各道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

第1次確保路線（県内の広域的な輸送に不可欠な高速自動車道、国道等の主要幹線道路で最優先に確保すべき路線）

種 別	路 線 名	区 間
国 道	4 号	西郷村境～泉崎村境
国 道	289 号	棚倉町境～西郷村境
高速自動車道	東北自動車道	白河 I C～矢吹 I C

[資料2-12： 避難場所一覧（指定緊急避難場所・指定避難所）]

2 航空輸送路の確保

市長は、災害の状況に応じて、広域的な物資等の緊急輸送が必要と認められる場合、臨時ヘリポートの設置を行うとともに、県及び自衛隊等のヘリコプターによる緊急輸送を要請するものとする。なお、臨時ヘリポートについては以下のとおりとなっている。

N o	名 称	所 在 地
1	白河市総合運動公園・陸上競技場	北中川原 223
2	白河市総合運動公園・多目的グラウンド	北中川原 223
3	しらさかの森スポーツ公園・多目的広場	白坂牛清水 117
4	しらさかの森スポーツ公園・グリーンスタジアム	白坂牛清水 117
5	表郷総合運動公園・多目的グラウンド	表郷番沢字久ノ内 39
6	大信総合運動公園・多目的グラウンド	大信上新城字原畑
7	大信第2運動公園・多目的グラウンド	大信隈戸字鍛冶屋場
8	東風の台総合運動公園・グラウンド	東釜子字狐内 50
9	東第2グラウンド	東下野出島字滑志 14
10	J R 東日本総合研修センター	十三原道下 1 番地 1
11	白河厚生総合病院	豊地上弥次郎 2 番地 1

3 物資受入れ空港

市は、空路からの広域的な物資等の受入れを行う場合、県に要請を行い、福島空港を物資受入れの拠点とする。

第3 輸送拠点

災害時において、調達した物資等や他市町村からの救援物資を受入れ、保管及び配分作業を行う施設として、次の施設を輸送拠点とする。

NO	名 称	所 在 地
1	白河第二市民体育館	立石山 3

第14節 災害警備活動及び交通規制措置

【市民生活部・白河市消防団・白河地方広域市町村圏消防本部・白河警察署】

災害発生時には、様々な社会的混乱や交通混乱が予測されることから、市及び警察は、緊密な連絡の下に災害警備活動を推進するとともに、災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、早期に災害警備体制を確立して情報の収集に努めるものとする。また、市民の安全確保、各種犯罪の予防、交通秩序の維持等の活動に努めるものとする。

第1 災害警備活動

1 災害警備体制

- (1) 警察署は、災害発生後速やかにあらかじめ定められたところにより、職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図るものとする。また、災害の状況等により所要の規模の災害警備本部等を設置するものとする。
- (2) 市は、市民の安全確保、各種犯罪の防止等を図るため、災害発生後必要があると認める場合、警察署に対して次の協力を要請するものとする。
 - ① 被害の状況把握及び情報収集
 - ② 被災者の避難所への誘導
 - ③ 緊急輸送路及び避難路の確保
 - ④ 被災者の救急・救護
 - ⑤ 災害時の各種犯罪の防止、取り締まり
 - ⑥ その他応急災害対策活動への協力

2 災害警備活動

警察署において実施する次の活動について、市及び防災関係機関は相互に連絡を取り、円滑な警備活動を行えるよう協力するものとする。

- (1) 災害情報の収集
- (2) 救出救助活動
- (3) 避難誘導活動
- (4) 身元確認等
- (5) 二次災害防止措置
- (6) 社会秩序の維持
- (7) 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施
- (8) 相談活動の実施
- (9) ボランティア活動の支援

第2 交通規制措置

1 被害状況の把握

市及び警察署は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、道路の被災状況、交通状況等の情報を収集し、各道路管理者と相互連絡のうえ交通規制等の措置を講じられるよう推進するものとする。

2 交通規制の実施

(1) 被災区域等への流入抑制

災害が発生し、または発生するおそれがある場合、福島県公安委員会（以下「公安委員会」という）は、次により交通路の確保を図るものとする。

- ① 混乱防止と緊急交通路確保のため、被災区域等への流入規制のための交通整理、交通規制を実施する。
- ② 流入抑制のための交通整理、交通規制等を実施する場合、県と連絡をとりながら広域的に行うものとする。

(2) 交通規制の方法

① 標示の設置による規制

公安委員会は、災害が発生し、または発生するおそれがある場所及びこれらの周辺の区域の道路の入口やこれらと交差する付近に、災害対策基本法施行規則第5条に規定する「標示」を設置し、運転手等に対し緊急輸送路における交通規制の内容を周知するものとする。

② 現場の警察官の指示による規制

緊急を要するため標示を設置するいとまがない場合、または標示を設置して行うことが困難であると認める場合は、公安委員会の管理に属する警察官の現場における指示により規制を行うものとする。

③ 迂回路対策

警察署は、幹線道路等の通行禁止を実施する場合、必要な場所において迂回路を設定し、迂回誘導のため交通要点に警察官等を配置するものとする。

④ 広報活動

警察署は、交通規制状況及び道路の被害状況等交通に関する情報について、市及び防災関係機関と協力して運転者並びに住民に広く広報するものとする。

第3 緊急通行車両

緊急通行車両の対象となる車両については、災害応急対策に従事する者または必要な物資等の緊急輸送、その他必要と認める車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く。）とし、次の業務に従事する車両及び市の所有する車両とする。

1 緊急通行車両の対象車両

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告または指示に関するもの
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関するもの
- (3) 被災者の救援、救助その他の保護に関するもの
- (4) 被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関するもの
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- (8) 前各号に掲げるものの他、災害の発生の防御または拡大の防止のための措置に関するもの

2 緊急通行車両の確認手続き

緊急通行車両の確認については、福島県公安委員会の「緊急通行車両等の事前届出・確認手続き等要領」に基づき、白河警察署に確認手続きを行うものとする。

3 緊急通行車両等確認標章及び証明書等の交付

確認機関により申請にかかわる車両が緊急通行車両と認識された場合には、災害対策基本法施行規則第6条に規定する緊急通行車両等の標章及び緊急通行車両等確認証明書が交付される。

4 緊急通行車両等の事前届出

市は、災害時に迅速かつ円滑に標章等の交付を受けるため、保有車両のうち災害応急対策に使用することがあらかじめ決定している車両については、事前の届出に努めるものとする。

《様式18： 緊急通行車両等登録証》

《様式19： 緊急通行車両等確認申請書》

《様式20： 緊急通行車両等確認証明書》

5 交通規制時の運転者の義務

災害対策基本法の規定による災害時における車両の運転者の義務は、次のとおりである。

- (1) 通行規制等の措置が行われたときは、車両の運転者は速やかに当該車両を通行禁止区域以外の場所へ移動させること。なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならないよう駐車するものとする。
- (2) 前記(1)にかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、駐車するものとする。

第4 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は、次のとおりである。

- 1 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。
- 2 前記1による措置を命じられた者が当該措置をとらないとき、またはその命令の相手方が不在のため当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。
- 3 前記1及び2について警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊の自衛官及び消防吏員の職務の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、または自ら当該措置をとることができる。

第15節 防疫及び保健衛生

【市民生活部、保健福祉部】

災害による生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力が低下するなどの悪条件が重なるため、防疫措置を実施し、感染症発生の未然防止に万全を期するとともに、災害ストレス等の被災者の心身の健康にも十分配慮した保健衛生活動の実施に努めるものとする。

第1 防疫活動

被災地や避難所の状況に応じて、資機材をもって防疫活動を実施するとともに、被災者を支援して適切な防疫対策を実施するものとする。

1 防疫組織

- (1) 被災地区の防疫は、環境保全課（環境衛生班）が中心となり、各部の協力を得て防疫班を編成し、県南保健福祉事務所と緊密な連絡のもとに迅速な防疫活動を実施するものとする。
- (2) 防疫班は、被災地の区域に応じ区分して編成するが、一つの区域については、災害規模や被災地の状況に応じ5～10人の人員で班を編成するものとする。
- (3) 防疫活動の実施に当たっては、各町内会等の保健委員及び町内会役員に協力を求めるものとする。

2 防疫班の編成

- (1) 検病調査班
災害の規模により、県南保健福祉事務所と連絡調整し白河医師会の協力を得て、医師・看護師により班を編成し、被災地及び避難所における感染症患者等の早期発見、感染症予防に必要な防疫指導等を行うものとする。
- (2) 環境防疫作業班
感染症患者が発生したまたは発生のおそれのある地域に対し、浸水家屋、下水、ゴミ汚物集積所、避難所、井戸等を重点的に消毒し、ねずみ族・昆虫等の駆除を実施する。また、必要に応じて消毒剤を配付する。
- (3) 検水班
災害の規模に応じ、県南保健福祉事務所の指導のもとに設置し、市水道供給以外の給水施設、飲料水の検査を行うものとする。

3 消毒方法

- (1) 床上浸水家屋
各戸に消毒液を配付し、減水後直ちに、床、壁は逆性石けん液等で洗浄し、台所・食器等は次亜塩素酸ナトリウム等で洗浄するなど器物等は消毒を行い、便所の消毒については衛生を徹底し、通風を確保するなど、衛生上の指導を徹底するものとする。
なお、乾燥後に石灰を散布するよう、配布し指導するものとする。
- (2) 床下浸水家屋
減水し乾燥の後に消毒し、通風を確保したうえで、石灰を配布し散布を指導する。
- (3) 防疫機材
市長（災害対策本部長）は、消毒剤、薬剤散布用機材、運搬用具等の確保を図るため、調達先の把握に努め、調達が困難な場合は県にあっせん調達を要請するものとする。

4 感染症対策

市長（災害対策本部長）は、感染症の発生を予防し、またはそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下この節で「法」という。）の規定に基づき、知事の指示に従って消毒など次の措置を実施する。

- (1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒（法第27条）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除（法第28条）
- (3) 物件に係る措置（法第29条）
- (4) 生活用水の供給（法第31条）
- (5) 建物に係る措置（法第32条）
- (6) 交通の制限または遮断の措置（法第33条）
- (7) その他の手続き（法第34, 35, 36, 50, 51, 52条）
- (8) 予防接種法第6条の規定による臨時の予防接種の措置
- (9) 予防教育及び広報活動の実施

5 県への報告

- (1) 市長（災害対策本部長）は、災害状況の概要、患者発生の有無、ねずみ族・昆虫類駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無、その他参考となる事項について、速やかに県南保健福祉事務所長を経由して知事に報告する。
- (2) 防疫活動については、県地域防災計画に定める報告書により、毎日、知事へ報告する。
《様式21： 防疫活動状況報告書その1》
《様式22： 防疫活動状況報告書その2》
《様式23： 防疫用薬剤及び器具等の受払簿》

第2 食品衛生監視

市長（災害対策本部長）は、災害の状況に応じて必要と認めた場合は、被災者及び避難所等で提供する飲食物の安全性を確保するため、食品衛生監視班の派遣を県南保健福祉事務所に要請し、次の事項について指導助言を求めるものとする。

- 1 救護食品提供施設等に対する監視指導
- 2 炊き出し施設等に対する監視指導
- 3 その他食品提供施設に対する監視指導
- 4 被災者に対する食品衛生に係る指導助言

第3 健康支援活動

市は、災害の状況により避難所、被災家庭、仮設住宅等を巡回し、栄養指導を行うとともに被災者の健康管理面からの健康支援活動を行うものとする。なお、健康支援活動に従事する専門職の稼働状況を確認し、応援が必要な場合には、県南保健福祉事務所に専門職の派遣を要請する。

第4 精神保健活動

1 精神保健相談

被災地、避難所、仮設住宅等においては、災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が精神的に不調を来す場合があることから、県南保健福祉事務所、白河医師会等の協力を得て精神保健相談を実施するものとする。

2 被災者のメンタルヘルスケア

被災の復興が長期にわたることが予想される場合は、被災者等が、生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことも想定されるので、中央保健センターに相談所を設置し、メンタルヘルスケアを継続して実施するものとする。

第5 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達

市は、防疫及び保健衛生用機材の備蓄及び調達について計画の樹立に努める。

第6 動物（ペット）救護

災害時には、ペット等が負傷し、多くが放し飼いの状態となるほか、避難所に飼い主と共に避難することが予想される。そのため市は、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理等について、県・警察・消防等の防災関係機関及び獣医師会、猟友会の協力を得ながら必要な対策を講ずるものとする。

第16節 災害廃棄物処理対策

【市民生活部、産業部、建設部、水道部、白河地方広域市町村圏整備組合】

災害時に発生する、破損や倒壊した家屋の廃材、粗大ごみ、汚物、土砂、竹木等の散乱・堆積物など災害廃棄物の収集処理、更には、障害物を除去して被災者の保護を図る等、環境保全、公衆衛生の確保、応急対策・復旧対策の実施を図るものとする。

第1 災害廃棄物排出量の推計

災害時に発生する災害廃棄物は、収集体制が確立されるまでの間に、日常生活により発生するものに加え、倒壊した家屋廃材や電化製品、家具、陶器、ガラス類等の破損・汚濁ごみ、更には避難所から発生するごみ等、多種多量な災害廃棄物が排出される。

平常時に発生するごみは、市民1人1日当たり1.027kg、1世帯当たりでは2.70kg（平成28年度調べ）になっているが、災害時には平常時をはるかに超える量となることが推計される。

第2 収集対策

1 被害状況の把握

災害の発生後、白河地方広域市町村圏整備組合（以下本節で「組合」という。）と緊密な連携を執り、処理施設や収集要員の状況を把握するとともに、災害対策本部で把握している道路状況や交通状況の情報を連絡し、収集運搬ルートの確保に努めるものとする。

2 仮設集積所の設置

災害による道路交通の分断や、集積箇所の被災等により通常の収集経路の確保が困難な場合は、必要に応じ組合と連絡し仮設の集積所を設置する。

3 収集方法

通常の集積所のごみ収集に加え、避難所や仮設住宅・仮設集積所のごみを速やかに収集するため、市長は組合と協議し一般廃棄物許可業者に収集の協力を要請する。

収集順位は衛生確保の観点から、腐敗性の高いごみや応急活動を阻害するごみを優先して行うものとする。

4 処理方法

ごみ処理は、組合の施設で処理することを基本とするが、処理が困難な場合は、県の指導を得て、応急措置として近隣の市町村に協力を要請する。

市外の処理施設への搬送に当たっては、相互の区域の一般廃棄物許可業者に運搬の協力を要請する。

5 周知広報

仮設ごみ集積所の設置や臨時のごみ収集を実施する場合は、市防災行政無線や広報車、広報紙・ホームページ等により市民に周知広報を図るものとする。

この場合、集積所の衛生管理は各町内会と保健委員の協力を求める。

6 仮置場の確保

処理施設の能力を超えるごみの発生については、公共用地等を仮置場として確保し、収集された

ごみや排出されたごみを受入れる。

受入れたごみは分別し、順次処理施設で処理するが、この間の衛生管理に留意する。

また、がれき等の排出に対応するため、市長は公共用地等を集積場所に指定する。

がれき等の搬入は原則として排出者が自ら行うこととするが、個人で対応することが困難なものや、緊急性の高い応急活動に伴うものは、市が運搬車両を確保して収集搬入する。

第3 ごみ処理対策

1 生ごみ等腐敗性のある廃棄物

生ごみ等腐敗性のある廃棄物については、被災地における防疫対策上、収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集が行われるよう、市は、第一にその体制の確立を図る。

2 粗大ごみ

粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられるが、一時的の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合が想定されるため、市は、必要に応じて生活環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に据置するなどの方策を講じる。

3 がれき等

がれき等については、原則として排出者自らが、市の指定する場所に搬入するが、排出者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し、緊急に処理を要する場合には、市が収集処理を行う。

建築物等の解体等によるがれきの処理にあたっては、市は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

また、市又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

この際、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他都道府県及び市町村への協力要請を行うものとする

第4 ごみ処理施設

1 ごみ焼却場

西白河地方クリーンセンター	(白河市亀石1番地)	電話28-3558
処理能力：180 t/日 (90 t/24時間2炉)		
ピット容量：1,440 m ³		

2 再資源化施設

西白河地方リサイクルプラザ	(白河市亀石1番地)	電話28-3558
処理能力：38 t/日 (5時間)		
①粗大・不燃ごみ処理施設	： 22 t/5時間	
②資源物処理施設	： 10 t/5時間	
③容器包装類処理施設	： 3 t/5時間	
④紙類処理施設	： 3 t/5時間	

3 埋立処分場

西郷埋立処分場	(西郷村大字羽太字弥六林地内)
埋立面積：	28,639 m ²
埋立容量：	417,462 m ³

4 処理施設の確保及び復旧

平常時より、施設の維持管理に努めるとともに、災害が生じた場合には、状況を把握し復旧に努めるものとする。

また、被害が生じた場合は、早急に県（一般廃棄物課）へ報告するものとする。

第5 し尿処理対策

1 被害状況の把握

災害後、速やかに、し尿処理施設及び下水道施設並びに農業集落排水施設の被害状況を把握するとともに、災害対策本部から道路交通情報を収集するものとする。

2 し尿排出量の把握

上水道、下水道、農業集落排水、電力等ライフラインの復旧を勘案し、避難所をはじめ被災地域のし尿排出見込み量を推計し、必要となる仮設トイレを確保するものとする。

3 収集方法

組合とし尿収集運搬業者に協力を要請し、浸水地区など緊急を要する地域から速やかに収集、運搬するものとする。

4 処理方法

し尿は、組合施設で処理するが、処理施設の能力を超える場合は、組合と協議のうえ近隣自治体に協力を要請し、市域以外の処理施設に搬送して処分するものとする。

5 仮設トイレの設置

被災地域の仮設トイレの必要量を調査し、速やかにリース会社等から調達して避難所、被災地に設置するものとする。

また、設置に当たっては、障がい者や高齢者に配慮し衛生管理を行う。

仮設トイレが設置されるまでの間、トイレの設置に緊急を要する場合は、公共下水道事業、農業集落排水事業の管理者の容認を得て、汚水マンホールの上に仮設のトイレブースを設営して対応するものとする。

6 水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している世帯にあっては、洗浄水の断水に対処するため、普段より水のくみ置き等を指導しておくものとする。

また、水洗トイレを使用している団地等においては、災害により使用不能となった場合に対処するため、必要により臨時の貯留場所を設けたり、あるいは民間リース事業者等の協力を得て、共同の仮設便所を設ける等の対策を講ずるものとする。

7 広報

仮設トイレを設置した場合や断水、給水等の広報については、市防災行政無線及び広報車、広報

紙・ホームページ等で行うものとする。

第6 し尿処理施設

1 し尿処理施設

白河地方清掃センター 処理能力：121 k l /日	(白河市大牛埴 41 番地)	電話 28-3558
-------------------------------	----------------	------------

2 処理施設の確保及び復旧

平常時より、施設の維持管理に努めるとともに、災害が生じた場合には、状況を把握し復旧に努めるものとする。

また、被害が生じた場合は、早急に県（一般廃棄物課）へ報告するものとする。

第7 応援体制の確保

市は、被災状況を勘案し、その区域内の処理が不可能と思われる場合には、県（一般廃棄物課）に支援を要請するものとする。

また、市は、災害時における人員、資材等の確保に関し、民間の清掃関連業界及び仮設トイレ等を取り扱うリース業界等に対して、迅速かつ積極的な協力が得られるよう体制整備を図るとともに、近隣市町村間の応援体制の整備を図るものとする。

第17節 給水救護対策

【水道部】

災害により給水施設が破壊等の被害を受けた場合、応急飲料水の供給を迅速かつ適確に実施するものとする。

第1 給水の救護対策

水道課（給水第1班、給水第2班）は、被災者への飲料水の供給等の応急対策を行うものとする。

1 対象者及び供給量

(1) 対象者

災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、あるいは飲料水がこぼし、または汚染し、現に飲料水に適する水を得ることができない者を対象とする。

(2) 供給量

- ① 災害発生から3日目までは、生命の維持に最低限必要な水量として1人1日3リットルの供給を行うものとする。
- ② 災害発生4日目以降には、飲料水のほか炊事、洗濯、トイレなど最低生活水準を維持するための必要量として1人1日10リットルの供給を目標とする。
- ③ 給水量は順次増大するように努め、通常の生活に必要な水量を供給できるよう復旧計画を策定するものとする。

2 応急給水活動

(1) 給水活動

避難者及び被災者に最小程度必要な量の飲料水の供給を、次の方法により行うものとする。

- ① 給水車、給水タンクを利用して、各配水場から避難所、被災地に運搬供給するものとする。
- ② 消火栓に仮設給水栓を設置して、応急給水を実施するものとする。
- ③ 耐震型緊急用貯水槽3基（中田地内、新白河4丁目地内、駅前東公園地内）により、応急給水を実施するものとする。
- ④ 市販の容器入り飲料水（応急給水袋等）の確保についても、検討を行うものとする。
- ⑤ 地域内の井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上に注意を払うものとする。
- ⑥ 日本水道協会福島県支部及び白河地区管工事協同組合へ応援を要請し、飲料水や生活水の提供を受け、避難者、被災者へ配給するものとする。

(2) 広報活動

断水地区に対して、市防災行政無線及び広報車の巡回、ホームページ等により、断水状況、復旧予定、応急給水場所等について広報を行うものとする。

(3) 給水順位

断水地区に医療機関等がある場合は、車両輸送により優先して給水を行うものとする。

(4) 高齢者及び障がい者等への給水

ポリタンク及びポリパック等を使用し、町内会、ボランティア等の協力による個別給水などの給水活動を行うものとする。

(5) 給水状況の報告

水道課（給水第1班）は、給水車等による搬送給水の状況について、飲料水応急記録簿により市長（災害対策本部長）へ報告するものとする。

《様式24： 飲料水供給記録簿》

3 生活水の確保

市及び水道事業者は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活水の確保に努める。

第18節 食料救護対策

【総務部、市民生活部、保健福祉部、産業部、監査委員、選挙管理委員会、教育委員会】

災害時における食料を確保し、炊飯のできない被災者に対し応急的な炊き出し等を行い、食生活の保護を図るものとする。

第1 食料の救護対策

1 供給対象者

- (1) 被災者
- (2) 災害救助従事者
- (3) 米穀の供給機構等が混乱し、食料の確保ができない者

2 供給品目

米穀（米飯を含む）、乾パン、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物、野菜等の副食、味噌、醤油、食塩等の調味料についても配慮するものとする。

また、避難の長期化に対応して、時間経過とともにメニューの多様化、適温食の提供、栄養のバランスの確保、高齢者や要介護者等の要配慮者への配慮等、質の確保についても配慮するものとする。

また、乳幼児に対しては、原則として販売業者から調達し、粉ミルク等を給与するものとする。

3 避難所における食料供給数の把握

学校教育課、こども支援課、こども育成課、各保育園、各幼稚園、生涯学習スポーツ課、中央公民館、図書館（避難所第1班、第2班、第3班）は、町内会及び自主防災組織等の協力を得て食料供給数の把握を行うものとする。

また、把握した数量を市民課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局（食料第1班）及び生活防災課（災害対策本部事務局第1班）へ報告するものとする。

《様式11： 避難所開設状況報告書》

《様式12： 避難所状況報告書》

4 避難所における配分方法

学校教育課、こども支援課、こども育成課、各保育園、各幼稚園、生涯学習スポーツ課、中央公民館、図書館（避難所第1班、第2班、第3班）は、町内会及び自主防災組織等の協力を得て、次により配分を行うものとする。

- (1) 町内会等住居ごとの班を定め、班を単位として配分を行うものとする。
- (2) 配布場所を定め、定時の配分に配慮するものとする。
- (3) 要配慮者を優先し、不平等が生じないように配慮するものとする。
- (4) 被災者による運営組織が確立された場合、運営組織に配分作業を依頼するものとする。

5 炊き出し

(1) 実施方法

炊き出しは、市民課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局（食料第1班）が中心となり、他の課所（他部・班）の職員（業務に支障のない範囲において）更には日本赤十字奉仕団等の協力を得て行うものとする。

(2) 実施場所

炊き出しは、市給食センター及び市内小中学校の給食施設並びに調理施設が整備されて

いる市内公共施設等で行うものとする。この場合、第3章第15節記載の内容により安全性を確保するものとする。

《様式25： 炊き出し給与簿》

《様式26： 食料調達状況》

第2 食料の確保

1 食料の応急供給

市民課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、健康給食推進室（食料第1班、第2班）は、市内の米穀取扱業者等の協力を得て応急供給を実施するものとする。

2 協定に基づく緊急調達

生活防災課（災害対策本部事務局第1班）は、「災害時における相互応援に関する協定」に基づき食料を緊急調達するものとする。

3 市内外の小売販売業者からの調達

食料に不足が生じた場合、または調達に時間がかかる場合には、市内外の小売販売業者から食パン等を調達し被災者に供給するものとする。

第3 災害時における食品集積場所

県及び他市町村から搬送される救援食料の集積場所を次のとおり定め、その所在地等を関係機関に周知する。

また、管理体制に万全を期すものとする。

物資集積場所

施設名	所在地	電話番号
白河第二市民体育館	立石山3	22-2915

第4 救援物資の仕分け作業

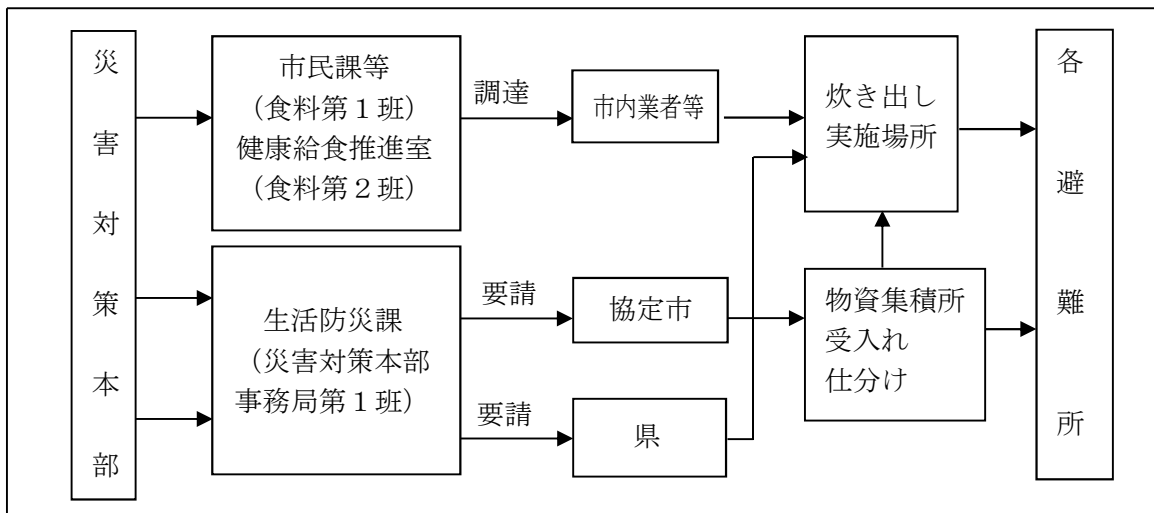
健康給食推進室（食料第2班）が中心となり、日本赤十字奉仕団、ボランティア等の協力を得て「物資集積場所」に集積された食料品の品目ごとの仕分け作業を行うものとする。

第5 食料の輸送

1 市民課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局（食料第1班）は、炊き出し実施場所から食料（主食）を各避難所へ輸送するものとする。

2 商工課、観光課（物資・輸送第1班、第2班）は、物資集積場所へ集積された、食料（副食）を各避難所へ輸送するものとする。

食料調達系統図



第19節 生活必需物資救援対策

【総務部、市民生活部、保健福祉部、産業部、教育委員会、会計課】

災害時における罹災者に対する衣料、生活必需品、その他の物資を確保し、給与または貸与を行い被災者の応急的な生活の確保を図るものとする。

第1 生活必需物資の救援対策

1 供給対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失、または、き損し、これらの家財を直ちに入手することができない状態にある者に対して行うものとする。

2 給（貸）与の品目

給与及び貸与の品目は、次に掲げる品目の範囲内とする。

- (1) 寝具（毛布、布団等）
- (2) 外衣（普通服、作業着、婦人服、子供服等）
- (3) 肌着（下着の類）
- (4) 身の回り品（タオル、手ぬぐい、靴下、サンダルの類）
- (5) 炊事用品（鍋、炊飯器、コンロ、バケツの類）
- (6) 食器（茶碗、皿、箸の類）
- (7) 日用品（石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、マスク、消毒液等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、プロパンガス、木炭等）
- (9) 要配慮者向けの用品
- (10) 乳幼児のおむつ、高齢者のおむつ、衛生用品

3 生活必需品の把握・確保・供給

(1) 避難所における生活必需品の供給数量の把握

学校教育課、こども支援課、こども育成課、各保育園、各幼稚園、生涯学習スポーツ課、中央公民館、図書館（避難所第1班、第2班、第3班）は、町内会及び自主防災組織等の協力を得て数量を把握するものとする。

また、把握した数量を商工課（物資・輸送第1班）及び生活防災課（災害対策本部事務局第1班）へ報告するものとする。

《様式27：生活必需物資給（貸）与簿》

(2) 生活必需品等の調達

① 市内販売業者等からの調達

商工課（物資・輸送第1班）は、災害対策本部の決定に基づき市内販売業者等から調達するものとする。

② 協定に基づく緊急調達

生活防災課（災害対策本部事務局第1班）は、「災害時における相互応援に関する協定」に基づき生活必需を調達するものとする。

③ 日本赤十字社福島支部への要請

社会福祉課（救護第1班）は、日本赤十字社福島支部と救援物資の連絡調整及び要請を行うものとする。

④ 県への要請

市において、必要な生活必需品の調達ができない場合には、生活防災課（災害対策本部事務局第1班）により県へ要請するものとする。

4 支援物資等の支援体制

県（災害対策本部物資班）及び市町村は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

5 義援物資及び義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

市は、関係機関等の協力を得ながら、義援物資について、受入を希望する物資等を把握し、その内容のリスト及び送付先を報道機関を通じて、公表するものとする。

また、被災地の需給状況を把握し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

なお、阪神・淡路大震災・東日本大震災の教訓を鑑みて、原則として、個人からの義援物資については、受入れを行わないものとする。

(2) 義援金の受入れ

市は、あらかじめ義援金の受入れ体制を整えておくものとする。

6 避難所における生活必需品の供給

学校教育課、こども支援課、こども育成課、各保育園、各幼稚園、生涯学習スポーツ課、中央公民館、図書館（避難所第1班、第2班、第3班）は、町内会や自主防災組織等の協力を得て、配分を行うものとする。

《様式28： 生活必需物資受払記録簿》

第2 災害時における救援物資集積場所

県及び他市町村等から搬送される救援物資の集積場所を次のとおり定め、その所在地等を関係機関に周知するものとする。また、管理には万全を期すものとする。

物資集積場所

施設名	所在地	電話番号
白河第二市民体育館	立石山3	22-2915

第3 救援物資の仕分け作業

健康給食推進室（食料第2班）が中心となり、日本赤十字奉仕団、ボランティア等の協力を得て「物資集積場所」に集積された生活必需品の品目ごとの仕分け作業を行うものとする。

第4 生活必需品の輸送

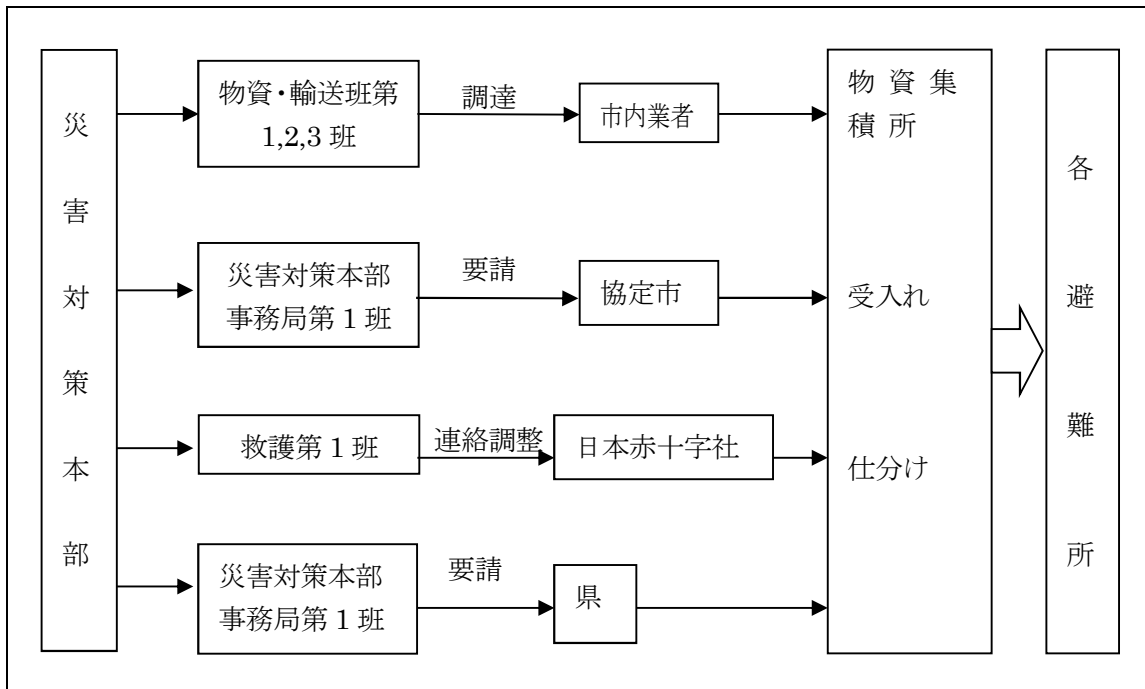
商工課、観光課、農政課、農林整備課、農業委員会事務局（物資・輸送第1班、第2班、第3班）は、物資集積場所に集積された生活必需品を、各避難所からの要請に基づき輸送するものとする。

《様式29： 物品輸送引渡書》

《様式30： 物品受領書》

《様式31： 輸送状況》

物資調達システム図



第20節 被災地の応急対策

【市民生活部、保健福祉部、産業部、建設部】

被災地内の住民の生活を復旧させるため、道路や宅地内等の障害物を速やかに除去するとともに、自力で住宅を確保できない者や応急修理ができない者に対しては、仮設住宅の提供や被害家屋の応急修理を実施し、市民生活の復旧を支援するものとする。

第1 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談

市は、県で実施する、被災地において被災建築物の損壊等による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定を行うことができる専門知識を有する「建築物応急危険度判定士」及び「建築物応急危険度判定コーディネーター」制度確立に協力するほか、災害時においては倒壊等のおそれのある建築物による事故防止のための住民への広報活動を行うとともに、危険度判定を実施して建築物の応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努めるものとする。

第2 障害物の除去

1 住宅関係障害物の除去

(1) 除去作業

市の保有する資機材を使用して除去作業を実施するが、被災状況に応じて、労力や機械が不足する場合は、隣接市町村や県南建設事務所に応援を要請する。更に相当規模の労力と機械が不足する場合は、市内の建設業者及び（社）福島県建設業協会に協力を要請するものとする。

(2) 除去対象

住宅に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、次の条件に該当する場合、実施するものとする。

- ①住民の生命、財産等の保護のため除却を必要とする場合。
- ②緊急な応急措置のために除却を必要とする場合。
- ③障害物のため、当面の日常生活が営めない状態にあるもの。
- ④日常生活に欠くことのできない場所に、障害物が運び込まれたもの。
- ⑤自らの資力では障害物の除却ができないもの。
- ⑥住家が半壊または床上浸水したものであること。
- ⑦原則として、当該災害により直接に被害を受けたもの。

(3) 災害救助法を適用した場合の除去

①対象

障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、便所等）に土石、竹木等の障害物が運びこまれたもので、しかも自分の資力では障害物の除去ができないものとする。

なお、「応急仮設住宅の供与」との併給は認められない。

②除去の方法

作業員あるいは技術者を動員して行うものとする。

③費用

費用の限度額は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

④実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

[資料3-4： 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準]

2 道路における障害物の除去

(1) 道路上の障害物の除去についての計画の実施は、道路法に規定する道路管理者が行うものとする。

- (2) 道路交通に著しい被害を及ぼしているものの除去は、それぞれの実施機関において、その所有する機械、器具、車両等により速やかにこれを除去し、交通の確保を図るものとする。

3 河川における障害物の除去

- (1) 河川区域内の障害物の除去についての計画の実施は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者・水防団長、消防組織法に規定する消防機関の長が行うものとする。
- (2) 河川管理者は、河川法第22条第1項の規定による緊急措置を行うものとする。
- (3) 水防管理者、水防団長及び消防機関の長は、水防法第28条の規定による緊急措置を行うものとする。

4 除去した障害物の集積場所

除去した障害物で、廃棄物に該当するものについては、廃棄物処理施設へ搬入して処分するものとする。廃棄物等の一時的な集積所として、公共用地等を指定するものとする。

第3 応急仮設住宅の建設

1 応急仮設住宅の実施者

- (1) 応急仮設住宅の設置計画の策定と実施は、市長が行う。
- (2) 災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置は、知事が行い、市は設置場所、入居者の選定、管理等について県に協力するものとする。

2 応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅の設置は、次の基準で実施するものとする。

- (1) 予定設置場所
市は、あらかじめ応急仮設住宅の設置箇所の選定に努め、災害の状況に応じ応急仮設住宅を設置するものとする。
- (2) 選定条件
長期の入居にも対応できるよう、飲料水の便、衛生環境、被災者の生業復興の利便、交通、教育等の問題も配慮して選定するものとする。
- (3) 建設時期と建物の規模
 - ① 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに建設するものとする。
 - ② 建設に際しては、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮するものとする。
 - ③ 供与期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項及び第4項の規定による期間内（最長2年以内）とする。
- (4) 建設資材及び業者の確保
市内の建設資材業者及び建設業者の協力を得て実施する。資材・業者の確保が困難な場合は（社）プレハブ建築協会、県建設業協会に協力を要請するものとする。
- (5) 入居対象者
応急仮設住宅に入居できる者は、次のいずれかに該当するものとする。
 - ① 住宅が全焼、全壊、または流出した者であること。
 - ② 居住する住宅がない者であること又は避難勧告等により長期にわたり自らの住居に居住できないものであること。
 - ③ 自らの資力を持ってしては、住宅を確保することのできない者であること。なお、災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用すること。
また、「障害物の除去」や本節に規定する「住宅の応急修理」との併給は原則認められないが、「住宅の応急修理」をする被災者のうち、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確

保が困難な者については災害発生の日から原則6か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。

- (6) 入居者の選定
応急仮設住宅の入居者の選定については、入所対象者の条件を満たした者で、公平に選定するものとする。

3 災害救助法が適用された場合

住宅の応急修理の結果を県に報告する。

応急修理に要した費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

第4 住宅の応急修理等

1 応急修理の実施者

- (1) 被害家屋の応急修理に関する計画の策定と実施は、市長（災害対策本部長）が行う。
(2) 災害救助法を適用した場合の住宅の応急修理は、原則として知事が行うが、知事の職権の一部を委託された場合、市長（災害対策本部長）が行うものとする。

2 災害救助法による住宅の応急修理

(1) 応急修理対象者

- ① 次の要件を全て満たす者とする。

ア半壊、大規模半壊、中規模半壊又は準半壊の被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、対象として差し支えない。また、全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないが、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。

イ応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

ウ応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則6か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。

- ② 準半壊、半壊、中規模半壊の被害を受けた者については、自らの資力では応急修理をすることができない者であること。資力要件については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断するなど、制度の趣旨を十分理解して運用すること。

(2) 修理の範囲と費用

- ① 応急修理の対象範囲は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。
② 費用は、災害救助法及び関係法令に定めるところによる。

3 災害救助法が適用された場合

住宅の応急修理の結果を県に報告する。

応急修理に要した費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

第5 土木施設の応急対策

1 道路・橋梁

道路管理者等は、災害の規模に応じて応急対策体制を設け、速やかに所管の道路・橋梁等について被害の状況を把握して、障害物を除去し次の交通の確保を図る。

- (1) 必要に応じ、道路パトロールカーで広報する。

- (2) 臨時交通規制等の措置により、利用者の安全を確保する。
- (3) 必要に応じて、迂回路を選定し表示する。
- (4) 被災道路・橋梁等の応急復旧措置を行うものとする。

2 河川

洪水等の災害により、河川堤防や護岸施設、内水排除施設等が破損したときは、県南建設事務所と緊密な連携のもとに、速やかに被害状況を把握し、各施設等の所管機関と協力して応急復旧に努めるものとする。

なお、本計画に定めのない事項については、市水防計画及び県水防計画によるものとする。

3 公園

公園管理者等は、速やかに所管の公園等について被害状況を把握し、施設等が破損したときは安全対策を施し、早期の復旧に努めるものとする。

第6 災害相談対策

1 相談活動

市長（災害対策本部長）は、災害により被害を受けた住民から寄せられる生活上の不安等の解消を図るため、災害の規模及び被災地の状況を検討のうえ、県と連携し相談活動を実施するものとする。

また、必要に応じて、被災者救護を行う市、県各部局に加え国の出先機関の相談員が常駐し、各種の相談に応ずるものとする。

2 臨時災害相談所の開設及び設置場所

市民生活部長（災害対策本部事務局長）は、関係各部等へ必要な人員を要請し、臨時災害相談所を開設する。

相談活動で聴取した苦情要望等については、その解決に努めるとともに関係機関に速やかに連絡して早期解決に努めるものとする。

設置場所については、本庁舎1階ロビーに設置するものとする。

3 相談業務の内容及び担当部

相談業務の内容及び担当部については、次のとおりである。

区分	相談業務の内容	担当部
(1)	生業資金のあっせん、融資等に関すること。	産業部
(2)	被災住宅の修理及び応急住宅のあっせん等に関すること。	建設部
(3)	行方不明者の捜索等に関すること。（被災者の安否に関すること。）	市民生活部
(4)	要配慮者等の相談に関すること。	保健福祉部
(5)	学校教育関係の相談に関すること。	教育委員会
(6)	その他住民の要望等に関すること。	総務部ほか

上記の担当部を主管として、関係部・課等において相談活動を行うものとする。

4 相談所を開設の広報

相談所を開設した場合には、速やかに市防災行政無線、広報車、広報紙・ホームページ等により市民への周知を行うものとする。

第21節 死者の搜索、遺体の処理等

【市民生活部、保健福祉部、白河警察署、白河地方広域市町村圏消防本部】

災害により既に死亡していると推定される者の搜索・収容については、関係機関と連携し速やかに搜索等を行うものとする。また、身元の判明しない死亡者または引き取り手のない遺体については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）等及び環境衛生や人心安定の見地から埋火葬を実施するものとする。

第1 全般的な事項

1 衛生・社会心理への配慮

災害による遺体は収容所を設けて収容し、環境衛生や被災者心理を考慮して、身元確認、縁故者との連絡、処理等を的確に行うものとする。

2 広域的な遺体処理体制

災害により死者が多数にのぼる場合や、火葬炉が被災し利用できない場合等は、葬祭事業者等に協力を要請して、遺体の保存、棺、骨壺の確保に配慮するとともに、近隣市町村の火葬場を利用して対処するものとする。

第2 遺体の搜索

1 搜索の対象者は、遺体及び行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により死亡していると推定される者について搜索を実施するものとする。なお、行方不明者の届出窓口を生活防災課（災害対策本部事務局第1班）とし、情報の一元化に努める。

2 搜索活動は、消防署長、消防団長と連携して搜索隊を編成し、白河警察署に協力を要請して搜索を実施するものとする。

また、遺体が流失等により他の市町村の区域に漂着していると考えられる場合は、漂着が予想される市町村に搜索の依頼をするものとする。

3 災害救助法が適用になった場合の遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行い、以下の基準で実施する。

(1) 遺体の搜索を実施するに当たっては、搜索に要する役務、機械、器具等について現物をもって給付する。

(2) 遺体の搜索に要する費用、期間は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について」による。

[資料3-4： 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準]

第3 遺体の収容

1 遺体の搬送

警察官による検視及び医師による検案を終えた遺体は、県に報告のうえ、霊柩車等の手配を考慮し、遺体収容所に搬送し収容するものとする。

2 遺体収容所の設営と遺体の収容

災害による死者が少ない場合は、遺族へ引き渡すまでは白河斎場や病院の霊安室で遺体を収容す

るが、霊安室が不足する場合は葬祭業者に協力を依頼し、業者の施設を利用するものとする。

それでも不足する場合は、被害現場付近の寺院や公共建物、公園等の公共空地などの適当な場所に遺体収容所を設けて遺体を収容する。また、適当な施設や場所の確保が困難な場合は、天幕や幕張設備に必要な器具を確保し対処する。

なお、収容した遺体及び遺留品等の整理のため埋葬台帳を整備する。

《様式32： 埋葬台帳》

3 災害救助法を適用した場合の遺体の処理

災害救助法が適用された場合の遺体の処理は以下の事項について行う。

- (1) 遺体の洗浄、縫合及び消毒などの処理
- (2) 遺体の一時保存
- (3) 検案（原則として救護班により行う。）

第4 遺体の火葬、埋葬

1 火葬、埋葬の実施基準

市は、身元が判明しない遺体及び引き取り手のない遺体について、火葬、埋葬を実施するものとする。なお、身元が判明し、災害救助法による救助でない遺体の火葬、埋葬にあたっては、火葬、埋葬許可手続きが速やかに行える体制をとるものとする。

2 遺体の火葬

- (1) 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送するものとする。
- (2) 焼骨は、遺留品とともに納骨堂または寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡すものとする。

3 災害救助法が適用された場合の遺体の火葬、埋葬実施基準

- (1) 火葬、埋葬は原則として市内で実施するものとする。
- (2) 遺体以外の市町村（法適用地外）に漂着した場合で、身元が判明している場合は、原則として、その遺族・親戚縁者または法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取ることができない場合については、市は、知事が行う救助を補助する立場において火葬、埋葬を実施（費用は県負担）するものとする。
- (3) 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して（2）に準じて実施するものとする。
- (4) 費用・期間等
 - ① 以下の範囲内においてなるべく棺または棺材等の現物をもって実際に火葬・埋葬を実施する者に支給するものとする。
 - ア 棺（付属品を含む）
 - イ 火葬または埋葬
 - ウ 骨壺または骨箱
 - ② 支給できる費用

福島県災害救助法施行細則による。

[資料3-4： 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準]

第5 災害弔慰金の支給

市長は、災害弔慰金の支給等に関する法律第3条第1項に該当する場合は、白河市災害弔慰金の支給等に関する条例及び同施行規則に基づき、死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

なお、災害弔慰金の支給対象及び支給限度額については、以下のとおりとする。

1 対象災害

- (1) 住家が5世帯以上滅失した災害
- (2) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害。
- (3) (1)及び(2)と同等と認められる特別の事情がある場合の災害。

2 支給限度額

死亡時において、生計を主として維持していた者の場合500万円、その他の場合は250万円を支給する。

[資料4－ 2： 白河市災害弔慰金の支給等に関する条例]

第2.2節 ライフライン関連施設の応急対策

【水道部、東北電力ネットワーク(株)白河電力センター、東北ガス(株)、東日本電信電話(株)福島支店、東日本旅客鉄道(株)新白河駅、福島交通(株)白河営業所、ジェイアールバス関東(株)白河支店】

上水道、下水道、電気、ガス、交通、通信等の生活に密着した施設が被災した場合、市民生活に重大な支障をきたすことから、速やかな応急復旧対策を確立するものである。

第1 上水道施設応急対策

水道課（給水第1班）は、断水区域を少なくするよう配水調整と併せて、取水・送配水施設・配水管路等について優先順位を定め、順次応急復旧対策を進め断水区域の解消に努めるものとする。

1 被害状況調査及び応急復旧対策

発災後直ちに施設の被害状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材（調達方法）、施設復旧の手順、方法等を確認し、迅速に応急復旧の対応をするものとする。

復旧に当たっては、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、災害応急・復旧対策の中核となる官公署庁舎などあらかじめ定めた重要度の高い施設を優先して行う。

2 税務課（総務第3班）からの情報

- (1) 市内の水道管路等被害状況
- (2) 交通可能状況
- (3) 停電地区の有無
- (4) 市民の避難状況

3 水道工事公認業者への連絡

給水施設に被害が発生した場合には、速やかに白河地区管工事協同組合等に協力要請し、復旧工事の完了に努めるものとする。

市上水道配水施設

施設名	所在地
久田野配水池	久田野向前山 17
工業の森第1配水池	萱根桑ヶ作 37
工業の森第2配水池	豊地筋内小屋地内
田島配水池	田島結城館 73
旗宿配水池	旗宿東山 56
西原配水池	大信隈戸字西原
滑里川配水池	大信隈戸字滑里川山
小萱配水池	大信隈戸字隈戸国有林地内 54 小林班
上新城配水池	大信上新城字大林
赤仁田配水池	大信隈戸字赤仁田

市上水道配水施設

名称 (所在地)	構造	貯水量	付属施設
立石山配水場 (立石山 1)	鉄筋 (RC) コンクリート造矩形 (内法 20m×16m×3.5m)	1,120 m ³	消毒施設、流量計
	PC コンクリート造円形 (直径 22m、深 5.3m)	2,000 m ³	揚水ポンプ、ポンプ室、電気施設、その他
向山配水場 (西郷村大字米字向山 91-2)	PC コンクリート造円形 (直径 25m、深 6m×2 池)	6,000 m ³	事務所、消毒施設、流量計、電気施設、計装設備
白坂配水場 (白坂鶴子山 60-2 外)	ステンレス (SUS) 造矩形 (内法 24m×17.4m×5m)	2,000 m ³	滅菌装置、流量計、計装設備、緊急遮断弁
金山第 1 配水池 (表郷金山字犬神 7)	PC コンクリート造 φ 16.7m×深 4.0m (2 槽式)	846 m ³	流量計
金山第 2 配水池 (表郷金山字蒔ノ内 38-2)	鉄筋 (RC) コンクリート造 3.3m×3.3m×深 2.5m×2 池	43 m ³	流量計
内松配水池 (表郷内松字桑木 9)	鉄筋 (RC) コンクリート造 10.4m×3.7m×深 2.5m×2 池	192 m ³	流量計
小松配水池 (表郷小松字後山 1-6)	鉄筋 (RC) コンクリート造 11.0m×3.0m×深 3.0m×2 池	198 m ³	流量計
八幡配水池 (表郷八幡字梅ヶ沢 1-1)	鉄筋(RC)コンクリート造 φ 18.0m×深 4.0m (2 槽式)	960 m ³	滅菌装置、流量計
東配水池 (東釜子字宮替 7-2-4 外)	ステンレス (SUS) 造 13.0m×12.0m×深 4.0m×2 池	1,248 m ³	滅菌装置、流量計
	鉄筋 (RC) コンクリート造 12.0m×12.0m×深 1.9m×2 池	547 m ³	

市耐震型緊急用貯水槽

名称 (所在地)	構造	貯水量	付属施設
白河市中田地内 (白河総合運動公園内)	ダクタイル鋳鉄管 (内面樹脂塗装) 内径 2,000mm×33,100mm	容量 100 m ³ 1 日 1 人 3 ^{リットル} 11,000 人× 3 日分	圧力調整弁、エンジンポンプ 1 台 手動ポンプ 1 台

白河市新白河4丁目 地内 (高山西公園内)	鋼管 (内面樹脂塗装) 内径 2,000mm×33,100mm	容量 100 m ³ 1日1人3リットル 11,000人× 3日分	圧力調整弁、エン ジンポンプ1台 手動ポンプ1台
白河市大手町地内(駅 前東公園内)	鋼管 (内面樹脂塗装) 内径 3,000mm×15,000mm	容量 100 m ³ 1日1人3リットル 11,000人× 3日分	圧力調整弁、エン ジンポンプ1台 手動ポンプ1台

第2 下水道施設応急対策

下水道施設については、西郷村と連携して、被害状況を速やかに把握し、次の措置を講ずるものとする。

1 緊急点検の実施

下水道課(復旧第4班)は、速やかに市内の下水道施設(処理場、管渠)の緊急点検を実施し被害状況を把握する。緊急点検において、路面の陥没等の二次災害が発生するおそれのある場合は、その防止を図るため、必要な措置を併せて実施するものとする。

2 応急復旧の実施

施設の被害が確認された箇所は、市内建設業者の協力を求めて早急に応急復旧を行うものとする。

3 災害時の広報

下水道施設の被害状況及び復旧状況等は、市防災行政無線、広報車、広報紙・ホームページ等により行うものとする。

第3 電気施設応急対策 [東北電力ネットワーク(株)白河電力センター]

1 災害時の復旧体制

(1) 非常災害対策組織

「非常災害対策実施基準」に基づき、東北電力ネットワーク(株)白河電力センターに非常災害対策本部を設置する。

(2) 情報連絡体制

- ① 社内通信回線、無線、衛星電話のほか、外部回線(NTTダイヤルイン、携帯電話)により通信の確保を図り、関係機関との情報連絡体制を確立する。
- ② 管内防災機関については、市災害対策本部、消防本部、警察署等との情報連絡体制を確立する。

2 災害時の応急措置

(1) 施設被害の把握

災害が発生した場合には、直ちに各施設の被害状況及び気象情報・道路情報・地域の被害状況・その他の情報を収集するとともに、的確に情報分析検討し、迅速な指令・伝達を行い、関係機関との連絡体制を確立する。

(2) 広報活動

停電による社会不安の除去、感電事故防止及び二次災害防止等のため、被害の状況及び復

旧の見通し等について広報活動を行う。

(3) 応急復旧

① 非常体制の発令

災害発生が予想される場合または発生した場合は、被害の規模に応じて第1、第2非常体制を発令し、災害の予防及び復旧のための社内体制を確立する。

② 復旧要員の確保

被害施設の早期復旧を図るため、社内要員及び関連工事事業者を確保するとともに、他店所への応援要請を行う等、適切な復旧要員を確保する。

なお、応援要員が大規模になる場合は、必要に応じて待機場所を公共施設等に要請する。

③ 復旧資材・機材の確保

災害発生が予想される場合には、事前に復旧資材・機材の在庫量の確認及び緊急輸送方法の検討を行い、復旧工事を円滑に遂行するための資材・機材調達をはかる。

④ 応急復旧工事の実施

被災設備の復旧工事に当たっては、被害及び負荷の状況、復旧の難易度等を勘案のうえ、被害の拡大防止効果、復旧効果並びに公共的影響の大きさなど優先順位を判断して復旧工事を実施する。

⑤ 社外PRの実施

非常災害に当たっては、被害状況、停電戸数、復旧予定時刻、保安の確保並びに復旧後における二次災害の防止対策等について、災害対策本部への報告を行うとともに広報車の利用、報道機関への情報提供を行うとともに、管内防災機関・関係機関との協力体制を確立する。

第4 ガス施設(都市ガス)応急対策 [東北ガス株式会社]

1 災害対策本部

気象庁震度階5弱以上の地震が発生した場合には、あらかじめ定められた社員・職員が自動出動するとともに、速やかに災害対策本部を設置する。

また、震度階4以下の地震、あるいは洪水等により供給停止等の被害が生じた場合にも同様に対策本部を設置する。

なお、災害対策本部には、次に掲げる備品等を通常から整備しておくものとする。

- (1) ファックス等の通信機器
- (2) 被害状況報告書
- (3) 需要家名簿
- (4) 導管図等、所要の設備資料

2 要員の確保

- (1) 対策要員の確保については、あらかじめ定められた社員・職員の動員基準により対応するものとする。
- (2) 社員以外の復旧要員を必要とする事態が発生した場合は「地震・洪水等非常事態における救援処置要項」((社)日本ガス協会)に基づき要員の応援を要請するものとする。

3 災害時における広報活動

災害が発生し、ガス供給を停止する場合は、災害対策本部に報告を行うとともに、需要家の不安の除去及び二次災害防止に重点をおいて広報活動を行う。

4 被害状況の把握（情報収集）

災害が発生した場合には、速やかに次に掲げる情報、及び被害状況を迅速かつ的確に把握し、ガス供給停止の必要の有無や代替えによる供給の必要性を検討するものとする。

また、収集した情報については、速やかに上位対策組織等に報告するものとする。

(1) 一般情報

- ① 地方気象台からの気象情報
- ② 事業所等、周辺の状況の把握
- ③ 家屋被害情報、人身災害発生情報及び公共施設等の当該区域全般の被害状況
- ④ 地方自治体の災害対策本部、官公署、情報機関、需要家への対応状況

(2) 設備の被害状況

- ① ガス製造・供給設備の被害情報
- ② ガス導管の被害状況

5 災害時における緊急措置

被害状況から供給の継続が困難と判断された場合には、災害対策本部長は供給停止等の措置を講ずるものとする。

なお、供給停止の際の具体的な措置は次のとおりとする。

- (1) ガスの製造を停止し、ガスホルダー、主要な導管、整圧器等を、緊急遮断して、ガスの送出手を停止する。
- (2) 需要家への供給停止及びメーターガス栓閉止の広報を行う。

6 復旧作業等

(1) 災害対策本部は次に掲げる事項を把握し、復旧作業計画を立てるとともにその内容を上位対策組織等に速やかに報告する。

- ① 被害状況の概要
- ② 復旧応援要員の要請
- ③ 復旧作業の日程
- ④ 仮復旧の見通し
- ⑤ その他、必要な対策

(2) 復旧計画の策定及び実施に当たっては、あらかじめ定めた復旧順位によることを原則とするが、被害状況、被害復旧の難易度を考慮して、供給復旧効果の最も大きいものから、復旧を行うものとする。

第5 電気通信施設応急対策 [東日本電信電話(株)福島支店]

1 加入電話輻輳時の緊急通話の確保

災害が発生した場合、または通信の著しい輻輳が発生した場合においては、災害対策本部へ状況を報告するとともに通信不能地区をなくし、または重要通信の確保を図るため、次の措置を行う。

- (1) 交換機または伝送路の被災に伴って発生する通話輻輳、あるいは災害時における電話網の復旧に当たっては、交換機の迂回中継機能を活用し最大の疎通を確保する。
- (2) 回線の規制または迂回を行う場合の措置の程度は、規制回線または迂回回線のサービスレベルが、管理限界内に維持される程度までとする。ただし、重要回線を確保するための回線規制または迂回措置はこの限りではない。
- (3) 専用線等は、原則として規制の対象としない。
- (4) 災害発生直後等に生ずる電話の輻輳とその影響を極力防止するため、関係事業所においてトラヒック状況（呼量）を監視するとともに、迅速に必要な措置を講じる。
- (5) 電気通信設備の被災により、疎通に著しく支障がある場合には、被災地からの発信通話の疎開を優先する。ただし、この場合においては、電話網における異常の波及を防止するために、着信通話の疎通を考慮して行う。
- (6) 非常・緊急通話の疎通確保及び手動台の異常輻輳防止のため、必要により利用制限、通話時間の制限等、各種措置を行う。
- (7) 災害時における被災者との相互連絡をメッセージ録音・再生により伝達により災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板（iモード携帯、スマートフォン）を活用し、被災地に集中するトラヒックを分散する。

2 東日本電信電話株の無線の運用

(1) ポータブル衛星通信システムの配備

災害等によって交換機、伝送路及び加入者ケーブルなどが故障した場合、通信の孤立を防止するためにポータブル衛星通信システムを使用し、通話（8回線）を確保する。

第6 鉄道施設応急対策 [東日本旅客鉄道株新白河駅]

1 実施機関

鉄道施設の応急復旧の実施責任者は、東日本旅客鉄道株式会社仙台支社長とするが、当現地対策本部における責任者は新白河駅長とする。

2 実施要領

(1) 施設被害の把握

被害状況を迅速かつ的確に把握するため、災害発生後、直ちに路線設備の巡回検査を行い、現場確認するとともに、地域住民等から直接情報を聴取する。

(2) 広報活動

- ① 災害が発生したときは、速やかに関係機関に被害状況を通報する。
- ② 被災線区等の輸送状況、被害の状況等を迅速かつ的確に把握し、関連会社、関係行政機関、災害対策本部と密接な情報連絡を行い必要な措置を講じ、防災関係機関に連絡する。

(3) 応急復旧

- ① 災害が発生したときは、列車防護等の応急措置を講ずるとともに、併発事故の防止に努める。
- ② 災害が発生したときは、直ちに事故現場に現地対策本部を設置する。
- ③ あらかじめ定めた事故復旧担当区域により、復旧作業を実施する。

第7 バス応急対策 [福島交通㈱白河営業所、ジェイアールバス関東㈱白河支店]

1 災害に対処し得るよう、次の体制の整備を図るものとする。

(1) 復旧体制の整備

- ① 災害要請に基づく派遣車両並びに乗務員の確保と車庫及び輸送に直接関係する建物、保安施設の管理
- ② 路線バスについては、交通規制及び道路の被害など交通に関する情報について確認し、生活路線の早期復旧に努めるものとする。
- ③ 訓練の実施と防災知識の普及

第23節 文教対策

【建設部、教育委員会】

災害時において、児童及び生徒の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するために、災害時における応急対策計画を定めるものとする。また、文化財の応急対策に努めるものとする。

第1 児童・生徒等保護対策及び応急教育対策

市長（災害対策本部長）及び市教育委員会は、市立小・中学校の応急教育及び市立文教施設の応急復旧対策を行うものとする。

1 児童生徒等の保護対策

(1) 事前準備

各学校長は、災害に際し児童・生徒の安全と災害時の教育確保のため、あらかじめ次の事項について、計画の作成に努めるものとする。

- ① 災害発生時における児童、生徒の避難の指示及び方法
- ② 児童、生徒の保護者との連絡
- ③ 職員の非常招集及び非常配置
- ④ 被害状況の把握及び報告
- ⑤ 避難所としての運営の協力に関すること
- ⑥ その他の必要事項

(2) 災害発生時における教職員の対応

- ① 災害発生の場合、児童・生徒を安全な教室等を集める。
- ② 児童・生徒の避難誘導に当たっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確に指示する。
- ③ 学級担任等は、学級名簿等を携行し、所定の場所へ誘導・退避させる。
- ④ 障害児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮をする。
- ⑤ 児童・生徒の安全を確保したのち、防災活動に当たる。

(3) 災害発生時における学校の対応

① 被害状況の把握

災害が発生した場合、速やかに児童・生徒・職員の安全確認及び施設設備の被害状況を把握し、市教育委員会へ報告するものとする。

② 臨時休校等の措置

被害状況等によっては、市教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等の適切な措置をとるものとする。

③ 危険個所の安全点検等

学校長は、火気使用場所（家庭科教室・湯沸し所等）及び薬品類保管場所（理科教室・実験室・保健室等）等の危険個所について、速やかに安全点検を行うものとする。

また、浸水被害を受けた場合には、トイレ、手洗い場等防疫上必要な個所の消毒を早急に実施するものとする。

④ 避難所開設等の協力

学校が避難所となる場合は、避難所の開設等に協力するとともに、学校管理に必要な職員を確保し万全の体制を確立するものとする。

(4) 児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応

市教育委員会は、各校の児童・生徒・教職員の心身の健康状態について調査し実態を把握するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 応急教育対策

(1) 教育施設の確保

教育施設の被害等により、通常の教育を実施することが不可能な場合には、次のとおり教育施設を確保して早急な授業の再開に努めるものとする。

状 況	対 応 策 等
① 校舎等の被害が軽微な場合	速やかに応急修理又は補強を行い、授業等を実施する。
② 被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能な場合	使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。 なお、一斉の授業が実施できない場合は、二部授業または市内の公共施設等を利用し分散授業を実施するなどの措置を講ずる。
③ 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合	近隣の学校の校舎、市内の公共施設を利用し、授業を実施する。
④ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合	他地域の校舎、公共施設等を利用し、授業を実施する。
⑤ 校舎等が集団避難施設となる場合	校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市教育委員会と協議を行い、早期授業の再開を図る。
⑥ 利用できる施設の確保が困難な場合	災害対策本部において早急な応急復旧を行うとともに、応急に仮校舎を設置して授業を実施する。

(2) 教職員の確保

災害のため、教員に欠員が生じ、学校内操作及び市教育委員会管内でも対応できない場合は、県教育委員会に連絡して、必要な教職員の確保に努めるものとする。

また、退職教員の活用についても検討するものとする。

(3) 給食等の措置

① 市及び市教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、速やかに必要な施設・設備等の応急処理を行うものとする。

② 保管中の食材等が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。

③ 学校給食センターは、被災者用の炊き出しにも供されるため、学校給食及び炊き出しの調整に留意する。

④ 給食に起因する感染症、食中毒の発生のないよう、衛生管理の徹底を図る。

(4) 授業料の減免等

市教育委員会は高等学校の生徒及び父兄が被害を受け、学費の負担にたえられなくなった場合は、授業料の減免等の措置を講ずるよう県に要請するものとする。また、奨学金についても日本育英会に対し、貸付枠の拡大を図られるよう要請するものとする。

第2 教科書及び学用品の調達・支給

1 教科書・学用品の支給対象者

住居が全焼、全壊、流失、半焼半壊または床上浸水の被害を受けた世帯の児童・生徒等で、教科書、学用品を滅失または、き損した者とする。

2 支給対象者の調査把握

学校教育課（避難所第1班）は、災害が発生した時に学校長と緊密な連絡を保ち、給与の対象となる児童・生徒等を調査把握し、給与を必要とする学用品の確保を図るための計画を策定するものとする。

3 教科書、学用品の調達

教科書、学用品については、被災学校の学校別、学年別使用教科書等の数量を調査し、供給業者等から供給を受けるものとする。

4 支給品目

- (1) 教科書
- (2) 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）
- (3) 通学用品（ランドセル、カバン、通学洋服、通学用靴、雨傘、雨靴、上履き、帽子等）
- (4) その他被災状況の程度、実情に応じ適宜調達する。

5 教科書、学用品の支給記録及び報告

教科書及び学用品の支給を行ったときは、学校教育課（避難所第1班）は、教科書及び学用品支給記録簿、教科書・学用品受払い記録簿により記録するとともに、生活防災課（災害対策本部事務局第1班）へ報告するものとする。

《様式33：教科書及び学用品支給記録簿》

《様式34：教科書、学用品、受払記録簿》

第3 文化財の保護及び応急対策

1 文化財の保護

(1) 文化財の現況

市内の国、県及び市指定文化財の現況は、資料編3-5のとおりである。

(2) 被害防止対策

災害発生時における文化財の保護を図るため文化財課、所有者及び管理者は防火設備等を確認するとともに、必要な計画を樹立し実施するものとする。

また、文化財の被害を未然に防止するとともに、文化財の被害拡大を防止するため、文化財課は、文化財の所有者及び管理者に保全管理に万全を期するよう指導、助言する。

(3) 被害報告

国、県及び市指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者は、被害状況を調査し、その結果を速やかに市または県教育委員会に報告するものとする。

2 応急対策

(1) 文化財に災害が発生した場合、その所有者または管理者は、直ちに消防署へ通報するとともに、災害の拡大防止に努めるものとする。

(2) 国、県及び市指定文化財が被害を受けたときは、その所有者または管理者は、指定先の指示に従いその保存に努めるものとする。

(3) 市は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずるものとする。

第24節 要配慮者対策

【市民生活部、保健福祉部、教育委員会】

災害発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等災害時に特に配慮を要する者いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等に支障が生じるおそれがあるため、市及び防災関係機関は、情報伝達、避難誘導・避難所等において、特に配慮し、速やかな応急対策を積極的に進めるものとする。また、避難所はユニバーサルデザインへの配慮がなされている公的施設の環境整備に努めるものとする。

第1 要配慮者に係る対策

1 非常災害の発生に際しては、平常時より在宅保健サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たな要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、災害発生後の時間の経過の各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行っていく必要がある。

このため、市が被災した場合、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、以下の点に留意し、民生・児童委員や民間事業者等の協力を得ながら、要配慮者対策を実施する。

(1) 避難行動要支援者名簿により、避難行動要支援者の所在の把握に努める。避難していない避難行動要支援者を発見した場合には、当該避難行動要支援者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとるものとする。

ア 避難所及び福祉避難所へ移動すること。

イ 社会福祉施設への緊急入所を行うこと。

ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握に努めるものとする。

(2) 要配慮者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、すべての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始すること。また、避難の長期化等必要に応じて、健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事提供等の栄養管理に配慮した物資の調達に努めるものとする。

(3) 要配慮者のうち避難所等への移動が困難であり自宅待機をせざるを得ない場合においては、食料や物資等の供給についての支援体制を構築するものとする。

第2 社会福祉施設等に係る対策

社会福祉施設の管理者は、次により応急対策を行うものとする。

1 災害発生時には、消防機関等関係諸機関に通報するとともに人身事故の防止を第一に考え、地域住民の協力・支援を得ながら入所者の避難誘導に全力をあげる。

2 停電時及び給水不能時の措置並びに重要資機材等の保全措置に万全を期するものとする。

3 災害に際しては、平常時からの訓練に基づいた役割を十分発揮し、自主的防災活動と臨機な措置を講ずるとともに、防災関係機関に応援要請を行う。

4 被害を受けないほかの施設等に連絡し、入所者の移転等その安全を図る。

- 5 施設等の管理者（責任者）は、施設の応急修理を迅速に実施する。また、段差解消等のユニバーサルデザインへの環境整備に努めるものとする。
- 6 管理者は、被災者及び避難者に対する生活必需品及び対応人員について把握するとともに、市及び防災関係機関と連絡を密にし、万全な対策を講ずるものとする。

第3 障がい者及び高齢者に係る対策

市は、災害発生時において、要配慮者の避難、誘導及び避難所生活について、細心の注意を払うとともに、的確な対応を図るものとする。

なお、実施については、おおむね次のとおりとする。

- 1 ひとり暮らし高齢者、障がい者、難病患者等の避難行動要支援者名簿を利用し、各町内会等と連携して住居に取り残された可能性のある者の迅速な発見に努める。
- 2 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者または介護者の同意を得て、必要に応じ次の措置をとるものとする。
 - (1) 避難所へ避難誘導または搬送すること。
 - (2) 社会福祉施設への緊急入所を行うこと。
 - (3) 住居における生活が可能な場合においては、ヘルパー等の派遣を行うこと。
 - (4) 保健福祉部長は、災害発生後速やかに避難所または社会福祉施設等に避難している要配慮者の把握調査を実施し、ヘルパー、医師等の派遣の必要性について検討するものとする。

第4 児童に係る対策

市は、被害による孤児、遺児等要保護児童の発見及び把握に努めるとともに、次の措置をとるものとする。

- 1 各避難所の責任者は、避難所における保護を必要とする児童の実態を把握し、市長に報告するものとする。また、防災関係機関は、避難、要保護児童の情報があつた場合、各避難所または市長に対し緊急に通報するものとする。
- 2 災害による被災者を把握する際、孤児、遺児等についても調査をするとともに、速やかな発見を図り、その実態の把握に努めるものとする。
- 3 市は、各避難所及び防災関係機関からの状況報告について、親族に対しその情報を提供するものとする。
- 4 保護を必要とする児童を発見した場合、親族への受入れについて検討を依頼するとともに、養護施設等への受入れについても検討を依頼するものとする。
- 5 市は、災害によって避難所で生活することとなった児童等の災害時要配慮者に対し、保健師やヘルパー、ボランティア等による健康診断、指導及び医師による往診等を実施するものとする。
- 6 被災児童の精神不安定に対応するため、関係機関と連携のもとメンタルヘルスケアを実施する。

第5 外国人に係る対策

1 安否確認の実施

市は、外国人登録者名簿等に基づき外国人の安否確認に努めるものとする。

2 避難誘導

市は、外国語教師や語学ボランティアの協力を得て、インターネット通信等を活用して英語を基本とした外国語による避難誘導に努めるほか、広報車等での広報による避難誘導を行うものとする。

3 相談窓口の開設

「第20節 被災地の応急対策」により「臨時災害相談所」を設置するものとする。

第25節 災害ボランティアとの連携

【市民生活部、保健福祉部、市社会福祉協議会】

激甚な災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために、災害ボランティアによる対応は必要不可欠である。

市は、災害時におけるボランティア活動が円滑に実施できるよう、市社会福祉協議会と連携し、万全な体制づくりを図るとともに、市内外からの災害ボランティアの受入れを行うものとする。

第1 ボランティア団体等の受入れ

1 災害ボランティアの受入れ窓口の設置

市は、市社会福祉協議会と連携のうえ、災害ボランティアの受入れを次により行うとともに、窓口を市社会福祉協議会に設置するものとする。

名 称	所 在 地	電 話 番 号
白河市社会福祉協議会	北中川原 313	22-1159

- (1) 「災害ボランティア受入れ名簿」を準備し、記入してもらうものとする。
- (2) 「災害ボランティア災害保険」の加入促進を図る。
- (3) 市社会福祉協議会において、ボランティアの種別、人数等を把握し、災害対策本部へ報告するものとする。

2 災害ボランティアの情報提供

市は、市社会福祉協議会及びNPO法人「しらかわ市民活動支援会」と連携を図り、情報提供の窓口を設け、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等の情報提供に努める。

第2 ボランティアの活動内容

1 災害ボランティアの活動内容は、主としては、次のとおりである。

区 分	内 容
1 一般作業	(1) 災害安否、生活情報の収集・伝達 (2) 炊き出し、食品等の配布 (3) 救援物資の仕分け (4) 清掃活動及び防疫活動 (5) 高齢者、障がい者等への介護補助 (6) その他被災地、避難所での軽作業
2 特殊作業	(1) 土砂災害危険箇所及び建築物の応急危険度判定 (2) アマチュア無線を利用した情報通信 (3) 緊急物資の運搬 (4) 応急救護所での救援救護 (5) 被災地等へのメンタルケア (6) 高齢者、障がい者等への介護 (7) 外国人のための通話、手話 (8) その他専門的知識が必要な業務
3	ボランティアコーディネート業務

- 2 被災地における災害廃棄物の撤去等にボランティアが従事する場合において、石綿を含有する災害廃棄物の発生が想定されるときには、一般のボランティアの受入れは行わないものとする。

第3 連携体制の確保

- 1 関係団体との連携及び協力

災害時には、ボランティア活動においても混乱が予想され、統一的で効率の良い活動ができない場合があるので、平常時においても市社会福祉協議会及びNPO法人「しらかわ市民活動支援会」と連携しボランティア関係団体と密接な連絡調整を行い、効果的なボランティア活動ができるよう支援を行うものとする。

- 2 活動拠点の提供

市は、多数の災害ボランティア等が参集した場合に、活動が円滑かつ効率的に行われるよう、状況に応じて公共用地や施設等をボランティアの活動拠点として提供するものとする。

第26節 災害救助法の適用等

【市民生活部】

災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合、県知事の実施により行われ、市長は、県知事を補助することとされている。

災害の事態が急迫し、救助を迅速に行う必要があると知事に認められた場合、市長は、知事の権限に属する救助の実施の一部を実施することができる。

また、災害救助法の適用に当たっては、同法、同法施行令、福島県災害救助法施行規則の定めるところにより、速やかに所定の手続きを行うものとする。

第1 災害救助法の適用

1 災害救助法の概要

- (1) 本法による救助は、一時的な応急救助であり、災害が一応終わった後のいわゆる災害復旧対策、あるいは生活困窮者に対する生活保護法による保護とも性格を異にするものである。
- (2) 本法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が救助の二大目的であり、本法の適用は、災害の規模が個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。
- (3) 本法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、知事に全面的に委任されており、知事は、国の機関として救助の実施に当たることとされている。
- (4) 知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

また、市長が行う事務を除くほか、市長は、知事が行う救助を補助するものとする。(法第13条第1項)

- (5) 災害救助の実施機関である知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、次のような広範囲な強制権が与えられている。(法第7～10条)
 - ① 一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限(従事命令)
 - ② 被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させる権限(協力命令)
 - ③ 特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、または、物資を収用する権限(保管命令等)

なお、前記①の従事命令または②の協力命令により、救助業務に従事し、または協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合には、災害救助法第12条の規定に基づき、扶助金が支給される。

また、③の保管命令により通常生ずべき損失は、同法第9条第2項の規定に基づき、補償しなければならない。

2 災害救助法の適用基準

次のいずれかの基準に該当する場合、災害救助法が適用される。

- (1) 市の住家減失世帯数が、下表の基準に達した場合。(基準1号)

市の人口	住家減失世帯数
61,913人(平成27年国勢調査)	80世帯

- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の住家減失世帯数が1,500世帯以上に達し、市の住家減失世帯数が下表の基準に達した場合(基準2号)

市の人口	住家減失世帯数
61,913人(平成27年国勢調査)	40世帯

- (3) 県内の住家減失世帯数が7,000世帯以上に達した場合で、市において多数の世帯の住家が減失した場合。

- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかったものの救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、市において多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (5) 多数のものが生命又は身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。
- ① 災害が発生し、または発生する恐れのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - ② 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、または救出に特殊の技術を必要とすること。

3 被災世帯の算定

住家滅失世帯数の算定基準は、次のとおりである。

- (1) 住家が全壊、全焼、流失等の世帯は、1世帯とする。
- (2) 住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1世帯とする。
- (3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能状態となった世帯は、3世帯をもって1世帯とする。

4 住家の滅失等の認定基準

項 目		基 準
1	住家が滅失したもの	(1) 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの (2) 住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの
2	住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの	(1) 損壊又は焼失した部分が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの (2) 住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの
3	住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの	(1) 浸水がその住家の床上に達した程度のもの (2) 1及び2に該当しない場合であって、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

第2 災害救助法の適用手続き等

- 1 災害救助法による救助は、市の区域単位で実施されるものであり、市における被害が前記の「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときには、市長は、知事の求めにより被害状況を迅速かつ的確に報告するものとする。(福島県災害救助法施行細則第1条)
- 2 被害の認定については、災害救助法適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の実施に当たって、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるため、適正に行わなければならない。
- 3 被害の認定は、専門技術的視野に立つて行うため、あらかじめ建築関係技術者等の専門家の確保に努めるものとする。

第3 救助の実施状況の記録及び報告

市は、災害救助法に基づく救助の実施状況を日毎に整理記録するとともに、その状況を取りまとめて、県に逐次報告するものとする。

第4 特別基準の申請

災害救助による救助について、「一般基準」では救助に万全を期することが困難な場合、内閣府の承認を得て、「特別基準」を設定するものとする。

この場合、市長は、知事に救助の程度、方法及び期間について、「特別基準」の申請を行うものとする。

第5 災害救助法による救助の種類及び救助費の繰替支弁

1 救助の種類

救助の種類は次に掲げるとおりである。

- (1) 避難所の設置及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金の給与または貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索
- (11) 死体の処理
- (12) 障害物の除去
- (13) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

2 救助費の繰替支弁

市長は、災害救助法第30条の規定により、救助費用の繰替支弁を行い、「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき、交付金の交付を受けるものとする。

3 迅速な救助の実施

市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

第6 災害対策基本法に基づく強制権等

1 強制権の発動

知事は、災害救助法の適用がない場合においても、災害が発生し、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第71条の規定により従事命令、協力命令、保管命令等を発することができる。

また、市長は、知事から委任された権限を行使することができる。

2 公用令書の交付

市長は、災害対策基本法第71条の規定により、従事命令等を発する場合、同法第81条に定める公用令書を交付するものとする。

《様式35： 公用負担命令書》

3 損害賠償等

- (1) 知事は、災害対策基本法第71条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または障害の状態となったときは「災害に伴

う応急措置の業務に従事した者に対する損害の補償に関する条例」で定めるところにより損害を補償しなければならない。

- (2) 知事は、災害対策基本法第71条の規定による保管命令等により通常生ずべき損失について同法第82条第1項に基づき、補償しなければならない。

第27節 被災者生活再建支援法に基づく支援等

【市民生活部】

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し「被災者生活再建支援法」(以下「支援法」という。)に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものとする。
また、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書を速やかに交付するものとする。

第1 被災者生活再建支援法に基づく支援

1 制度の趣旨

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、「被災者生活支援法」(以下「支援法」という。)に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災者の速やかな復興に資するものとする。

2 支援法の対象となる自然災害

自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害(法第2条第1号)で、次のいずれかに該当するものとされている。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市町村における自然災害(施行令第1条第1号)
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害(施行令第1条第2号)
- (3) 100以上の世帯が全壊した都道府県における自然災害(施行令第1条第3号)
- (4) (1)又は(2)の被害が発生した市町村を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)における自然災害(施行令第1条第4号)
- (5) (3)又は(4)の都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村(人口10万未満に限る。)で、(1)～(3)の区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害(施行令第1条第5号)
- (6) (3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村(人口10万未満のものに限る。)の区域であって、5(人口5万未満の市町村にあつては、2)以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害(施行令第1条第6号)

3 支援法の対象となる世帯

支援法の対象となる被災世帯は下記のとおり

- (1) 居住する住宅が全壊した世帯(以下「全壊世帯」という。)(法第2条第2号イ)
- (2) 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯(以下「解体世帯」という。)(法第2条第2号ロ)
- (3) 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯(以下「長期避難世帯」という。)(法第2条第2号ハ)
- (4) 居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯(イ及びウに掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。)(法第2条第2号ニ)
- (5) 居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補

修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イからエまでに掲げる世帯を除く。以下「中規模半壊世帯」という。）（法第2条第2号ホ）

4 支援法の適用手続き

市町村の被害状況報告

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに知事（災害対策本部情報班）に対して報告するものとする。

5 支援金支給の基準

対象世帯と支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単数世帯
全壊世帯（法第2条第2号イ）	100万円	75万円
解体世帯（法第2条第2号ロ）	100万円	75万円
長期避難世帯（法第2条第2号ハ）	100万円	75万円
大規模半壊世帯（法第2条第2号ニ）	50万円	37.5万円
中規模半壊世帯（法第2条第2号ホ）	—	—

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	支給額			
	全壊、解体、長期避難、大規模半壊世帯		中規模半壊世帯	
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯（法第3条第2項第1号、法第3条第5項）	200万円	150万円	100万円	75万円
居住する住宅を補修する世帯（法第3条第2項第2号、法第3条第5項）	100万円	75万円	50万円	37.5万円
居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く）（法第3条第2項第2号、法第3条第5項）	50万円	37.5万円	25万円	18.75万円

※住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

6 支給申請書等の提出

(1) 支給申請手続き等の説明

市は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支給申請手続き等について説明するものとする。

(2) 書類の発行

市は、支給申請書に添付する必要がある下記の書類について、被災世帯の世帯主からの申請に基づき発行するものとする。

- ① 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- ② 住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊の被害を受けたことが確認できる罹災証明書（住宅に半壊の被害を受け、やむを得ず解体した場合も同様。）
- ③ 長期避難世帯に該当する旨の証明書面

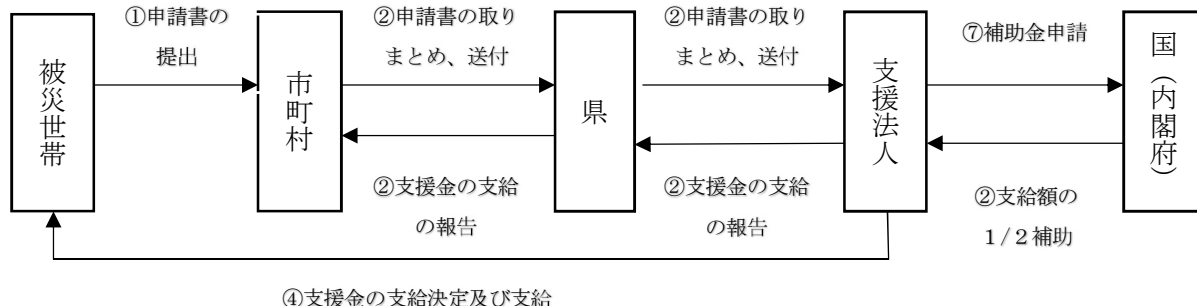
(3) 支給申請書等の送付

市は、被災世帯の世帯主から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、速やかに県（危機管理総室・避難地域復興局）に送付するものとする。また、平時から申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

(4) 支援金の支給

被災者生活再建支援法人は、支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し支援金を支給する。

(5) 支援金支給事務の基本的な流れ



第2 罹災証明書の交付

市及び白河消防署は、災害が発生した場合において、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、次のとおり罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家の被害その他市長が定める種類の被害状況を調査して、災害による被害の程度を証明する書類（罹災証明書）を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するよう努めるものとする。

- 1 市は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確立を図るため、担当組織を明確にし、専門的な知識及び経験を有する職員を育成するとともに、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずる。

罹災証明書の交付にあたっては、防災担当課が発行業務を行い、被災者の利便を図るために担当窓口を設置する。被災者への交付手続き等の周知については、市発行の広報誌等により行う。

- 2 火災による罹災証明書は白河消防署が交付する。

第3 被災者台帳

市長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成するよう努めるものとする。

- 1 被災者台帳に記載する内容

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他の連絡先
- (9) 世帯の構成
- (10) 罹災証明書の交付の状況
- (11) 台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先

- (12) 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- (13) 被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号(マイナンバー)
- (14) その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

2 台帳情報の利用及び提供

(1) 台帳情報の提供

市長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なお、この場合、被災者に係る個人番号(マイナンバー)は含まないものとする。

- ① 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき
- ② 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ③ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供に関し必要な事項

台帳情報の提供を受けようとする者(申請者)は、以下の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- ① 申請者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ② 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- ③ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- ④ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的
- ⑤ 台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項

第28節 農業応急対策

【産業部】

被害を受けやすい凍霜害、水稻の病虫害及び家畜の伝染病等の発生を主体に技術対策を実施するとともに、農業災害の防止を図るものとする。

第1 凍霜害対策

農作物及び果樹類を凍霜より未然に防止するため、白河市防霜対策本部設置要項に基づき市及び農業協同組合等の関係機関と協力して凍霜害対策を実施するものとする。

第2 稲作病虫害予防対策

稲作病虫害の被害を最小限に防止するため、防除の徹底を図るものとする。

第3 家畜伝染病対策

家畜伝染病等が発生し、または発生のおそれがある場合は、関係機関と連絡を密にし、防疫薬剤散布などの対策を行うものとする。

また、平常時においては予防接種等の指導徹底を図るものとする。

第4 被害報告

農業被害が発生した場合は、福島県農業災害対策基本要綱に基づき、直ちに関係機関、農業団体等の協力を得て、的確な被害状況の把握に努め、本部長に報告するとともに県南農林事務所へ報告するものとする。

第4章 災害復旧計画

第1節 施設の復旧対策

【総務部、市民生活部、保健福祉部、産業部、建設部、教育委員会、水道部、指定公共機関、指定地方公共機関】

災害により被害を受けた施設の復旧は、原形の復旧に併せて、再度被害の発生を防止するために必要な施設の設計または改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図るものとする。

また、被災施設の復旧に際しては、災害の実情や自然的・社会的な要因等を詳細に把握・検討し、総合的な見地から計画的な復興事業を促進するものとする。

第1 災害復旧事業計画の作成

市は、応急災害対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査・検討し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を作成する。

1 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ① 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - ② 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - ③ 下水道災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上、下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国または県が費用の全部または一部を負担するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定の実施が速やかに行えるように努めるものとする。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう、必要な措置を講じるものとする。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同法施行令、同法施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により明らかにされている。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他市が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律または予算の範囲内において国が全部または一部を負担または補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

1 法律に基づき一部負担または補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

- (2) 公立学校施設災害復旧国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下、この節において「激甚災害」という。）が発生した場合には、市及び県は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

なお、激甚災害にかかわる公共施設の復旧に対する財政援助措置の対象は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
（激甚法（以下「法」という。）第3条、令2、3条）
 - ① 公共土木施設災害復旧事業
公共土木負担法の規定の適用を受ける公共施設の災害復旧事業
 - ② 公共土木施設災害関連事業
公共土木施設災害復旧事業のみでは、再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木負担法施行令第1条各号の施設の新設または改良に関する事業で、国の負担割合が3分の2未満のもの
 - ③ 公立学校施設災害復旧事業
公立学校負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業
 - ④ 公営住宅災害復旧事業
公営住宅法第8条第2項の規定の適用を受ける公営住宅または共同施設の建設または補修に関する事業
 - ⑤ 児童福祉施設災害復旧事業
児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
 - ⑥ 老人福祉施設災害復旧事業
老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
 - ⑦ 身体障害者更正援護施設災害復旧事業
身体障害者福祉法第28条第2項または第3項の規定により、県または市が設置した身体障害者更正援護施設の災害復旧事業
 - ⑧ 感染症予防事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による県の支弁にかかわる感染症予防事業及び同法の規定により市長が行う感染症予防事業。
 - ⑨ 堆積土砂排除事業
ア 公共施設の区域内の排除事業

激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で市またはその機関が施工するもの。

イ 公共施設区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたものまたは市長が、これを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業。

⑩ たん水排除事業

激甚災害の発生に伴う破堤または溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で、地方公共団体が施工するもの。

(2) 農林水産業施設災害復旧事業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業にかかわる補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
(法第2条第1項の規定による災害が激甚災害として指定された場合に示す特別措置を行う。)
- ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ② 中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の特例
- ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 中小企業者に対する商工組合中央資金の融通に関する特例

(4) その他の財政援助及び助成

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ③ 市が施行する感染症予防事業に関する特例
- ④ 母子父子寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
- ⑤ 水防資材費の補助の特例
次のいずれかの地域で国土交通大臣が告示する地域に補助される
ア 県に対して補助する場合は、激甚災害に関し県が水防のため使用した資材の取得に要した費用が190万円を超える県の区域
イ 水防管理団体に対しては、激甚災害に関し、当該水防管理団体が水害のため使用した資材の取得に要した費用が35万円を超える水防団体の区域。補助率は2/3である。
- ⑥ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- ⑦ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ⑧ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ⑨ 雇用保険法第8条に規定する雇用保険の被保険者に対する雇用保険支給

第3 激甚災害の指定

県は市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると認める事業について、激甚法に定める事項に関して速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう必要な

措置を講じるものとする。

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

※激甚災害の指定は、中央防災会議（国）が行う。

第4 災害復旧事業の実施

県、市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずるものとする。

また、復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の早期完了に努めるものとする。

第2節 被災地の生活安定

【市長公室、総務部、市民生活部、保健福祉部、産業部、建設部、会計課、白河地方広域市町村圏消防本部、郵便局、その他防災関係機関】

大規模災害時には、多くの住家や家財の喪失、あるいは生命が危険に瀕するなど、日常と大きくかけ離れた非常事態のなかで、地域社会や市民生活が混乱に陥る可能性がある。これらの事態は、速やかな災害復旧を妨げる要因となるため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力して、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるものとする。

第1 義援金品の配分

1 義援金品の受入れ配分

県に寄託された義援金は、県の配分手続きを経て市に送金される。市に寄託された義援金は、保健福祉部において義援金配分委員会を組織し協議のうえ被災者に配分するものとする。

なお、市の義援金品の受付窓口は社会福祉課（救護第1班）とする。また、銀行等に災害対策本部長名の口座を開設し、振込みによる義援金を受付けるものとする。

2 義援金品の保管

被災者に配分されるまでの間、義援金は会計課が指定金融機関等へ一時寄託する等して、適切に保管する。義援物資は物資集積所に一時保管するが、被災の状況によっては、その他の公共施設に保管するものとする。

3 配分計画

被災地区の人員世帯数、被災の状況等を勘案し、世帯及び人員等を単位として計画し、対象は住宅被害（全壊、流失またはこれに準ずるもの）人的被害等とするものとする。

第2 被災者の生活確保

1 公営住宅の一時使用

(1) 実施機関等

- ① 市長は、公営住宅の一時使用に関する計画を立案し実施する。
- ② 市は、災害時における一時使用が可能な公営住宅の把握について、県と緊密な連絡をする。
- ③ 一時使用は、地方自治法 238 条の 4 第 7 項による目的外使用許可により行う。

(2) 実施方法

① 一時使用対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当するものとする。

- ア 住宅が全壊、全焼または流出した者であること。
- イ 居住する住宅がない者であること。
- ウ 生活保護法の被保護者もしくは要保護者。
- エ 特定の資産を持たない、失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、障がい者及び小企業者。
- オ これらに準ずるものであること。

- ② 一時入居者の選定
一時入居者の選定は市長が行い、公募によらない入居とし、収入基準等の入居資格要件を問わないものとする。
- ③ 一時使用の条件
市長は、県南建設事務所と緊密な連絡をとり、次の事項に留意して公営住宅の一時使用の条件を統一して定めるものとする。
 - ア 一時使用の期間
 - イ 家賃及び敷金の負担者
 - ウ 電気、ガス、水道並びに共益費等の負担者
 - エ 退去時の修繕義務
- ④ 一時使用させる戸数
ア 一時使用させる戸数は、公営住宅の通常の入居希望者に支障が出ない範囲で行うものとする。
イ 市は、自らの公営住宅の提供では不足する場合、周辺の市町村または県に公営住宅等の提供を依頼するものとする。
- ⑤ 正式入居の措置
一時入居を行ったものについては、公営住宅法の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて特定入居として正式入居とするものとする。

2 職業のあっせん

- (1) 公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握する。また、次の措置等を行い、離職者の早期再就職へのあっせんを行う。
 - ① 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
 - ② 巡回職業相談
 - ③ 職業訓練受講指示、職業転換給付金制度の活用等
 - ④ 災害救助法が適用され、市長から労務需要があった場合の労務者のあっせん
- (2) 市は、臨時相談所等で離職者の状況を把握し、迅速に公共職業安定所長に報告するとともに、必要と認めた場合は、臨時職業相談所等の開設を要請するものとする。

3 租税等の徴収猶予及び減免の措置

市は、災害により被災した納税義務者または特別徴収義務者、被保険者等に対して、白河市税条例、白河市国民健康保険税条例や地方税法、国民年金法等の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出または納付若しくは納入に関する期日の延長または猶予及び減免の措置を、災害の状況に応じて実施するものとする。

4 郵便関係措置等

災害が発生した場合、その被害状況並びに被災地の実情に応じて郵便事業にかかわる災害特別事務取扱い及び援護対策等を実施する。

- (1) 郵便局が所持する車両の提供
- (2) 郵便局が収集した避難所開設状況及び被災者の同意を得た避難先リスト等の情報提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務にかかる災害特別事務取扱い及び救護対策
 - ・ 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - ・ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ・ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - ・ 被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除

- (5) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項（避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届（郵便局様式）の配布・回収を含む。）
- (6) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払（被災地支援のための日本赤十字社等の振替口座宛ての災害義援金の無料送金など）及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い（保険料払込猶予期間の延伸など）について、要請があった場合の取扱い

第3 災害弔慰金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律の第3条第1項に該当する場合に、市の条例に基づき、死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

1 対象災害

- (1) 市内において住居が5世帯以上滅失した災害
- (2) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- (3) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

2 支給限度額

死亡時において、生計を維持していた者の場合500万円、その他の者の場合は250万円を限度として支給する。

第4 被災者への融資

1 農林水産業関係

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という）を適用し、低利の経営資金の融通並びに既往貸付期限の延長措置などについて農林業経営の維持安定を図るよう推進するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 農業関係

災害により被害を受けた農業協同組合及び農業者等に対する経営資金（種苗、肥料、薬剤、農機具等政令で定めるものに限る。）の融通を図る。

- (2) 農地及び農業施設等の災害復旧資金として「農業基盤整備資金」、「農林漁業施設資金」の活用、及び被災農家の経営安定を図る「自作農維持資金」の長期低利資金の活用を積極的に指導推進する。

(3) 林業関係

被災森林組合及び林業者に対して「天災融資法」の適用及び低利経営資金の融資を円滑にして林業経営の安定を図るよう推進する。

- (4) 林業者及び森林組合等に対する「農林漁業金融公庫」による長期低利融資制度の活用を指導し、森林及び林業施設等の早期復旧を積極的に指導推進する。

2 中小企業融資の確保

被災した中小企業者の、施設の復旧に要する資金並びに事業資金の融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるようにするため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の「災害 特別融資枠」の設定を促進するため、関係機関に要請する。
- (2) 一般銀行、信用金庫等の金融機関の中小企業向融資の配慮、信用保証協会の信用枠の確保等の措置を当該金融機関等に対し要請するとともに、当該措置の実施の確保について努力するものとする。

- (3) 中小企業者の負担を軽減し、復旧を促進するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定を受けるため、必要な措置を講ずる。

3 住宅関係

- (1) 市は、住宅金融公庫法に規定する災害復興資金の融資適用災害に該当するときは、当該資金の融資が円滑に行われるよう努めるものとする。
- (2) 災害による滅失家屋が10戸以上になった場合は、罹災者の意向と災害の実態を把握したうえで、住宅金融公庫支所に災害特別貸付制度による融資の申出など制度の周知について必要な措置をとるものとする。

4 福祉関係

- (1) 市は、災害救助法の規定により制定した「白河市災害弔慰金の支給等に関する条例」により、貸付を実施する。
- (2) 県の生活福祉資金貸付制度を活用し、被災した低所得世帯（災害弔慰金の支給に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く。）に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更正するのに必要な資金を融資する。

[資料4－2： 白河市災害弔慰金の支給等に関する条例]

白河市地域防災計画

一般災害対策編

編集発行 白河市防災会議

事務局 白河市市民生活部生活防災課

〒961-8602

福島県白河市八幡小路7番地1

TEL 0248-(22)-1111(代)

FAX 0248-(27)-0775